

第1章 鞆の浦の歴史と都市形成史

はじめに

古来より瀬戸内海有数の港町であった鞆の浦に関する文献は、近世の地誌類もあればきりがない。そこで戦後の主なものだけをあげるとすれば、まず『福山市史』（古代中世編、1963（昭和38）年、近世編、1968（昭和43）年、近現代編、1978（昭和58）年、地理編、2010（平成22）年）が重要である。とくに近世編は出色的のできで、鞆の浦をふくめた福山藩域すべての近世の動向や社会制度が詳細に述べられていて参考になる¹。

町並み調査関連のものとしては、1975（昭和50）年に最初の調査が実施されており、『鞆の町並』（1976）が刊行されている。そのなかでは、村上正名委員が担当した第二・三章が、近世港湾都市としての鞆の浦の状況を簡潔にまとめており、参照すべきであるが、町並み調査の範囲が重要文化財の太田家住宅周辺に限られていることから、町並み調査としては不十分である。このとき不足していた景観調査や建物の復原調査、保存活用法などの検討が、その4年後に実施されており、『鞆町町並調査報告書』（1980）として刊行されている。この調査で、初めて近世以前の鞆の浦の都市構造が検討されており、都市全体の景観調査も行われるなど、注目すべき点があるが、調査範囲が狭い問題は解決されなかった。

こうした行政調査とは別に、東京大学の建築史研究室（稻垣栄三）による都市史調査が1982（昭和57）年から開始され、その成果が『稻垣研報告書』（1985）として刊行されている。この調査で初めて本格的な都市史調査が実施されたことになり、明治・大正時代の地籍図や元禄13（1700）年の検地帳を使った地割り（各屋敷地の形状を示した地図。地籍図ともいう）の復原も、かなりの部分で行われ、その地籍図をもとにして都市構造や社会構造を検討し、町家形式の分類も行っている。その成果は、鞆の浦という港町の貴重な価値を広く世に知らしめる契機をつくり、都市史調査の重要性を認識させた点で評価されるが、発見されていた元禄検地帳が部分的であったことから検討結果が全体像を結ばず、また検討が近世に集中したことから中世の状態を解明できなかった点に問題を残した。

その後も、たとえば谷沢明「鞆の町並み」（『瀬戸内の町並み 港町形成の研究』未来社、1991（平成3）年、所収。以下『港町形成の研究』と略記する）のように、近世から近代にかけての町人の動向を詳細に検討し、住民の動向という視点からみた近世・近代史が具体的に描かれた研究もあるが、町並み保存の調査としては不十分であった。

こうした状況下で、1997（平成9）年から鞆の浦の全域にわたる町並み調査を目指して、伝統的建造物群保存対策調査が実施され、1999（平成11）年には歴史分野の報告書である『鞆の浦の歴史』（1999）が刊行された。そこには古代と中世の鞆の浦に関する史料が網羅され、その史料をつかって中世の歴史を検討し、元禄検地帳も町部分については完全に活字化され、それによる地割り復原もより進んだ。2009（平成21）年には建造物調査の報告書である『鞆の浦の建築』（2009）が刊行され、鞆の浦の全域にわたる民家建築の実態が初めて把握された。しかし、なお社寺建築調査、景観調査、住民調査、防災調査、中世期の都市史調査などが不足していたので、残された課題を解決するために2010年から本調査が行われることになった。

ところが都市史調査が開始された矢先の2010（平成22）年初頭、中世の鞆の浦に関する注目すべき論考が相ついで発表されたのである。一つは鞆の浦のこれまでの発掘調査をまとめた藤野次史「鞆における考古学的調査」であり²、詳細は後述するが、これまで行われた発掘調査をまとめて分析すると、少なくとも鎌倉時代までは、現在の歴史民俗資料館が建つ小丘陵（小字名は古城跡。近世初頭に城郭が築かれたことから以後は城山と呼ぶ）の北側に湾（以下「北湾」と呼ぶ）があり、城山の南側に現存する

港（以下「南湾」と呼ぶ）が機能し始める鎌倉後期までは、北湾も主要港として機能していた可能性があると推測している。もう一つは、福山市内の胎蔵寺が所蔵する仏像の胎内から発見された鎌倉末期の嘉暦3（1328）年に書かれた屋地売券を紹介・分析した白井比佐雄の「中世鞆にかかる新発見の屋地売券について—福山市・胎蔵寺木造釈迦如来坐像胎内施入品紹介の一環として—」である³。これも詳細は後述するが、この史料から藤野次史が港湾機能や居住域があったと推測した城山の北側に、当時としてかなり高額な屋敷地を所有する住人が住んでいた可能性が高まり、鎌倉末期の鞆の浦の中心地区は現在のように城山の南側ではなく、北側であった可能性が出てきたのである。

こうした状況下で行われることになった都市史調査は、当然、これまで不明であった中世の鞆の浦を検討するものでなくてはならなかった。中世の鞆の浦に関しては、1997（平成9）年と1998（平成10）年に行われた町家調査で三浦正幸が、元禄13（1700）年の検地帳の時点で既に「町家の間口幅が不均一」であり、その理由の一つとして「中世以来の地割の方法が現存していることが考えられる」と述べているが⁴、そのように現存敷地の大きさに中世の町割りが残されており、それが近世の一間の寸法で割ると端数が出る原因ならば、中世の一間の寸法は近世とは異なっていたと考えられる。そこで、後述のように各街区が形成されるときに使用されたと推測される一間寸法、これを以後は測地尺と呼ぶが、それを推定することで各街区が形成された時期を推測する方法を使って、中世段階の空間形成史（街区や地割りの形成史）を分析し、それを根拠に古代の状況も推測することにした。

近世については、既存の調査で未完成であった元禄13（1700）年の検地帳による地割りの復原を、後地村の範囲は別として少なくとも町部分では完成させ、これによって中世から近世への変化と、後で述べる1883（明治16）年の地籍図との比較から近世後半の変化を考察した。

こうした都市形態の分析や復原には信頼できる地図が必要であるが、じつは現在でも敷地形状まで正確な地図は、個別に現地で実測が行われた場所を除いて存在しないのである。鞆の浦でも、1883（明治16）年に地租改正にともなう測量結果をもとにして町毎に作成された字切り図や、1925（大正14）年および1974（昭和49）年に製作された地籍図が存在するが、誤差レベルに違いがあるとはいえ、すべての地図が街区レベルで既に狂いをもち、敷地レベルでの規模・形状は上記のような地割りの復原や測地尺の分析ができる精度ではない。

そこで本調査では、国土地理院が設置した基準点を基点にして航空測量した後、道路部分については技師が測量することで修正した500分の1の道路台帳の附属公図（以下「道路公図」と呼ぶ）を基本データとし、道路形状と街区の輪郭はそれに倣った上で、その中に現在も使用されている1974（昭和49）年製作の地籍図に示された各敷地を当てはめていった。その際には、2009（平成21）年撮影の航空写真も参照しながら、現実の敷地境界線と地籍図上の敷地境界線を分かれる範囲で調整し、可能な限り正確な地籍図を作成した。以下、これを「修正地籍図」（図1-1）と呼ぶ。これは、CADデータとして製作してあることから、各敷地に地番や略歴などの文字情報も入力でき、今後の保存活用等の場面で基礎的なデータとして活用されることを期待している。

ただ実際に作業を進めてみると、上記の道路公図でさえ国土地理院が設置した基準点の精度に問題があったことや航空測量ゆえの歪みがあり、街区レベルで数十センチの誤差があり、街区内の表示も航空写真と整合していない箇所が多いことなど、様々な問題があることが判明した。つまり修正地籍図であっても、街区形状の時点で既にセンチメートルレベルでは正しくなく、ましてや敷地の形状に至っては街区の奥部分では建物同士がひしめき合っており一度も測量されたことがない箇所も多く、現状ではとても正確さは求むべきもないことが明らかになった。したがって、修正地籍図でも、現状で可能な限り正確さを追及した図であり、敷地形状には不正確さを多々残している点に注意されたい。

以上のようにして作成した1974（昭和49）年の地籍図を基礎データとして、各敷地の地番を頼りに大



図1－1 1974（昭和49）年修正地籍図

正14年または昭和3年にかけて製作された地籍図⁵の地割りを復原し（図1－17。以下、参照した地籍図の最新データに合わせて「1928（昭和3）年修正地籍図」と呼ぶ）、これによって戦前の状況を把握した。つぎに明治16年の字切り図も、それ自体は街区形状・敷地形状とも不正確なものであったが、復原した1925（大正14）年の地籍図から個々の敷地の地番をたよりに復原し（図1－15。以下「1883（明治16）年修正地籍図」と呼ぶ）、近世末の状況を色濃く残す明治前期の状況を把握した。

したがって近代については、これら各時代の地籍図を比較すれば、たとえば明治から大正にかけての変化や、昭和初期から高度経済成長期までの変化を、地籍図の変化として把握できるようになった。そこで、地割りという小さな都市形態の変化を引き起こした起因として、これまで市史等に記されてきた政治経済の動向や、谷沢明が明らかにした住民の動向を記し直すことにした。

以上のような作業の結果、鞆の浦の都市史は古代から近代までかなり連続的に描くことができるようになった。そこで、伝建調査における都市史調査は、通常、歴史・空間形成・景観形成と分けて述べるのが基本であるが、鞆の浦の場合は史料に基づく歴史については既刊文献に多く報告されており、景観形成については近世・近代しか描けないことから、通史として描くことが可能になった空間形成史を中心に記述することにした。景観形成については、既刊の建造物調査や、新発見の絵画史料等から、まだ明らかにできる点があるが、今回は調査時間の都合上、それらについては詳細な検討をすることができなかった。今後の課題とすることを許されたい。

1. 地形・地質と町の成立基盤

いつの場合でも、町の成立基盤は自然であり、その基盤に立たされた人間の営為が町の歴史である。その意味で、都市史は自然条件の記述から始められなければならない。

鞆の浦の地質と地形上の特色は、近年、『福山市史 地理編』（2010）が刊行されているので、詳細はそこに述べられている。そこで、ここでは人文歴史の基礎になる箇所について簡単に紹介するにとどめたい。

まず、この地域の地質をみると、図1－2のようになっている⁶。糸魚川－静岡構造線より西の西南日本では、紀伊半島から四国中央を通る中央構造線により地質の性質は南北に分かれ、北半は沈み込む大陸プレートの外縁に位置することから、古生代から中生代（1億4550万年より前）に形成された海洋堆積層が帯状に連なっている。福山市の南部は、そのうちの丹波帯と呼ばれる海洋堆積層の最下部が基盤岩をなしており、そこに中生代末期の白亜紀後期（1億年前）から新生代に入る古第三紀（6500万年前）までの活発な火山活動で形成された火成岩や花崗岩が入り込んだ地質を成している。このうち火成岩は浸食に対する抵抗性が強いことから、火成岩が存在する地域は安定した高地を形成し、火成岩のルーフペンドントと呼ばれる岩を頂に載せた特徴ある山容を示す山が点在しており、それらが神体山として信仰される現象が周辺地域に多々みられる。

鞆の浦の近辺の地質と地形をより詳しく見ると、福山と松永の間で瀬戸内海に突き出した沼隈半島は、その南と北に火成岩による安定した高地をもち、その中間に中世代のジュラ紀に形成された海洋堆積層が現れている。南の火成岩帶においては、鞆の浦を北端として南西に向かい芸予諸島へ至る備後灘北縁断層を形成し、その火山活動を良く示す仙酔島の地層は天然記念物に指定されている。

この地域をさらに特徴づけるのが、複数の断層によって形成された地形であり、図1－2にみえるように断層は鞆の浦を交点としてY字型に交わっている。鞆の浦から福山方向に延びた南北方向の断層は、鞆断層とも呼ばれる活断層であり、これによって沼隈半島の東縁部は急峻な山容となって海に落ち込み、長崎や佐世保、呉などがそうであるように良港となる基本的な地形を生み出している（図1－3 参照）⁷。

一方、沼隈半島を北西から南東へ横切る断層は、そのまま南東方面に延びて島を形成しつつ、香川県

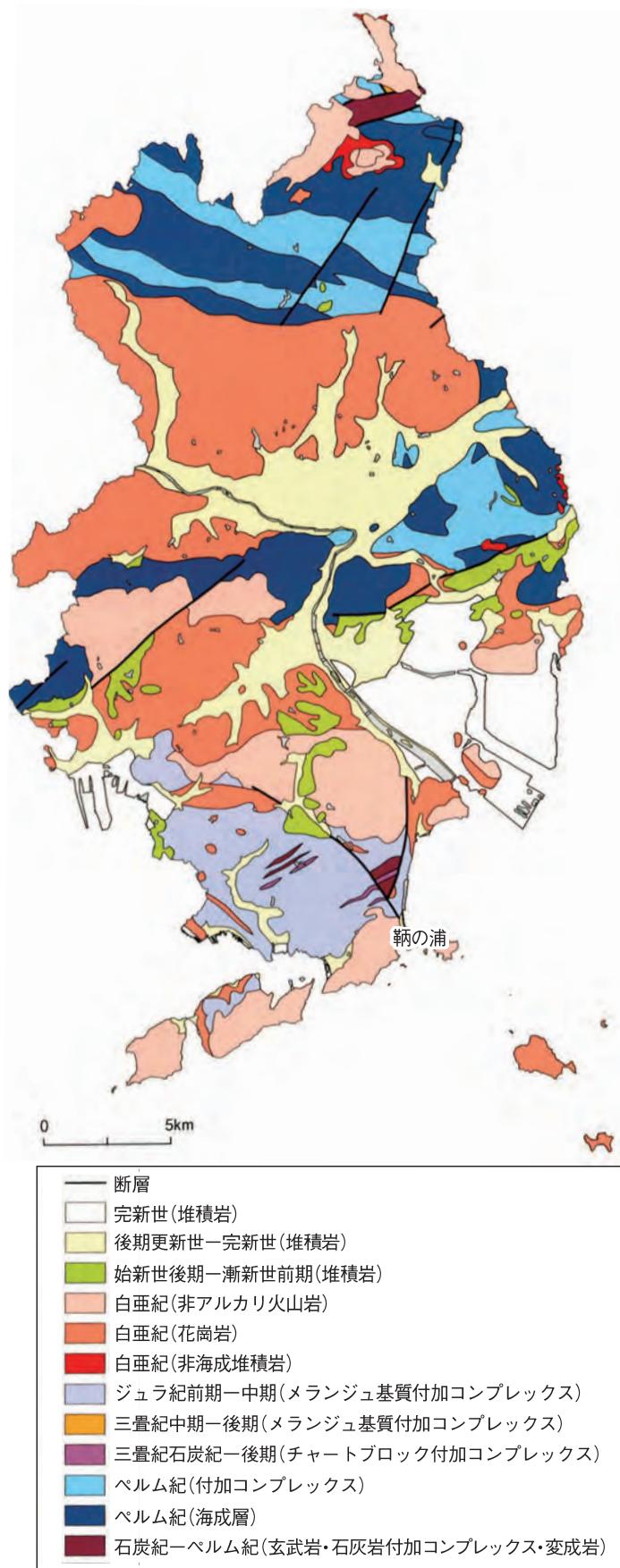


図1-2 福山地域の地質(『福山市史 地理編』より転載)

の三崎半島へ至る。この地域は、図1-4に示すように、ちょうど瀬戸内海の中央部に位置し、西の閨門海峡や豊予海峡と、東の鳴門海峡や紀淡海峡から流れ込んだ太平洋の海水が、この一帯で合流し、あるいは東西へと分かれ出るので、鞆の浦から三崎半島に向けて形成された海底の山稜は、潮流の分岐線となるラインを形成する。鞆の浦はその分岐ラインの北端に位置するゆえに、潮の向きが望みの方向に変わる時を待つための潮待ち港が発生する基礎的条件を満たしていたのである。

このことは『鞆の町並』(1976)ほかの諸書にも述べられていることであるが、加えて指摘しておきたいことは、多島海美を誇る瀬戸内海でもこの一帯は北が備後灘、南が燧灘となり、島が少ないとある。このことから、この一帯には天然の良港が少なく、そのために上述のように断層が交差することから城山、大可島、仙酔島などの岬や島々が形成された鞆の浦は、備後灘から吹き寄せて来る波浪を防ぐ天然の防波堤をそなえた例外的な良港として、港湾都市が成立する必然性を具えた土地であったということになる。

以上のように、地質・地形からみたとき鞆の浦は、備後地方を代表する港湾都市になる必然性が具わっていた土地であり、そこに生きる人々は海や旅人とともに生きることが宿命づけられているということができる。また、中世前期までの鞆の浦が、城山の北側に港湾機能をもっていたとする説も、以上のような自然地形からみれば説得性があり、近世以後のように人工の防波堤を築く経済力や技術力に欠けていた古代・中世では、城山の島影になり、南風や備後灘から寄せ来る波浪から守られる北湾こそが、港湾都市・鞆の浦の胎動期において中心区となるのは当然であったと考えられる。

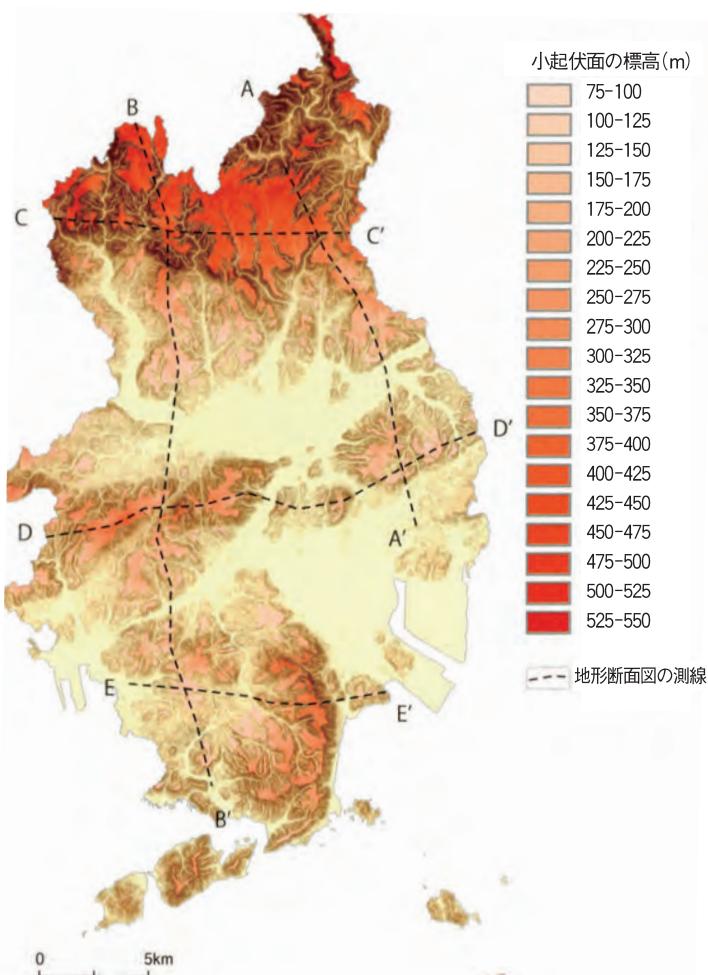


図1－3 福山地域の地形(同前)

される港として恰好の場所であったと推定される。おそらく係留施設やわずかな港湾施設があったに過ぎないとと思われるが、恒常的な港があったと推測される。それでも当時の鞆の浦は、大和と九州、そして東アジア世界をつなぐ航路の重要な寄港地として、遣唐使船をはじめとする瀬戸内海を行き交う船の潮待ち港であった。

平安時代になると、8世紀から12世紀にかけての平安海進という現象で、海面が1メートル50センチ上昇し、平安末期には現在の海面よりも約50センチ高いところまで海になっていたといわれる。このため、上述の関町にあった港湾施設もしだいに狭小となり、とくに11世紀以降に海や川を利用した廻船業

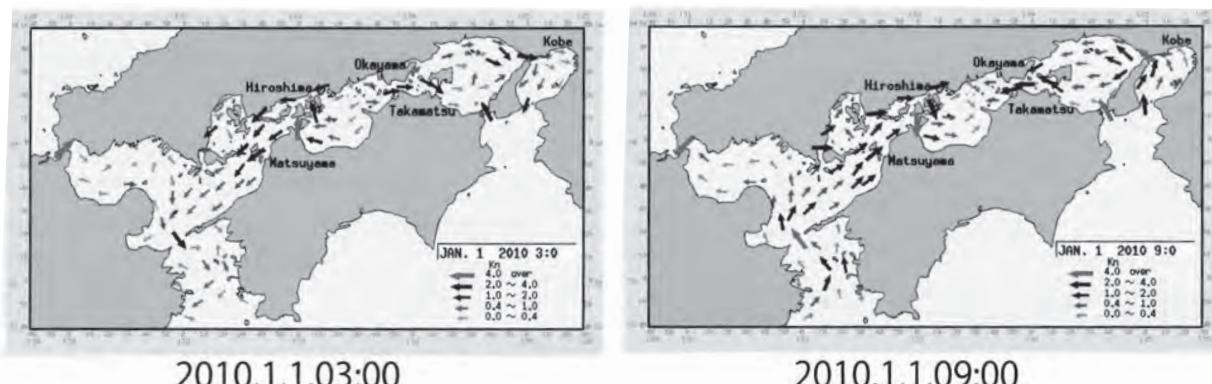


図1－4 瀬戸内海の潮流変化(同前)

2. 通史

急峻な山地が多く、陸上交通に不便をきたしたわが国では、古来より船による交通が重要であった。古代の鞆の浦は、現在の低地がほぼ海であったと考えられ、島影の少ない近辺の地形の中で、断層活動によって例外的に仙酔島や大可島、城山丘陵、鍛冶町の小鳥神社がある微高地などが形成された鞆の浦は、それらが備後灘からの風波を防いでくれる天然の良港であったと考えられる。つまり現在の沼名前神社前が湾になっていて、風波の当たらない良港であったと考えられる。

このような鞆の浦は、魏志倭人伝の頃も含めて、神話時代からある程度の港湾機能が存在する地であった可能性が高いが、現実的な史料に乏しく景観を復原するには至らない。景観がある程度分かるのは奈良時代で、『万葉集』などに歌われた鞆の浦は古木の茂る風光明媚な港であり、当時は現在よりも海面が1メートル低かったといわれているので、現在の関町がある辺りには、城山から福禅寺にかけての丘陵が波風を防ぎ、かつある程度の水深と平地の浜が確保

が発達し、日本各地の沿岸部や陸上交通と河川交通の結節点に港と市場からなる小規模な町が群生する時代が到来すると、鞆の浦でも廻船業を中心にして、それにたずさわる人々や、その物資を交易する問丸、職人、漁民などが集住する港湾都市になっていったと考えられる。このとき狭小になった関町では土地が不足し、別の場所に町は広がったと考えられる。関町に祀られていた疫隅国社が、平安末期に現在の沼名前神社の位置に遷座したと伝わるのは、住人の氏神であった祇園社が彼らの移住にともなって現在地に移転した事實を伝えるものとも思われる。

こうして北湾の奥に移転した港町は現在からみると都市とは呼びがたいほど小規模なものではあったが、運輸と交易を中心にして商工業を生活の基盤にする人々が住み、その背後に氏神が祀られた門前町の躰をなす市街地は、農業に依存しない人々が住む場という正しい意味での都市であったと考えられる。

鎌倉時代の景観は、沼名前神社の門前に広がる北湾を中心に、古来より港があった関町にかけて、湾を取り囲むように狭いながらも計画的な市街地が形成され、鎌倉末期までには祇園社の門前に高価な屋敷地が展開するほどに殷賑を究めた港湾都市の景観を形成していくと考えられる。

源平の争乱後は、鞆の浦にも地頭が置かれ、地頭もしくは地頭代の下で、刀鍛冶などの職人や、宋銭の流通とともに増大する物資の交易や金融業を行う問丸や土倉、そして漁民、農民、遊女達が、狭い土地に高密度な居住形態を実現し、彼らの中には熊野信仰の講を形成する者も現れた。

それにともない市街地は拡大したと考えられるが、安国寺の前身である金宝寺が熊野信仰と関係をもつ法燈派の創立になることから推定すれば、北へ延びる市街地は小鳥神社のある微高地を超えて延伸し、浅之谷から流れ出る小川の河口で現在の本願寺がある辺りに小さな港と町地からなる新市街地を形成し、これを法燈派が管理したとも考えられる。また南でも、江之浦町の入り江の周囲に鍛冶集団を率いる領主が支配する小さな港町が形成されており、関町と祇園社門前も別々の管理主体がいた可能性があるので、宮本雅明がいうように幾つもの管理区に分かれた中世港湾都市特有の景観を呈していたのではないかと考えられる。

鎌倉後期ともなれば大和西大寺の律宗一派も活動し、関町の沖に浮かぶ弁天島に石塔を建立した。また、写経活動も盛んに行われ、遊女の長者も大可島に隠居生活をするなど、文化的活動も活潑で、その時代の遺物も多く残されている。

このように港湾都市として栄えた鞆の浦は、当然、南北朝期になると北朝と南朝の争奪戦が繰り広げられることになり、中国探題となった足利直冬もここを本拠地としたが高師直に敗れている。戦乱の中で金宝寺が備後国の安国寺となり、室町幕府に関する港として安定した発展をすることになったと考えられる。

しかし、平安海進の後だいに低下していった海面は、草谷や浅之谷からの土砂流入もあって、祇園社前の北湾を港として機能しないところまで浅くしていったと考えられる。そこで鎌倉末期頃からは城山の南側が新港として整備され始め、室町前期には現在の西町の県道より北側が、新たな港と市街地になり、これに伴い江之浦町にあった入り江も埋め立てられて現在の江之浦町がほぼ完成したと考えられる。また、城山の南側を延伸した市街地は、関町にあった旧市街とつながることになり、城山と福禪寺の間にある鞍部が、これ以後の鞆の浦の中心地になっていった。これにともない福禪寺の西南麓も、浄土宗に帰依するような都市民が居住する街区となり、道越町の原型も誕生したのである。

こうして、後の西町と道越町が誕生する一方で、浅くなり中洲も形成されていた可能性が高い北湾は埋め立てられて、石井と呼ばれる町がつくられた。そこは遣明船や瀬戸内海を行き交う廻船の所有者や水主、問丸らが居住する町であり、こうして後世の鞆の浦七町が誕生したのが室町時代であったということができる。

戦国時代の終わり頃に毛利氏の支配下に入った鞆の浦は、最後の室町將軍・足利義昭の居所となり、

城山には城郭が築かれ、その北側に御所も整備された可能性がある。この空間構成を継承したのが福島正則による城下町整備で、城山とその南側を多郭式の海城とし、北側には御殿や武家屋敷を配置して、そこにある石井町は現在地に移転されたと推測される。また、それまで島であった大可島との間を埋め立てて道越町が拡大されたと伝わる。

福島氏の改易後、備後にに入った水野氏は、福山に新城下町を建設したので、以後は福山と鞆の浦が備後を代表する都市となり、鞆の浦は公式の海駅として朝鮮通信使を始めとする様々な公使や物資の寄港地となり、あるいは北前船に代表される他国船との交易や、その物資を近海沿岸との間で交易する中継商事を中心とする港町になり、これに酒造業や中世からの伝統をもつ鍛冶業などを並存する近世港湾都市として整備され、元禄時代まで発展していった。

しかし、近世中頃から近隣に廻船業を奪われて、他国船との交易も減少し、酒造業も衰退するなど、港湾都市として下降線をたどることになった。そのため現在も残る波止や常夜燈、雁木、焚場などを再整備し、銀座や市興行等のさまざまな経済対策をうってみたが、趨勢は変えられず、この時期にも多角経営に成功した大坂屋や、酒造業で成功した保命酒屋などによる敷地集積が起こり、一街区を占めるような大規模屋敷地のある都市景観が出現した。

近代の鞆の浦は、機帆船の寄港地として、あるいは鍛冶業を発展させた鉄工業や、保命酒屋の独占が崩れた醸造業の拡大などで最後の繁栄期を迎える。沼隈郡役所が設置されるなど一帯の中心地となり、商工業機能を保った。このことにより、旧武家地や寺社地のように主を失った土地や、関町の大坂屋のように表通りに面した屋敷地は分割され、鉄工業などの近代的産業や醸造業で成功した資本家による敷地集積の対象となって近代和風や擬洋風の建築が建設されるか、小規模な宅地へ改変されるなどして景観はかなり変化した。その中でも西町は、幕末期に衰退した富裕層の取引先を集積して経営に成功した油屋（太田氏）が、保命酒屋と近隣の屋敷地を買い入れて保全したので、近世の景観を良く残した。また、大正頃から観光業が鞆の浦の主産業に育っていった。

戦後の鞆の浦は、鉄道および自動車輸送の発達で港湾機能が縮小し、鉄工業と観光以外には主たる産業がない福山市の一地方区となり、経済的衰退の中で町並みはかえって保存された。ただし、石井町や原港だけはかなり大きな変化が起き、景観も変化した。

鞆の浦が、わが国でも稀有な都市遺産である理由は、古代は言うに及ばず通常は発掘しなければ分からぬ中世の街区や道が、現在も地表に残されている点である。地上の建物は、上述のような理由で建て替えられたものも多く、西町以外では近世建築の保存状態が特に良いとは言えないが、波止・雁木・常夜燈や船番所・焚場の跡地など、近世港湾都市の必要施設が残り、近世港町の景観を良く残すとともに、古代末期もしくは中世初頭から近代までに漸次形成されていった港湾街区が、まるで年輪のように海に向かって広がる景観の中に、わが国の都市の中でも唯一というべき文化的価値が鞆の浦地区にあるといえる理由が存在すると考えられる。

3. 古代の鞆の浦

第1節でみたように、周辺の地形や潮流などの自然条件からすれば、交易のために丸木舟を操った縄文時代から、備後平野に吉備穴国や品治国が成立して、新井白石も述べたように投馬国=鞆があつた可能性もないとはいえない弥生時代から古墳時代まで、さらには大和朝廷による朝鮮半島への使者や出兵が行き交った飛鳥・奈良時代において、鞆の浦が備後地方有数の港として機能する機会は多々あったと推測される。

しかし、周辺地域から出土した石器や中国製の貨泉、三角縁神獸鏡などの遺物以外には、その史料的な裏づけはなく、伝承や推測の域を超えないことから、それらのことについては『鞆の町並』（1976）

などの他の報告書にまかせて、ここでは古代の確実な史料と地形とを総合することによって、古代の鞆の浦の景観を推定してみたい。

これまで提示してきた鞆の浦の古代の地形については、まず最初に紹介した藤野次史が、平安末期の地形として城山の北側に湾があったとしているが、そのような地形を従来から主張している郷土史家もいる⁸。鞆の浦の景観を特徴づけるのは近世初頭まで独立島であったと伝わる大可島だけでなく、現在の城山も島のように見える岬であり、鍛冶町にある小鳥神社が立地する微高地も地形から見て低い州状の島であった可能性がある。(図1-7参照) 古代の鞆の浦がそうした島々に囲われた景観であったことは奈良時代の和歌からもうかがえる。

天平2(730)年に大伴旅人が帰京する際に、赴任地の大宰府で亡くなった妻を偲んで詠んだ歌が『万葉集』にみえるが、そのうちの二首を掲げると⁹、

鞆の浦の 磯のムロの木 見むごとに 相見し妹は 忘らえめやも
磯の上に 根這ふムロの木 見し人を いづらと問はば 語り告げむか
とあるので、歌意から鞆の浦にムロの古木が生えた「磯」があったことが知られる。この歌にちなんで、

天平8(736)年に阿部繼麿を大使とする遣新羅使の一行為詠んだ歌が同じ『万葉集』にみえ、そこでは
離磯に 立てるムロの木 うたがたも 久しき時を 過ぎにけるかも

しましくも 独りあり得る ものにあれや 島のムロの木 離れてあるらむ
とあるので、ムロの木が自生する「磯」は、陸地から離れた島であったと考えられる。ムロの木は、この地方で「モロギ」と呼ばれ、仙酔島や後山一帯にも自生しているネズの木とも、より高木になるイブキビヤクシンともいわれるが¹⁰、いずれにしてもヒノキ科の常緑針葉樹であり、旅人が「磯の上に 根這ふムロの木」と詠っているように海風に耐える根をはった古木であったと考えられる。しかし、ムロの木が自生していた「磯」は、「島のムロの木 離れてあるらむ」や、「離れ磯」などとみえることから、島状になった海中の磯であったと考えられる。古代の用例からみればこのような「磯」にふさわしいのは、仙酔島や大可島のような大きな島ではなく、小鳥神社がある微高地や城山から大可島に向かい延びる尾根筋のように、他の植物が繁茂する山塊から離れた場所であったと推定される。

ここで、城山から大可島に向かって延びる尾根筋について少し整理しておくと、『鞆の浦の歴史』(1999)で説明されているように、大可島は『とわづがたり』の記述から少なくとも乾元元(1302)年までは独立した島であった可能性がある。その場合には、地形からみて現在の県道が旧海岸線で、岬の先端に福禪寺が位置する。この尾根筋には、鞆の浦の地名由来に関わる神功皇后の寄航伝説に関係し、海の神である大綿津見命を祭った渡守神社が近世初頭まで位置しており、その北東の崖下には備後風土記逸文に須佐之男命の出航伝説と関連して記述された疫隅国社を継承し、かつ嘉元3(1305)年の史料には「牛頭天王社」と記された祇園社が位置していたと考えられている。これら二社が、鞆の浦の中心的な神社であるという事実は、鞆の浦が神話時代から備後地方を代表する港であったことを推測させるとともに、疫隅国社または牛頭天王社と呼ばれていた祇園社が位置していたとされる閑町の低地は、近世以前の鞆の浦の中心街区であったことを推測させる。そして、上述のムロの木が旅人に詠まれたのは、祇園社(旧疫隅国社)の神木であったからかもしれない。

その祇園社は、平安時代末期に現在の浅之谷と草谷に挟まれた尾根の先端という、北湾の中央部に遷座したと伝わる。このことから、平安末期には北湾一帯が市街地化していたのかもしれないと考えられる。平安後期の承徳元(1097)年に、源俊頼が亡き父を偲んで詠った次のような和歌に、古代の鞆の浦の港の状況がよくあらわされている。

鞆といふ所に泊りけるを まだ日高し さりぬべからん泊あらば すき早なといえども 船ども
皆とどまりにければ いかがはせんとて とどまりて詠める

舟ともは ともにとまれと わひ人の なげく心は すぎぬるものを

第一節でみたように、鞆の浦は瀬戸内海の潮流の分岐線上にあるので古くから潮待ち港として利用され、近辺には良港が少ないとから、常に多くの船舶に利用されていたと考えられるが、そのことが歌意より読み取れる。発掘調査でも、江之浦町の中心部や城山の南西裾部で平安時代の遺物が検出されており、もとは江之浦と呼ばれたであろう小さな入り江の周囲に居住域が存在していたと推測されているが¹¹、発掘調査が少ない北湾にもそれは連続していた可能性がある¹²。

古代の景観を復原する上では、8世紀から12世紀初にかけて海面が約1.5メートル上昇したといわれる平安海進にも留意しなければならない。その結果、平安末期の海面は現在よりも50センチ高かったといわれ、低地に発生していた古代の集落が消滅する原因にもなったが、港である鞆の浦では、平安時代を通じて海面が上昇した結果、浅之谷と草谷から流れ出る土砂の堆積にもかかわらず、北湾が古代を通じて天然の良港でありつづけたのは、この平安海進のおかげであったと考えられる。

しかし、古代を通じて北湾には浅之谷から流入する土砂が堆積し続けて浅瀬が形成され、平安海進が終わる12世紀以降は、海面の下降にともない北湾の港湾機能は劇的に衰退し、そのため中世後半には城山の南側で新港の建設が進んだと考えられる。しかし、その一方で北湾に堆積した土砂は、その埋め立てを容易にし、近世には武家地が形成されるような低地を用意した点も、都市形成史的には評価すべきであろう。

4. 測地尺の推定による街区形成期の考察

4-1 街区形成分析の背景

中世都市、わけても津・泊・湊などと称された中世の港湾都市については、中世を土地本位の封建制が進行した時代とみる史觀から研究の遅れた分野であった。そうした中でも、近年になると草戸千軒町遺跡などに代表される発掘調査や、網野善彦氏を中心とする精力的な研究によって、ようやくその実態が解明され始めたといえる。ここでは、まず最新の中世都市研究に基づいて、中世の特に港湾都市について概観し、かかる後に、そのような中世港湾都市の貴重な現存例である鞆の浦の中世における状況を分析する方法について述べ、その分析結果を街区ごとに述べた後、分析結果をまとめて中世期の鞆の浦について街区形成史、別の言い方では空間形成史を述べることにしたい。

中世都市研究の第一人者でもある網野善彦は、晩年の著作である『日本の中世6 都市と職能民の活動』の中の「都市的な場と都市—渡市津泊宿—」の中で¹³、それまでの研究を整理しながら以下のように述べている。「周囲を海でかこまれ、山がちで、河川の多い日本列島の交通・流通は、少なくともモノについては、船による海上・河川の水上交通が中心で」あったとして¹⁴、港湾都市が生まれる背景を指摘し、次にその水上交通を担った廻船業について「おそらく12世紀までには各地に「廻船」といわれ、広い海域で、長距離を恒常的・安定的に活動する船が現れている」とし、その結果、「廻船人・商人等の根拠地になるとともに、その積載する年貢物や商品の積替えと保管、それらの受託販売を業務とし、複数の庄園・公領の支配者からそれを請け負う「問職」に補任された問丸たちの集住する「都市的な場」が津・泊・湊であった」とし、とくに年貢が集積する市や港は13世紀後半からの銭の流通により、年貢米等を市で売却して銭に替え、為替などで京へ送るために商業都市化が急速に進み、貸上や土倉等も集まる商業都市に変貌していったとする¹⁵。このような状況は、まさに中世の鞆の浦の発展の背景をなすものであり、そうした中世港湾都市の一つとして鞆の浦を検討すべきであることを示唆するとともに、上述のように古代を通じて天然の良港であり続けた鞆の浦も、中世の到来とともに港湾機能の再配置と、そうした商業都市化にともなう町場の発展による都市形態の変化が運命づけられていた点に留意する必要があるといえる。

ところで網野は、そうした中世の都市的な場では、土地は「口」と「奥」で丈量される「地」として把握され、「在家」と呼ばれる都市民の家屋つまり「屋」とともに、「屋地」として売買されるようになつたことを文献史家らしい筆致で描き、当時の港湾都市の状況も史料を駆使して以下のように描いている。

たとえば鴨社の御厨として、住民に課役免除の特権が認められていた摂津国の長渚浜では、元永元（1118）年に「在家数百家」と記され、久安3（1147）年には「在家」は「数千家」と記されるが、土地を領有していた東大寺の調べでは、建保2（1214）年に「在家六百八十七家」を数え、「但し員数は時に従つて定まらず」とされ、その地口は「間数八百六十七間、所当地子二十余石」と記録されている。このことから鎌倉初期には、すでに課税のために在家の屋敷間口が「間」を単位として計測されており、当時の在家の平均間口は1.3間ほどと小さかったことが知られる。この長渚浜の都市規模が特別かといえば、やや時代が降るが鎌倉末期の尾道も「政所・民屋一千余宇」と記され、より規模が小さい港湾都市としては、醍醐寺の所領であった志摩国の泊浦で鎌倉末期に100軒余の在家があったことが検注帳から知られる。鞆の浦の規模は、おそらく両者の中間くらいではなかつたかと思われる。

そのほかにも鞆の浦の近辺の状況をみておくと、鎌倉末期の応長2（1312）年に三原市沼田東町の本市にあった市庭の地が、四郎太郎友氏とその嫡子から比丘尼に売り渡されているが、この沼田庄の本市は沼田川の河口近くに位置し、永享5（1433）年には在宅300軒と土蔵1棟があり、別に新市として150軒の在宅があったことが知られる。これは市場兼港から小規模な都市へと発展した事例に当たる。また備中国の山間部にあった新見庄では、建武元（1334）年の地頭方検見帳に、「市庭在家後地用途事」という項目があり、そこでは市庭の30軒ほどの在宅が「屋敷」と「後地」に分けて検注され、在宅の屋敷地の「後地」には地子錢という税金がかけられ、それが「市庭後地錢」として徵収されていたことが知られる。この市庭は、市の立つ日には飲み屋もあったほどの都市的な場であり、最小規模の都市景観を示す事例と考えられる¹⁶。

ところで、こうした中世都市の成立が、敷地の丈量単位である「間」の成立と普及に関わっていた可能性が高いと考えられる。なぜなら、上述のように鎌倉時代前期に東大寺が、長渚浜の在宅の間口を「間」を単位として測ったのは、間口の規模に応じて決まる地子と呼ばれる税を課するためであった。そうした在宅と呼ばれる都市住民の発生が、彼らの宅地の間口を測る「間」という丈量単位を生みだし普及させたのではないかと考えられる。本来、「間」は建物の柱間をいう単位であったが、家屋が軒を連ねる都市的な場では、建物の規模と敷地規模が緊密に関連する。そのことから建物の規模を測る単位であった「間」が、敷地を測る丈量単位に使われるようになっていったのではないかと考えられる。

中世には、以上のように港湾都市が隆盛したのであるが、その状況下では古代から備後地方を代表する港があった鞆の浦に都市が成立したとして不思議はない。これまで多くの調査報告書では鞆の浦の都市景観を福島正則による町割り以降としているが、それらには何ら根拠が示されていない。また、前述のように中世の鞆の浦の姿は近世以後の鞆の浦とはかなり異なつてゐたと予想されるが、それでも中世段階の都市形態を分析し、近世以後の都市形態と比較してみなければ、現在の都市景観が本当に近世初頭に形成されたものなのか、それとも網野善彦等が史料から描いてみせる中世港湾都市の景観を残しているのかは、じつのところは分からぬ。そこで、本調査では街区形態から各街区がいつ形成されたかを推定する方法について検討してみた。本節は、その方法と分析結果について述べることを主眼とする。

4－2 測地尺の推定方法

そもそも鞆の浦は、第一節でみたように沼隈半島の東縁を形成する山脈の裾野に形成された港湾都市である。このような場合には、山裾の比較的高い土地ほど古くから利用されていた可能性が高い。事実、先述のように鞆の氏神である祇園社は、西側の山並みの裾野の中央部を占めている。しかし、同社が現

在地に遷座したのは平安末期と伝えるから、山裾が計画的な市街地となった時期は平安末期かもしれない。一方で、その祇園社の故地とされる城山の北東部、つまり現在の閑町の南部は、上述のように古代の港であった可能性があり、『鞆の浦の歴史』（1999）は、中世段階では閑町という町名の由来となった海關が設置されていた可能性もあるとしている。

このような地勢的あるいは史料的な情報による推測は、多くの諸書に示されていることなので、ここでこれ以上述べる必要はない。本項では、まずそのような都市の形成過程を具体的に検討する方法について述べ、その後、次項で各町ごとに分析結果を示し、その後で分析結果と史料等を総合して中世の鞆の浦の空間形成史について述べる。

鞆の浦の街区を概観すると、かなり地形の制約があるにも関わらず、一辺が50メートル前後か、100メートル前後である場合が多いことに気づく。このことは、鞆の浦が50メートル前後を単位として計画的につくられた「都市」であった可能性があることを意味する。そこで、その計画性を抽出して分析する手法を考えてみた。

都市の計画性を分析する方法としては、都城制研究などでは街区や道路の位置や幅を検討し、その規則性を明らかにすることが行われてきた。古代には、造営尺といつて一尺が何ミリメートルであるかが造成時期を考える上で重要な問題であるが、中世以後は一尺が303ミリメートル前後で安定し¹⁷、代わりに一間が何尺かの方が不安定になって中心的な問題になる。

封建制が普及した中世以降、領地を測る際に一間を何尺とするかは、石高の増減に直結する大問題であった。土地を計測するために使う物差しは、間竿（けんざお）と呼ばれ、一間あるいは二間の間竿を繋ぎながら測量し、面積が広い場合は縄も使用したが、いずれも一間の長さを何尺と定めた間竿が基準であった。ここで仮に間竿の長さを縮めると、単位長さが短くなるので同じ面積の土地でも数値上の面積は増加する。したがって、主に面積から決まる石高（収穫高）も増加して、年貢収納率を上げなくても年貢が増加するのである。したがって間竿の長さは、時の為政者によって常に短くされる傾向にあったと考えられる¹⁸。

鎌倉時代の間竿はよく分からないが、室町時代の応仁の乱以後は、一間は六尺五寸であったとされる。事実、福山藩域でも、毛利氏による天正年間の検地から、福島氏を経て水野氏に至るまで、検地や地詰（検地のような全体的測量ではなく、新開地などの修正を必要とする部分のみの測量）の間竿はすべて六尺五寸であった¹⁹。しかし、これ以前の文禄年間（1592～1596）に豊臣秀吉によって行われた太閤検地は、周知のように一間を六尺三寸とし、一反も三六〇歩から三〇〇歩に改めたので、一町の面積は以前よりも約22%縮み、領地面積に原則的には比例する石高は、逆に22%増加した。この太閤検地も江戸時代に入ると「古検」と呼ばれ、江戸幕府は「新検」と呼ばれる一間を六尺一分とする検地を標準とした。つまり再度、増税が行われたわけである。事実、福山藩でも元禄11（1698）年の水野氏の廃絶を受けて、元禄12（1699）年に幕府が岡山藩に命じて行わせた検地では、一間は六尺一分と規定され、その結果、福山藩領は約十三万石から約十五万石へ増加した²⁰。このときの検地は、幕府が福山藩全域を把握するため行ったものであり、そのため通常は行わない町地にも及び、このとき作成された検地帳は鞆の浦全域を把握できる貴重な史料となった。近世には各藩が六尺三寸から五尺八寸までの様々な間竿を使って検地や地詰を行い、年貢の増収を狙った物差しの変更が各地で行われた。しかし、明治維新後の新政府は、地租改正にともない、1874（明治7）年から1881（明治14）年にかけて一間を六尺として全国を測量した。鞆の浦でも、1882（明治15）年までに各屋敷地を間竿で測った野取帳が作成され、それを基に1883（明治16）年に字切り図が作成されているが、明治新政府による検地は、実際には砂摺（すなずり）と称して両端に五厘ずつを加えた六尺一分の間竿が使用されており、実質的には江戸幕府の規定を引き継いでいた。実際の検地では、このように間竿に延びを与えて、検地される側の抵抗を減じる

処置が常にとられており、後述するように元禄13（1700）年の検地でも、同様の処置がとられていた。検地帳から地割りを復原する際には、常にこのことが問題にされねばならないのである。

応仁の乱以前の間竿が何尺であったかは、今のところ分からぬが、上述の摂津国の長渚浜の事例で知られるように、少なくとも鎌倉時代には都市の屋地は「間」を単位として丈量されていることから、間竿に類した丈量の単位は存在していたと考えられる。高橋康夫によれば²¹、敷地の間口を「間」で表示した確実な例は奈良が早く、東大寺国分門外の楞伽院房地では平安末期から「間」と尺が用いられ、養和元（1181）年には一間八尺で分割されたことが知られる。しかし、文暦2（1235）年の敷地売券には「七尺間定」とみえ、応永5（1398）年の東大寺郷今小路敷地の売券でも「口三間、奥半間、七尺間定也」とみえるので、鎌倉時代から南北朝期には一間を七尺とすることが奈良では定着していたと考えられる。鎌倉時代の建物に用いられる一間の寸法は、発掘遺構では七尺前後が主流であるから、それと関連があるように思われる。時代が降って文亀2（1502）年になると、奈良の敷地売券に「六尺五寸間定」とみえる事例があり、応仁の乱後の一間は前述のように六尺五寸に縮まったと考えられる。

建築では、東福寺龍吟庵方丈（康応元（1389）年建立）は一間が六尺八寸で、応仁の乱頃には一間を六尺六寸前後とする建物が多いとされており、応仁の乱後の慈照寺東求堂（文明18（1486）年建立）で一間が六尺五寸になる。もし土地測量用の一間と建物の一間寸法が関連性をもつとするならば、この間に測量用の一間も少しずつ短くなっていたと考えることができる。

ただし、以上の敷地売券は奈良の事例であって、高橋康夫によれば京都では16世紀初頭まで古代以来の「丈」を用いているので、必ずしも地域を限らず生じた現象とはいえない。また、建築の一間寸法と検地の間竿は必ずしも同一であるとはいえない。しかし、地域を限れば鎌倉時代には七尺を一間として、土地が測量され建物も建てられていた可能性があり、応仁の乱後にともに六尺五寸に縮んだ可能性があるとはいってもよいだろう²²。さらに天正期（1573～1592）になると太閤検地で六尺三寸が用いられ、建物でも天正16（1588）年に建立された大徳寺黄梅院方丈が、六尺三寸の京間畳を用いた現存最古の遺構である。

このように七尺から六尺までの様々な一間寸法は、鎌倉時代から江戸時代までの各時代に土地の測量や建物の設計に用いられており、鎌倉時代は七尺ほどあった一間寸法も応仁の乱後は六尺五寸以下になる傾向があったと考えられる。鞠の浦もそうした都市の一つであったかもしれない²³。

もしそうだとすれば、各時代に造成された街区は、当然、その当時の間竿の一間の寸法（以下これを「測地尺」と呼ぶ）で測量され、造成されているので、もしその後も街区の形に変化がなければ、現在の街区の幅や奥行は形成期の間竿や検地縄の一間寸法を反映しており、実際の長さを当時の測地尺に換算すれば、計画時の寸法と思われる数値を示すはずである。

そこで鞠の浦の市街地において各街区の幅を実測し、その街区の幅を様々な測地尺で割ってみて、どの測地尺が計画時の間竿の寸法として最も適当であるかを判断し、その測地尺の大きさから当該街区が造成された時代を推定してみることにした。

最初に行った作業は、既存の地図では、先に述べたように数十センチの誤差があるので使えないと判断し、各街区の各辺の幅を実測した。その際には1883（明治16）年地籍図を参照して、江戸時代まで遡ると考えられる街区の形状を確認し、それを測ることにした。実測は、道路幅が変わっていないと考えられる場合は現状の道路境界線でを行い、道路側溝などの公有地と民有地の境界を視認した後で、3人1組で50メートルの測量用テープに適正な引張力を与えた状態で、街区の幅をセンチメートル単位で読み取った。また、近代以後の道路拡幅がある場合は地籍図に旧境界線が表示されているので、必ずしも正確ではないが、拡幅幅を実測値との比較から比例で算出し、実測できた街区幅に加算して旧街区の幅を復原して使用した。



図 1-5 鞆の浦の街区実測図

そうして得られた各街区の各辺の長さ（以下「実長」と呼ぶ）は、図1－5に示すとおりで、これを六尺から七尺までの一寸刻みの寸法で割って、それぞれが何間に相当するかを示したのが、後出の表1－1～表1－9である。表をみれば分かるように、六尺から七尺までの11種類の測地尺で実長を割ると、さまざまな間数になるが、ちょうど整数になることは少ない。

間数に換算したときに端数が生まれる現象については、いろいろな理由があるが、たとえば道路拡幅や再開発があって市街地の形が変化した場合は、本当の測地尺で割っても割り切れないことが起こる。しかし、むしろ多いと思われるのは、造成時と今回の実測における測量誤差、もしくは測量方法の違いが端数を生む場合である。この測量誤差で生まれる端数は、許容しなければ造成時の間竿を見出すことはできない。そこで、どの程度の誤差は許容されるべきかという問題が発生する。

今回は、測量用テープを用いて実測したが、それでもカーブや高低差の処理から10センチ以下の誤差は発生したと考えられる。造成時の測量にも誤差はあったであろうから、一間の10分の1未満、つまり18センチから21センチ未満の端数は、誤差の範囲として実際は適合していた可能性があると考えた。つまり、誤差が10分の1間までであれば表では網掛けして、適合した可能性がある寸法として表示している。また、ちょうど整数または半間になる場合は、濃い網掛けとした。

誤差による端数の処理は、以上のように思われるが、このほかに端数が発生する主な原因である測地尺が正しくない場合の処理方法についても考えておかなくてはならない。たとえば、鞆の浦の街区の長さは10メートル程度から100メートル前後まであるが、一間が約2メートルなので単位を間に直すと、五間から五〇間ほどになる。この場合、測地尺の一寸の変化は、街区全体の長さでは五寸から五十寸（五尺）の変化になるので、六尺から七尺と考えられる測地尺に対しては端数となる。このように間違った測地尺で割った場合に端数が生じることは、そのことから正しい測地尺を選定できるので問題ないが、計画が整数であるとは限らないので半間単位で検討することにした場合、街区の大小に応じて端数が半間に近い場合も出てくる。このように間違った測地尺で割っても測地尺であるかのような結果が出る場合が問題であって、たとえば本当の測地尺よりも二寸長い測地尺で割った場合は、一間当たり二寸の差の集積が一尺から十尺になるので、街区の大小によっては本当の間数よりも一間少ない値になる場合も起こりえる。今回は、六尺から七尺までの一寸刻みの測地尺で割って検討したので、端数の集積が一間や半間になる見せかけの測地尺で除した時も多々発生することが問題になる。

この問題を解決する方法は、こうした偶然に発生する見せかけの測地尺は、街区の大きさに応じてランダムに発生することから、本当の測地尺ほど多くの場所では適合しない点をうまく評価することである。そこで、評価の基本的な方針は、ある一定の範囲で最も多くの街区幅と適合する一間寸法を、造営時の測地尺と推定して、適合するようにみえる街区幅がランダムにしか発生しない場合は測地尺とみなさないことにする。より具体的には、まず現在の町名にしたがって範囲を分けて、その範囲内で街区長が測地尺と適合すると考えられる場合の数を、実測した街区長の総数で割って、適合した割合を出す。以下、この適合した辺の割合を「適合率」と呼ぶ。適合率が高い測地尺を、その町が形成された際の測地尺と推定し、低い場合は見せかけの適合と考えるのである。

ただ、実際に実行してみると、表に示すように現在の町名の範囲は広すぎて、全体で一つの測地尺だけが優越する場合は多くはなかった。その原因是、現在の町名ごとに街区が形成されていったわけではないので、一つの町の中に異なる造営時期に起因する異なる測地尺が混じってしまうと、複数の測地尺の適合率が高くなる場合があるからだと考えられる。そこで、たとえば地形や絵図、史料などを参照して同時期に形成された可能性が高い範囲を限定して、その範囲ごとに適合率を算出してみることにした。その具体的な範囲設定は、次項で述べる。

このことから、逆に今回の手法の欠点も明確化する。つまり、ある時期に造営された範囲の設定を間

違えると測地尺を検出できないのである。設定した範囲内に異なる時期に造営された街区が含まれていれば、それぞれに該当する複数の測地尺が高めの適合率を示すが、一つだけが優越することはないという現象が起きるはずである。事実、下記の街区別分析では、そうした事態がかなり発生した。

ただし、こうした場合は測地尺の適合率が、地区別に幾つかの測地尺に偏るので発見しやすい。しかし、かなり小さな範囲の造成に用いられた測地尺は常に見出し難いと予想される。このような現象に対処する方法としては、常に適合しない箇所について原因を考察し、明確な理由がない場合は、別の測地尺が適合していないかをチェックする必要があるといえる。また、近代以前の街区の造成の場合は、両側町のように道の向かい側の街区と一体的に形成される場合が少なからずあると予想されるので、隣接街区のデータとも比較しながら、適合する測地尺を探さなければならない。一方で設定範囲が広いと適合率が悪くなるからといって小さな範囲で検討すると、検討できる辺が少なくなり優劣がつき難くなる。たとえば一街区のみで造成された場合は、そのまま残されている場合でも四辺しか検討できない。このように常に結果が範囲設定に左右される点が、この手法の弱点である。したがって、より良い結果を出すための範囲設定の見直し作業が、今後とも必要だと考えられる。

4－3 各町の分析とその結果

(1) 寺町筋

最初に、鞠の浦地区の西側の山裾に並んだ寺町筋を分析しておきたい。鞠の浦では、沼隈山系の山裾に寺社が並んでおり、そのほぼ中央に平安末期に遷座して来たと伝わる氏神社の祇園社（現、沼名前神社）が占地している。この寺町一帯は、近世初頭の城下町化の過程で形成された街区もあると思われるが、高地であることから古くから街区割りされており、それが残されている可能性もあると考えられる。そこで、山裾全体をかりに寺町筋と呼び、平地に広がる各町とは別に寺社境内の間口だけを、まず最初に検討してみた。

表1－1では、南から北へ実測した街区幅を並べているが、途中の祇園社参道の北側一帯は、浅之谷からの水系が通り土地の高低差が珍しく大きいので、街区形状も地形や近世の造成に左右されている可能性が高く、ほかの寺町筋とは性質が異なると考えられたので、今回の分析からは外して、後で田中町の一部として分析した。まず単純に適合率をみれば、六尺、六尺九寸、七尺が、60パーセントと高く、これらが測地尺の候補といえる。ここで祇園社よりも南側に注目すると、七尺がほぼ全面的に適合している。祇園社より北側では、安国寺より南にある三つの寺地（現在は二カ寺）が個別にみると七尺に適合せず、七尺の適合率を下げているが、合計した街区幅は七尺で五十間の完数になる。この現象の解釈として、福島正則が城下町として整備した際に近辺の寺社に再配置があったと伝わるので、その際に現在の三分割線が決められたとすれば、もとは全体が七尺で形成された街区であったと考えができる。これ以外に七尺に適合していない箇所は、最下段に並べた安国寺の境内に関係する幅であるが、ここは個別・全体ともに六尺二寸と六尺九寸に適合している。安国寺は、鎌倉中期に創建された金宝寺を室町初期に整備した寺であるという歴史を考慮すると、安国寺の境内関係寸法は、六尺九寸の測地尺で造営または整備されたことを示すと推定してよいと考えられる。ただし安国寺の寺域は、その後も大きく変化したので、近世初頭に六尺二寸で再区画された可能性もないとはいえない。

以上から、安国寺付近を除く寺町筋は七尺で造営されたと推定できる。

以下、鞠の浦の各地区を、南から北へむかって町別に分析していく。また、その結果については、図1－6に図示したので参照されたい。

(2) 江之浦町

江之浦町の場合は、表1－2の適合率をみれば六尺六寸だけが高く、七割近くを示している。つまり、

全体は室町時代の中頃、応仁の乱前に造営されたと考えられる。とくに西の方へ尾のように張りだした街区は、細かく実測してみたが、ほぼ完全に適合した。一方、六尺六寸に適合しない箇所をみると、南東街区に集中してみられる。ここは、表1-2の備考欄で示したように、一部が旧海岸線と推定されている湾曲した路地の南側にあるので埋立地であり²⁴、その範囲だけでみれば適合率が高い六尺五寸で応

表1-1 寺町筋

実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
19.75	10.86	10.69	10.51	10.35	10.18	10.03	9.88	9.73	9.59	9.45	9.31	
27.36	15.05	14.80	14.56	14.33	14.11	13.89	13.68	13.48	13.28	13.09	12.90	
46.44	25.54	25.13	24.72	24.33	23.95	23.58	23.22	22.88	22.54	22.21	21.90	
23.12	12.72	12.51	12.31	12.11	11.92	11.74	11.56	11.39	11.22	11.06	10.90	
78.35	43.10	42.39	41.71	41.04	40.40	39.78	39.18	38.59	38.03	37.48	36.94	
28.48	15.67	15.41	15.16	14.92	14.69	14.46	14.24	14.03	13.82	13.62	13.43	
44.49	24.47	24.07	23.68	23.31	22.94	22.59	22.25	21.92	21.59	21.28	20.98	
30.81	16.95	16.67	16.40	16.14	15.89	15.64	15.41	15.18	14.95	14.74	14.53	
												祇園社北側街区は略す
35.58	19.57	19.25	18.94	18.64	18.35	18.07	17.79	17.53	17.27	17.02	16.78	寺界は動いている
35.95	19.77	19.45	19.14	18.83	18.54	18.25	17.98	17.71	17.45	17.20	16.95	
34.69	19.08	18.77	18.47	18.17	17.89	17.61	17.35	17.09	16.84	16.59	16.36	
106.22	58.43	57.47	56.54	55.64	54.78	53.93	53.12	52.32	51.55	50.81	50.08	上記3カ寺の合計
28.28	15.56	15.30	15.05	14.81	14.58	14.36	14.14	13.93	13.73	13.53	13.33	安国寺
18.86	10.37	10.20	10.04	9.88	9.73	9.58	9.43	9.29	9.15	9.02	8.89	安国寺糸迦堂
47.14	25.93	25.50	25.09	24.69	24.31	23.94	23.57	23.22	22.88	22.55	22.23	安国寺分の合計
適合率	0.60	0.40	0.53	0.13	0.33	0.53	0.33	0.47	0.47	0.60	0.60	

表1-2 江之浦町

	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
北西街区	59.00	32.45	31.92	31.41	30.91	30.42	29.96	29.50	29.06	28.64	28.22	27.82	
	82.13	45.18	44.44	43.72	43.02	42.35	41.70	41.07	40.46	39.86	39.28	38.72	端部が曲がる
	92.84	51.07	50.23	49.42	48.64	47.88	47.14	46.42	45.73	45.06	44.41	43.77	
北東街区	62.50	34.38	33.81	33.27	32.74	32.23	31.73	31.25	30.79	30.33	29.89	29.47	北端は路地
	47.99	26.40	25.96	25.55	25.14	24.75	24.37	24.00	23.64	23.29	22.95	22.63	地蔵院まで
	15.80	8.69	8.55	8.41	8.28	8.15	8.02	7.90	7.78	7.67	7.56	7.45	
	10.09	5.55	5.46	5.37	5.29	5.20	5.12	5.05	4.97	4.90	4.83	4.76	
南東街区	64.60	35.53	34.95	34.39	33.84	33.31	32.80	32.30	31.82	31.35	30.90	30.46	
	37.00	20.35	20.02	19.70	19.38	19.08	18.79	18.50	18.23	17.96	17.70	17.44	
	41.40	22.77	22.40	22.04	21.69	21.35	21.02	20.70	20.39	20.09	19.80	19.52	
	23.70	13.04	12.82	12.62	12.42	12.22	12.03	11.85	11.67	11.50	11.34	11.17	旧海岸線以南
	18.80	10.34	10.17	10.01	9.85	9.69	9.55	9.40	9.26	9.12	8.99	8.86	同上
	11.40	6.27	6.17	6.07	5.97	5.88	5.79	5.70	5.62	5.53	5.45	5.37	同上
	22.70	12.49	12.28	12.08	11.89	11.71	11.53	11.35	11.18	11.02	10.86	10.70	同上
	26.50	14.58	14.34	14.11	13.88	13.67	13.46	13.25	13.05	12.86	12.68	12.49	同上
南西街区	61.80	33.99	33.44	32.90	32.37	31.87	31.38	30.90	30.44	29.99	29.56	29.14	
	46.00	25.30	24.89	24.49	24.10	23.72	23.36	23.00	22.66	22.33	22.00	21.69	
	54.00	29.70	29.22	28.74	28.29	27.85	27.42	27.00	26.60	26.21	25.83	25.46	
	38.00	20.90	20.56	20.23	19.91	19.60	19.29	19.00	18.72	18.44	18.18	17.92	
張出部北半	48.10	26.46	26.02	25.60	25.20	24.80	24.42	24.05	23.69	23.34	23.01	22.68	
	41.13	22.62	22.25	21.89	21.55	21.21	20.88	20.57	20.26	19.96	19.67	19.39	
	25.90	14.25	14.01	13.79	13.57	13.36	13.15	12.95	12.76	12.57	12.39	12.21	奥行き
	4.20	2.31	2.27	2.24	2.20	2.17	2.13	2.10	2.07	2.04	2.01	1.98	
	13.50	7.43	7.30	7.19	7.07	6.96	6.85	6.75	6.65	6.55	6.46	6.36	
	8.90	4.90	4.82	4.74	4.66	4.59	4.52	4.45	4.38	4.32	4.26	4.20	
	17.83	9.81	9.65	9.49	9.34	9.19	9.05	8.92	8.78	8.65	8.53	8.41	
	14.81	8.15	8.01	7.88	7.76	7.64	7.52	7.41	7.30	7.19	7.08	6.98	
張出部南半	48.00	26.40	25.97	25.55	25.15	24.75	24.37	24.00	23.64	23.30	22.96	22.63	
	48.33	26.58	26.15	25.73	25.32	24.92	24.54	24.17	23.81	23.46	23.12	22.79	
	78.00	42.90	42.20	41.52	40.86	40.22	39.60	39.00	38.42	37.86	37.31	36.78	
	20.30	11.17	10.98	10.81	10.63	10.47	10.31	10.15	10.00	9.85	9.71	9.57	
適合率		0.47	0.47	0.47	0.25	0.22	0.44	0.66	0.22	0.47	0.47	0.41	

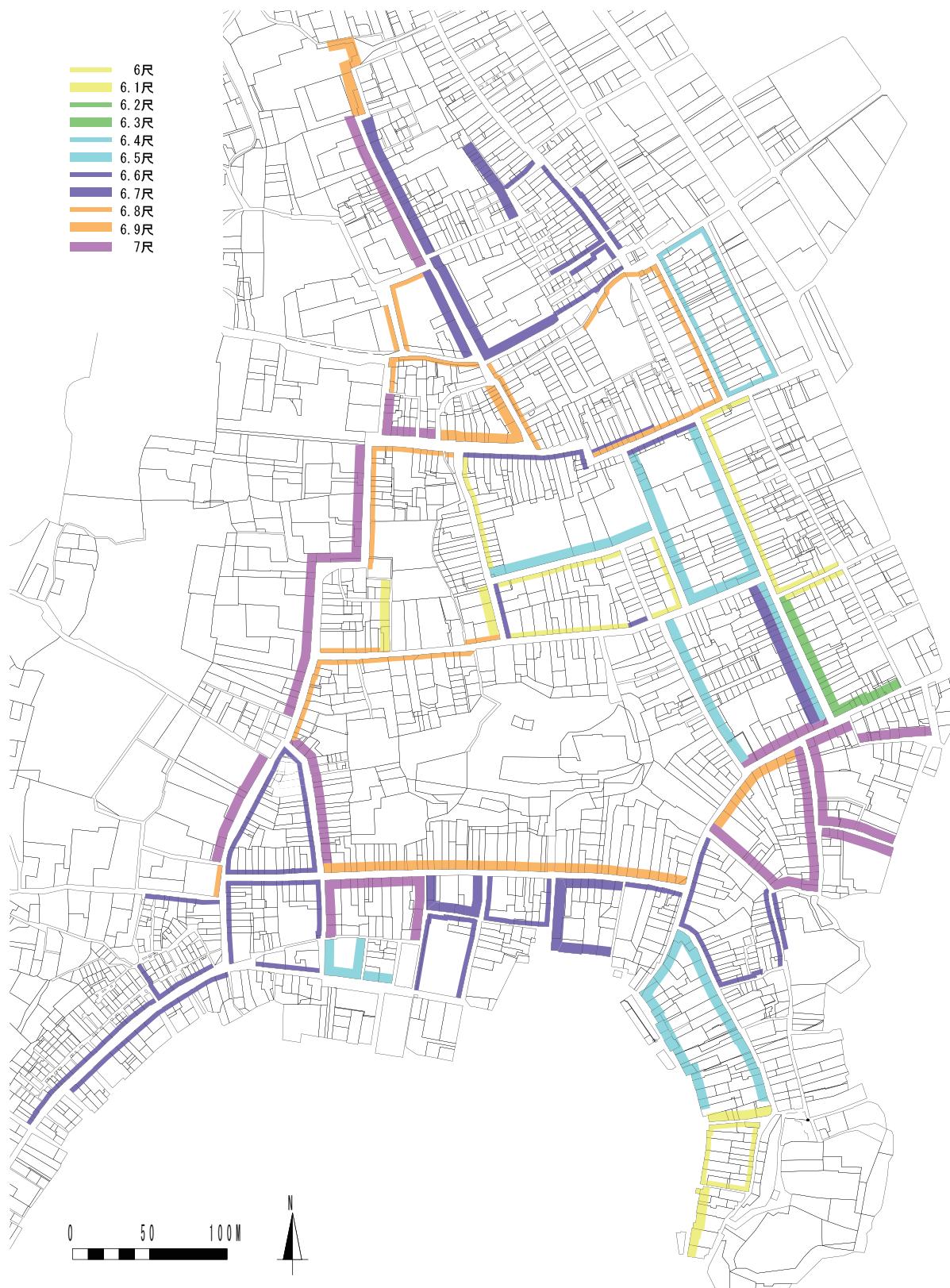


図1－6 鞆の浦の測地尺推定図

仁の乱後から近世初頭までの間に造営されたと推定できる。ところで、この部分を除く北東街区と南東街区だけをみると、六尺六寸よりも七尺の方がわずかに適合率が高い。この範囲は城山に隣接しており、平安時代の遺物も出土している。したがって城山の山裾沿いに鎌倉時代以前の古い街区があった可能性もあると考えられる。

以上、江之浦町は、旧海岸線と考えられる湾曲した路地より南側は、応仁の乱後に造営された新開地であると考えられるが、それ以外のほとんどは室町前半期の造営と推定される。ただし、城山に近いところはより古くから町場になっていた可能性がある。ちょうど三角形をした北西街区が入江の名残りだと考えれば、その周囲により古い街区があつても良いので、今回は七尺が適合すると考えた。ただし、地蔵院の参道より西側の街区だけは、七尺に適合せず、六尺六寸と六尺九寸に適合している。これは、地蔵院がある敷地が成立して参道が形成された時期が七尺の時代よりも降る可能性があることを意味する。今回は、地蔵院の高台の敷地が造成され、その参道の位置が決まったのは、次に述べる西町の県道よりも北側と同時期であり、六尺九寸で計画されたと推測しておきたい。

(3) 西町

西町の場合、県道より北側は、はじめに紹介した藤野氏の論文によると鎌倉時代後期から生活面が形成され始めるので街区形成も古い可能性がある。そこで、まず県道北側を角を境界にして東と西に分けて検討した。北西街区では、現在の歴史民俗資料館に登る道は明治の地籍図にはないので、地蔵院の参道までの180メートルが一続きの街区であったと考えられる。ただし、歴史民俗資料館に登る道はもとは一筆の敷地で、現在も道の両側に本来の敷地境界線が残されている。そこで表1-3では、その敷地境界線を分割点として東西それぞれの長さも示して、計三辺で適合性を確かめた。すると六尺九寸だけが三辺とも適合した。一方、六尺九寸が適合しないのは、関町へと上がっていく坂道沿いの北東街区である。これは、本来は街区の途中で西町と関町に分かれるが、今回は町境が分からなかったので、街区の全体幅で検討した。しかし後で述べるように関町が先に成立し、後から西町が付加されたなら、西町分だけで検討しなくてはならなかつた。これは今後の検討課題とさせていただきたい。

一方、県道よりも南側は、適合率が高いのは六尺六寸であった。表では、東から西へ、そして海側になると番号が大きくなるように街区名をついているが、南東五街区は『鞆の浦の歴史』(1999)で述べているように²⁵、寛政3（1791）年に埋め立てを願い出た街区なので、今回の適合率の計算からは除外した。六尺六寸の適合率は高いと言っても53%にすぎない。その理由は、南東2街区と南西2街区が適合しないことであるが、この二つの街区は、ともに六尺七寸に良く適合している。南東2街区は、県道の北側の古い測地尺である六尺九寸にも良く適合しているので、いずれが適当か決めがたいが、いずれにせよ県道の南側は、六尺六寸と六尺七寸に適合する街区が交互に並ぶ結果となつた。

宮本雅明は、中世後期の小浜の街区を分析しながら²⁶、船着場や倉庫がある小街区が、まるでフォーラムのように突き出るのが、中世港湾都市の海岸部の特色であるとした。六尺六寸の街区と六尺七寸の街区が交互に並んだ今回の結果は、まさにそれに相当するのではないかと考えられる。詳細は今後の発掘調査などで確認していくしかないが、今回の分析で城山下の六尺九寸の街区をベースに、六尺六寸と六尺七寸に適合する街区が交互に現れたことを記録しておくべきだと考えて図1-6のように表示した。

(4) 道越町

道越町は、西側が現在の港に面した低地で、中央は城山から大可島に延びる尾根（元は福禪寺のところで海になる岬であった）の西側斜面地となり、東側は福禪寺の崖下に近世初頭になって埋め立てられて造成されたと伝わる有磯町がある。このように起伏に富んだ地形であり、しかも福禪寺がある尾根と大可島の間にある埋立地には現在、県道が通されており、街区の形状が一部不明になっている。このように状況が複雑であるので、ここでは地形や歴史を参照して表1-4のように範囲をかなり限定して検

討した。範囲を限定したことから適合率の優劣は見ればわかるので数値は特に示さない。

最初は、関町と西町に隣接している中央部分から検討してみる。中央部の北端は、渡守明神の故地であり、近世には高札場となっていた。その北側を通って尾根道が福禪寺へ至り、そこに西側の尾根下へ降りる路地がある。そこまでを中央北区と呼ぶ。この路地より南は、もとは海であった低地に下って大可島にある円福寺の門前に至る。福禪寺から降ってすぐを県道が分断しているが、1883（明治16）年の地籍図をみると、現在の県道の北端に路地があったことが分かるので、その路地で中央中区と南区を区切る。中央南区は近世初頭の埋立地である可能性があるので、北区と中区で適合率をみると、表に示すように六尺一寸、六尺二寸、六尺六寸がほぼ適合する。このどれであるかを判断するのは難しいが、中央中区の27.81メートルは古い路地間の距離なので適合してほしい箇所である。この条件に反することから六尺二寸を除外する。また、北区と中区を分ける福禪寺から西へ降りる路地は、急な崖地を降りた後、崖下から道越町の背骨になる中央の通りまでは平地になる。したがって、この路地の全長である42.37メートルは崖を含むので適合しなくても良いが、低地部分の27.10メートルは中央の通りの位置を決める際に測量された可能性があるので適合してほしい。この条件に合うのは六尺六寸の方である。また、尾根道を挟んで当該地区の向かい側にあたる東側北区の福禪寺境内の側面長も、旧街区の形状を残すと思われる石垣の屈曲部分までは六尺六寸に適合するが、六尺一寸には適合しない。このこともこの辺りの測地尺が六尺六寸である傍証と考えた。中央南区は、適合率でみる限り六尺八寸が高いが、県道のために正確な南北長が計測できないので、近世初頭の埋立地であるという伝えを無視できるほどの確証が得られない。そこで、現段階では不明としておく。

次に、港に面した平坦な西側街区であるが、県道が通り抜ける北半は、もとは一体の街区であった。一方、南半の大可島の西側に形成された街区は、路地で中区と南区に分かれる。西側北区は四つの測地尺がほぼ適合するので、適合率からでは測地尺は決まらない。そこで中央北・中区と同様に内容をみると、六尺一寸は西町とむかい合う街区で適合していないので採用が難しい。六尺八寸と六尺九寸は、少なくとも西側北区よりも遅く街区化したはずがない中央北区の測地尺である六尺六寸よりも長い、つまり古い測地尺なので採用が難しい。したがって、こここの測地尺は六尺五寸と推定しておきたい。なお、街区の南端幅である43.57メートルは3つの測地尺とともに適合しないが、そこは、下記のように西側中区や南区の測地尺である六尺一寸でみると二十三間半なので、近世初期の埋め立てで街区幅が確定した可能性がある。

西側中区と南区は、六尺一寸ですべて適合した。この辺りは福島正則の代に埋め立てられたという伝承があるが、検地では領民感情を考慮して六尺五寸という過去の間竿を用いたとされる福島正則も、新開地は六尺一寸で造成したのか、あるいは市街地化が埋め立てよりも遅れたのであろう。

最後に福禪寺がある東側北区と中央南区と向かい合って有磯町を形成していた東側南区であるが、東側北区は全体的には六尺二寸と六尺九寸の適合率が高い。一方、上述のように福禪寺境内の屈曲点までは六尺六寸に適合するが、それより南の県道までは七尺に適合する。これらは興味深いが、県道が関わることもあり取り上げない。近世に有磯町があった東側南区も県道で削られているが、明治地籍図によればほぼ旧敷地境界線で切られているように見えるので、参考までに県道から南端までの距離を測って表の最下段に示した。ここと共に有磯町であった中央南区や、近くにある西側北区は、すべて六尺八寸の適合率が高い。実は、表をみると分かるように近くにある西側北区も六尺八寸の適合率が高い。つまり、この福禪寺と大可島に挟まれた低地は、全体的に六尺八寸の適合率が非常に高い。あるいは近世の埋め立ては大可島の周囲や海岸部だけのことで、道越町の骨格は室町初期に形成されていた可能性も捨てきれない。今後の課題として記しておくことにしたい。

表1-3 西町

	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
北東街区	81.89	45.04	44.31	43.59	42.90	42.23	41.58	40.95	40.34	39.74	39.17	38.61	隅切を復した幅
北西街区	180.73	99.41	97.78	96.20	94.68	93.20	91.76	90.37	89.03	87.72	86.44	85.21	同上
	84.70	46.59	45.83	45.09	44.37	43.68	43.01	42.35	41.72	41.11	40.51	39.93	上記を分割した東
	96.03	52.82	51.96	51.12	50.31	49.52	48.76	48.02	47.30	46.61	45.93	45.28	上記を分割した西
南東1街区	37.82	20.80	20.46	20.13	19.81	19.50	19.20	18.91	18.63	18.36	18.09	17.83	道拡幅を含めた値
南東2街区	43.54	23.95	23.56	23.18	22.81	22.45	22.11	21.77	21.45	21.13	20.83	20.53	お茶屋の街区
	38.55	21.20	20.86	20.52	20.19	19.88	19.57	19.28	18.99	18.71	18.44	18.18	同上
	49.28	27.11	26.66	26.23	25.82	25.41	25.02	24.64	24.27	23.92	23.57	23.23	同上
	46.88	25.79	25.36	24.95	24.56	24.17	23.80	23.44	23.09	22.75	22.42	22.10	同上
南西1街区	41.30	22.72	22.34	21.98	21.64	21.30	20.97	20.65	20.34	20.04	19.75	19.47	
	41.93	23.06	22.69	22.32	21.97	21.62	21.29	20.97	20.65	20.35	20.06	19.77	
	31.87	17.53	17.24	16.96	16.70	16.43	16.18	15.94	15.70	15.47	15.24	15.03	
	29.07	15.99	15.73	15.47	15.23	14.99	14.76	14.54	14.32	14.11	13.90	13.71	
南西2街区	35.78	19.68	19.36	19.05	18.74	18.45	18.17	17.89	17.62	17.37	17.11	16.87	
	33.39	18.37	18.07	17.77	17.49	17.22	16.95	16.70	16.45	16.21	15.97	15.74	
	27.35	15.04	14.80	14.56	14.33	14.10	13.89	13.68	13.47	13.27	13.08	12.89	
	22.18	12.20	12.00	11.81	11.62	11.44	11.26	11.09	10.93	10.76	10.61	10.46	
南西4街区	32.15	17.68	17.39	17.11	16.84	16.58	16.32	16.08	15.84	15.60	15.38	15.16	
	30.64	16.85	16.58	16.31	16.05	15.80	15.56	15.32	15.09	14.87	14.66	14.45	
	51.86	28.53	28.06	27.61	27.17	26.74	26.33	25.93	25.55	25.17	24.81	24.45	
	50.01	27.51	27.06	26.62	26.20	25.79	25.39	25.01	24.63	24.27	23.92	23.58	
南側の適合率		0.29	0.29	0.41	0.29	0.35	0.29	0.53	0.47	0.24	0.47	0.35	
南西5街区	32.50	17.88	17.58	17.30	17.03	16.76	16.50	16.25	16.01	15.77	15.55	15.32	
	36.30	19.97	19.64	19.32	19.02	18.72	18.43	18.15	17.88	17.62	17.36	17.11	

表1-4 道越町

	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
中央北区	49.80	27.39	26.94	26.51	26.09	25.68	25.29	24.90	24.53	24.17	23.82	23.48	
	42.37	23.31	22.92	22.55	22.20	21.85	21.51	21.19	20.87	20.56	20.27	19.98	
	49.93	27.46	27.01	26.58	26.16	25.75	25.35	24.97	24.59	24.23	23.88	23.54	
	59.94	32.97	32.43	31.91	31.40	30.91	30.43	29.97	29.53	29.09	28.67	28.26	
	27.10	14.91	14.66	14.43	14.20	13.97	13.76	13.55	13.35	13.15	12.96	12.78	崖下から道まで
中央中区	27.81	15.30	15.05	14.80	14.57	14.34	14.12	13.91	13.70	13.50	13.30	13.11	
中央南区	16.48	9.06	8.92	8.77	8.63	8.50	8.37	8.24	8.12	8.00	7.88	7.77	円福寺門前
	59.70	32.84	32.30	31.78	31.27	30.79	30.31	29.85	29.41	28.97	28.56	28.15	路地幅を含む
	48.33	26.58	26.15	25.73	25.32	24.92	24.54	24.17	23.81	23.46	23.12	22.79	県道までの長さ
西側北区	138.94	76.42	75.17	73.96	72.79	71.65	70.55	69.48	68.44	67.43	66.46	65.51	県道を含めた全長
	43.57	23.97	23.57	23.19	22.82	22.47	22.12	21.79	21.46	21.15	20.84	20.54	
	90.79	49.94	49.12	48.33	47.56	46.82	46.10	45.40	44.72	44.06	43.43	42.81	県道を含めた全長
	51.36	28.25	27.79	27.34	26.91	26.49	26.08	25.68	25.30	24.93	24.57	24.21	
西側中区	46.10	25.36	24.94	24.54	24.15	23.77	23.41	23.05	22.71	22.37	22.05	21.74	福禅寺下
	31.54	17.35	17.06	16.79	16.52	16.26	16.01	15.77	15.54	15.31	15.09	14.87	
	37.94	20.87	20.53	20.20	19.88	19.56	19.26	18.97	18.69	18.41	18.15	17.89	
	34.95	19.22	18.91	18.60	18.31	18.02	17.75	17.48	17.22	16.96	16.72	16.48	
西側南区	46.03	25.32	24.90	24.50	24.11	23.74	23.37	23.02	22.67	22.34	22.02	21.70	
東側北区	29.70	16.34	16.07	15.81	15.56	15.32	15.08	14.85	14.63	14.41	14.21	14.00	福禅寺境内
	45.00	24.75	24.35	23.95	23.57	23.21	22.85	22.50	22.17	21.84	21.52	21.22	福禅寺から閑町まで
	19.75	10.86	10.69	10.51	10.35	10.18	10.03	9.88	9.73	9.59	9.45	9.31	上記の寺部分
	25.25	13.89	13.66	13.44	13.23	13.02	12.82	12.63	12.44	12.25	12.08	11.90	上記の民有地
東側南区	56.76	31.22	30.71	30.21	29.73	29.27	28.82	28.38	27.96	27.55	27.15	26.76	

(5) 関町

関町の場合、南関町と北関町では来歴がまったく異なるので、表1-5のように別に分析した。さらに南関町は、城山から大可島に向かう尾根（もとは岬）を含む西区と、海側に形成された平地である東区では地形が異なるので、これも分けて検討した。

南関町の中心になる南西区は、三辺しか実測値がないが、明治の地籍図では石井町の南端も関町で、両側町になっているので、それを加えて四辺で検討すると七尺が適合する。扇形になった北面が適合しないが、ここは湾曲しつつ降る坂道なので、どのように計画されたのか不明である。一応今回は六尺九

寸で四十間と意味があるかもしれない値が出たので、仮にそうしておく。

南西区の中央には崖が南北に走っており、その東側は低地になる。その道向かいにある南東区は、近世には大坂屋が占めた広い街区であり、その南北に小街区がある。ここは元禄絵図の時代からあまり大きくは変化していないので、元禄以前に形成されたと考えられるが、北端の小街区は、明治時代まで東西に分割された小街区であったが、現在は西側の街区が中央区と繋がり、東側の街区は北側道路の拡幅のためにセットバックしている。単純に適合率でいえば、六尺三寸、六尺四寸、七尺が高く、明確な測地尺がみえにくいか、それぞれ適合しない場所をみていくと、六尺三寸は東西方向に走る二本の古い路地に面する街区幅が適合せず、六尺四寸も北端と南端の路地で適合しないなどの古い街区幅に適合しない不自然さがある。それらに対して七尺は、道路の拡幅があった北東部と、最も時期が遅いと考えられる中央区の海側、そして祇園社の故地から南への街区幅で適合しない。祇園社の故地がある面で合わないのは問題に見えるが、明治の地籍図をみると、その南端の敷地が隅切りされているので、適合しないのが当然である。以上のように七尺とすれば、適合しない箇所はすべて理由があるので、測地尺は七尺と推定したい。祇園社の故地があり、中世には海の闕が設けられたのが町名の由来ともいわれるので、最も古い七尺で計画されているのも、ある意味では自然である。

北関町と南関町をつなぐ西関町は、二辺しか実測できないので検討は省略する。

城山の北側にある北関町は、近世初めまでに武家地とされ、その後も奉行所が設置されていたが、近世後半に民有地化する中で関町の町人が買取ったので関町に属することになった。したがって、他の町人地と比べ異質である。武家地であったからか、比較的六尺の適合率が高い。六尺に適合しない場所をみると、南西角で適合していない短辺は、六尺六寸がよく適合するので、古い街区割りが残っている可能性がある。また、南東角の組屋敷があった小街区は、元禄絵図と比べると南北長が変化しているが、それでも一辺は六尺に合う。武家地の東西幅に当たる北区の南辺は、六尺四寸と六尺五寸で、それぞれ五十六間と五十五間になるが、石井町が六尺五寸だから、それと同時期の計画としておく。

(6) 石井町

石井町は、南北に通る中央道より西と東では様相が異なる。なぜなら石井町は、後述する元禄13年の検地帳の様相から、海側の東区は近世前半は片側町であり、近世後半に街区の奥行きが決定されたと考えられるからである。そこで表1-6のように東西で別々に分析した。

まず西側の二つの街区では、六尺五寸の適合率が七割を超えて高い。適合しない箇所は、一つは北西街区の北端で、ここは本来、鍛冶町に属していたので間竿が異なるのかもしれないが、ほぼ二十五間なので測量誤差かもしれない。もう一つは、南西街区の北端だが、ここの北西部はもともと武家地であり、元禄絵図における形状も異なるので適合しなくてよい。以上、石井町の西半分は、六尺五寸の間竿で同時期に形成されたと考えられるが、一点注意したいのは、南関町につながった南西街区の東面が、六尺七寸でちょうど五十間になることである。この南西街区の南北幅だけは、あるいは室町時代前半に形成されており、町名の起源となったかもしれない図1-6では並記した。

東側の二つの街区は、六尺と七尺の適合率が高いが、北東街区の東面が折れ曲がっているのは、元禄13年の検地帳を参考にすると、元禄まで街区化してなかったからであり、西側が六尺五寸で形成されているのに海側が七尺で形成されることはないから、六尺が測地尺であると考えられる。それに適合しないのは、南東街区の西面と南面だが、向かいの南関町北端部が六尺三寸か四寸で街区割りされている可能性もあるので、同じ時期に石井町側も六尺三寸で形成された可能性があると考え、一応そう表示しておいた。

(7) 田中

田中は、祇園社の参道を中心として南北に広がる字名である。東端は寺町通りに面しており、南端は

表1-5 関町

南関町	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
北辺	61.62	33.89	33.34	32.80	32.28	31.77	31.28	30.81	30.35	29.90	29.47	29.05	本来は関町だが今は石井町。
南西区	83.47	45.91	45.16	44.43	43.73	43.04	42.38	41.74	41.12	40.51	39.92	39.35	扇形で坂道
	56.09	30.85	30.35	29.86	29.38	28.92	28.48	28.05	27.63	27.22	26.83	26.45	
	95.51	52.54	51.67	50.84	50.03	49.25	48.49	47.76	47.05	46.36	45.68	45.03	
南東区北西部	30.63	16.85	16.57	16.30	16.05	15.80	15.55	15.32	15.09	14.87	14.65	14.44	
南東区北東部	49.53	27.24	26.80	26.37	25.95	25.54	25.15	24.77	24.40	24.04	23.69	23.35	道路拡幅で縮小
	46.45	25.55	25.13	24.73	24.33	23.95	23.58	23.23	22.88	22.54	22.22	21.90	
南東区中央部	55.20	30.36	29.87	29.38	28.92	28.47	28.03	27.60	27.19	26.79	26.40	26.03	
	49.93	27.46	27.01	26.58	26.16	25.75	25.35	24.97	24.59	24.23	23.88	23.54	
	74.57	41.02	40.35	39.69	39.06	38.45	37.86	37.29	36.73	36.19	35.67	35.16	海側の間口幅
	52.18	28.70	28.23	27.78	27.34	26.91	26.49	26.09	25.70	25.33	24.96	24.60	
南東区南部	43.94	24.17	23.77	23.39	23.02	22.66	22.31	21.97	21.64	21.33	21.02	20.72	南端で隅切り有り
	適合率(%)	0.38	0.13	0.13	0.63	0.63	0.50	0.38	0.38	0.25	0.38	0.63	
西関町	81.89	45.04	44.31	43.59	42.90	42.23	41.58	40.95	40.34	39.74	39.17	38.61	西町とつながる街区
	36.71	20.19	19.86	19.54	19.23	18.93	18.64	18.36	18.08	17.82	17.56	17.31	城山北側
	79.98	43.99	42.27	42.57	41.90	41.24	40.61	39.99	39.40	38.82	38.26	37.71	
北関町	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
南街区	80.10	44.06	43.34	42.64	41.96	41.31	40.67	40.05	39.46	38.88	38.31	37.77	
	85.50	47.03	46.26	45.51	44.79	44.09	43.41	42.75	42.12	41.50	40.90	40.31	
	35.81	19.70	19.37	19.06	18.76	18.47	18.18	17.91	17.64	17.38	17.13	16.88	
	12.00	6.60	6.49	6.39	6.29	6.19	6.09	6.00	5.91	5.82	5.74	5.66	
	20.03	11.02	10.84	10.66	10.49	10.33	10.17	10.02	9.87	9.72	9.58	9.44	組小屋
	48.68	26.78	26.34	25.91	25.50	25.10	24.72	24.34	23.98	23.63	23.28	22.95	組小屋
	49.20	27.06	26.62	26.19	25.77	25.37	24.98	24.60	24.24	23.88	23.53	23.20	組小屋
北街区	108.50	59.68	59.70	57.76	56.84	55.95	55.09	54.26	53.45	52.66	51.90	51.16	
	83.50	45.93	45.18	44.45	43.74	43.06	42.40	41.75	41.13	40.53	39.94	39.37	
	52.80	29.04	28.57	28.11	27.66	27.23	26.81	26.40	26.01	25.63	25.25	24.89	
適合率		0.60	0.20	0.50	0.30	0.40	0.40	0.50	0.50	0.20	0.50	0.20	

表1-6 石井町

	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
北西区	48.00	26.40	25.97	25.55	25.15	24.75	24.37	24.00	23.64	23.30	22.96	22.63	
	50.19	27.61	27.15	26.72	26.29	25.88	25.48	25.10	24.72	24.36	24.01	23.66	
	107.33	59.03	58.07	57.13	56.22	55.34	54.49	53.67	52.87	52.09	51.33	50.60	
南西区	108.30	59.57	58.59	57.65	56.73	55.85	54.99	54.16	53.35	52.56	51.80	51.06	
	69.65	38.31	37.68	37.08	36.49	35.92	35.36	34.83	34.31	33.80	33.31	32.84	
	108.35	59.60	58.62	57.68	56.76	55.87	55.01	54.18	53.37	52.59	51.82	51.08	
北東区	101.50	55.83	54.92	54.03	53.17	52.34	51.54	50.76	50.00	49.26	48.55	47.85	
	適合率	0.57	0.57	0.43	0.14	0.14	0.71	0.29	0.14	0.57	0.43	0.57	
南東区	32.68	17.98	17.68	17.40	17.12	16.85	16.59	16.34	16.10	15.86	15.63	15.41	
	44.55	24.50	24.10	23.71	23.34	22.97	22.62	22.28	21.94	21.62	21.31	21.00	
	124.52	68.49	67.37	66.28	65.23	64.21	63.22	62.27	61.34	60.43	59.56	58.71	
北東区	44.50	24.48	24.08	23.69	23.31	22.95	22.59	22.25	21.92	21.60	21.28	20.98	
	86.95	47.83	47.04	46.28	45.55	44.84	44.15	43.48	42.83	42.20	41.59	40.99	
	46.91	25.80	25.38	24.97	24.57	24.19	23.82	23.46	23.11	22.77	22.44	22.12	
	13.28	7.30	7.18	7.07	6.96	6.85	6.74	6.64	6.54	6.45	6.35	6.26	海側への張出しなど除外
適合率(%)		0.67	0.50	0.50	0.50	0.33	0.33	0.33	0.67	0.33	0.50	0.67	

城山、西端は北関町に隣り合う。北端は、祇園社の参道の北側に至り、東に延びて小鳥神社まで至るが、今回の分析では小鳥神社がある街区は、隣り合う鍛冶町に入れて検討した。ここは、近世には後地村に属し、鞆の浦の七町には入っていないが、屋敷地はあった。また、最初に紹介した嘉暦3（1328）年の屋地売券から、鎌倉末期には高額な屋敷地があった可能性が高いので、近世には後地村に属していても、街区の成立は古い可能性がある。この点に留意しながら分析した。

表1-7で最初に分析しているのは、城山の北西に取り付いた街区で、六尺一寸と六尺八寸が適合するが、少なくとも元禄絵図によれば、ここは武家地の外なので近世に改変された可能性は高くはない。そこで江之浦町や西町の状況からみて、ここも六尺八寸が適当であると考えられる。

田中の中心になる南区も、六尺一寸と六尺八寸の適合率が高いが、来歴から考えると、元は六尺八寸の街区であったが、近世初頭に武家地にされたとき六尺一寸の街区割りが加わったと考えられる。しかし単純ではなく、六尺八寸に適合しない箇所を検討すると、表の最初の二辺は、武家地を囲む湾曲した堀の内部にあるので六尺一寸で割り直されたとしてよいが、城山に向いた面は六尺八寸で十間半であるから、城山側と同じ古い街区幅が残されている可能性がある。つぎに湾曲した堀の西側に南北方向の細い路地が通っているが、堀から路地までは両方の測地尺に適合しない。一方、路地の北端は鍵手に曲がり、そこまでの南北長は六尺一寸に適合するが、その路地から寺町通りまでの東西幅は六尺八寸に適合している。寺町筋の向い側と祇園社の参道沿いも六尺一寸と六尺八寸に適合し、外周部はほぼ六尺八寸に適合する古い街区で、その中に堀や武家地が近世になって作られたのではないかと考えられる。

つぎに祇園社の参道より北側にある台形の街区であるが、元禄絵図によれば、さらに北にある現在は字浅之谷に属し、本願寺と慈徳院、善行寺に囲われたより小さい台形の街区とつながっている。そこで、ここでは両街区を合わせて検討した。すると適合率が高いのは六尺八寸であるが、55パーセントと高くない。そこで原因を考えると、まず表の最初の2辺は、南東角を囲むように湾曲する路地で囲われた南東部であるが、この湾曲部は元禄絵図によれば堀であり、もとは旧海岸線かもしれない。ここは六尺九寸なら適合し、次にみるように隣接街区が七尺なので、今回は六尺九寸と推測する。次の3辺は、祇園社の門前であるが、いずれも七尺で適合する。祇園社がここに遷座したのは平安末期と伝えるので、その門前に七尺の街区が形成されていたとして問題ない。この南西角の小街区は七尺で計画され、その後、上述の六尺九寸の街区が延伸されたとも考えられる。最後に、北端にある台形の小街区であるが、ここは田中の基本的な測地尺と考えられる六尺八寸でほぼ適合しているが村内に面する辺だけは適合しない。この辺は村内と向かい合っているので、それと同じ六尺七寸でつくられたとしておきたい。

(8) 鍛治町

鍛治町は、祇園社の参道の東端部分を含むが、北関町と隣り合う部分は田中のところで述べた旧堀割の内側になり、元はかや町という町で、現在は鍛治町に所属している。この辺りは来歴が複雑なので、祇園社の参道沿いに両側町が形成されていた可能性がある点も考慮して、表1-8のように南西区として参道両側の街区幅を検討した。すると適合率が高いのは六尺六寸で、適合しない一ヶ所は屈曲部の先にあるので北関町が武家地化した際に改変があったと思われる。

つぎに残りの中央区を検討する。この北半は本当は字田中に属しているが、一街区として検討する。ただ、この街区は元禄時代まで在番屋敷があり、東側は近代になって石井町の中央通りがまっすぐ通されるまでは、一本東の道まで一街区であった。北東隅には元の小鳥神社参道も残る。したがって、近世以前の街区幅を残すと考えられる場所を選んで検討すると、表に示したように六尺八寸が最も適合した。適合しないのは北辺の西半だけである。この一帯は、小鳥神社が微高地になっており、古くから街区が形成されていたとしても不思議はない。ただ、六尺と六尺三寸もよく適合するので、北辺西半も含めて近世の改造があると思われるが、どこが相当するかは判然としない。

海に近い東区では、六尺四寸の適合率が高かった。この街区は、元禄絵図に見えるが、形状が今とは違う。しかし、その頃の外形を残すのではないかと考えられ、近世初頭には形成されたと推測される。

(9) 原町・村内

鍛治町より北の街区は、海側から原町・村内・浅之谷と帶状に字名が並んでいる。街道沿いの原町と寺町筋の浅之谷に挟まれて、北から村内が貫入しており、この村内部分は元禄絵図には「安国寺門前百姓」と書かれ、「原町分ノ小家」も貼りついている。よって原町と村内は、来歴や成立因を異にする可能性が強いので表1-9のように別々に検討した。

まず村内の範囲は、南端の善行寺がある街区から北の安国寺門前まで繋がる街区であるが、六尺七寸

表1-7 田中

	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
城山北側	73.07	40.19	39.53	38.90	38.28	37.68	37.10	36.54	35.99	35.46	34.95	34.45	
	25.74	14.16	13.93	13.70	13.48	13.27	13.07	12.87	12.68	12.49	12.31	12.14	
	54.40	29.92	29.43	28.96	28.50	28.05	27.62	27.20	26.80	26.40	26.02	25.65	
南区	33.28	18.31	18.01	17.72	17.43	17.16	16.90	16.64	16.39	16.15	15.92	15.69	奉行所堀内
	21.60	11.88	11.69	11.50	11.32	11.14	10.97	10.80	10.64	10.48	10.33	10.18	同上
	47.70	26.24	25.81	25.39	24.99	24.60	24.22	23.85	23.50	23.15	22.82	22.49	堀から路地まで
	47.01	25.86	25.43	25.02	24.63	24.24	23.87	23.51	23.16	22.82	22.49	22.16	路地の南北長
	45.34	24.94	24.53	24.13	23.75	23.38	23.02	22.67	22.33	22.01	21.69	21.38	路地から寺町まで
	78.40	43.12	42.42	41.73	41.07	40.43	39.81	39.20	38.62	38.05	37.50	36.96	寺町門前
	53.75	29.57	29.08	28.61	28.16	27.72	27.29	26.88	26.48	26.09	25.71	25.34	祇園社参道南側
南区の適合率		0.29	0.71	0.29	0.43	0.14	0.43	0.14	0.29	0.57	0.43	0.29	
北区	42.86	23.58	23.19	22.81	22.45	22.10	21.76	21.43	21.11	20.80	20.50	20.21	奉行所堀内
	54.50	29.98	29.49	29.01	28.55	28.10	27.67	27.25	26.85	26.45	26.07	25.70	同上
	10.68	5.87	5.78	5.69	5.59	5.51	5.42	5.34	5.26	5.18	5.11	5.04	祇園社参道
	22.30	12.27	12.07	11.87	11.68	11.50	11.32	11.15	10.98	10.82	10.67	10.51	同上
	27.40	15.07	14.82	14.59	14.35	14.13	13.91	13.70	13.50	13.30	13.11	12.92	祇園社参道から北へ
	20.62	11.34	11.16	10.98	10.80	10.63	10.47	10.31	10.16	10.01	9.86	9.72	坂道
	58.87	32.38	31.85	31.34	30.84	30.36	29.89	29.44	29.00	28.57	28.16	27.76	
浅之谷分	62.04	34.13	33.57	33.02	32.50	31.99	31.50	31.02	30.56	30.11	29.67	29.25	
	41.26	22.70	22.32	21.96	21.61	21.28	20.95	20.63	20.32	20.03	19.74	19.45	
	28.90	15.90	15.64	15.38	15.14	14.90	14.67	14.45	14.24	14.03	13.82	13.63	
	29.82	16.40	16.13	15.87	15.62	15.38	15.14	14.91	14.69	14.47	14.26	14.06	
適合率		0.45	0.27	0.45	0.36	0.55	0.45	0.45	0.36	0.55	0.18	0.45	

表1-8 鍛冶町

	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	
南西区	77.80	42.79	42.09	41.41	40.76	40.12	39.50	38.90	38.32	37.76	37.21	36.68	祇園社参道
	11.90	6.55	6.44	6.33	6.23	6.14	6.04	5.95	5.86	5.78	5.69	5.61	同上
	23.25	12.79	12.58	12.38	12.18	11.99	11.81	11.63	11.45	11.28	11.12	10.96	同上
	48.00	26.40	25.97	25.55	25.15	24.75	24.37	24.00	23.64	23.30	22.96	22.63	石井町北端
中央区	42.80	23.54	23.16	22.78	22.42	22.07	21.73	21.40	21.08	20.77	20.47	20.18	中央区南辺一部
	90.61	49.84	49.02	48.23	47.47	46.73	46.01	45.31	44.63	43.98	43.34	42.72	南辺合計
	51.65	28.41	27.94	27.49	27.06	26.63	26.22	25.83	25.44	25.07	24.70	24.35	西辺（屈曲より南）
	11.30	6.22	6.11	6.02	5.92	5.83	5.74	5.65	5.57	5.48	5.40	5.33	西辺（屈曲より北）
	64.36	35.40	34.82	34.26	33.72	33.19	32.68	32.18	31.70	31.24	30.78	30.34	北辺（屈曲より西）
中央区の適合率	60.76	33.42	32.87	32.34	31.83	31.33	30.85	30.38	29.93	29.49	29.06	28.65	北辺（屈曲より東）
	99.10	54.51	53.62	52.75	51.91	51.10	50.32	49.55	48.82	48.10	47.40	46.72	東辺（元の参道まで）
東区	0.67	0.33	0.33	0.33	0.67	0.17	0.17	0.33	0.50	0.83	0.50	0.00	
東区	35.10	19.31	18.99	18.68	18.39	18.10	17.82	17.55	17.29	17.04	16.79	16.55	
	35.70	19.64	19.32	19.00	18.70	18.41	18.13	17.85	17.59	17.33	17.08	16.83	
	103.85	57.12	56.19	55.28	54.40	53.55	52.73	51.93	51.16	50.40	49.67	48.96	
	108.40	59.63	58.65	57.70	56.79	55.90	55.04	54.21	53.40	52.61	51.85	51.11	

ではほぼ完全に適合する。唯一、適合しない安国寺前は、明治の地籍図と比べると安国寺の境内が大幅に減少しているので、本来の規模ではないと考えられる。

一方、村内の東に隣接している原町は、鍛冶町の北隣りのところに細かな街区がよく残っているので、実測値が多く得られた。表は、南から北へと実測値を列記してあるが、六尺六寸の適合率が非常に高い。適合していない箇所を検討すると、南のものから、もとは小鳥神社の参道脇の小街区で明治以降に参道の変化に伴って変化した場所、元禄絵図では突き抜けの道であったものが変化した場所、そして元禄絵図では道祖神が祀られていたが、それが移転した場所であるから、いずれも近世以後の再開発により適合しなくなったと考えられる。したがって原町は、六尺六寸で開発されたと考えられる。

以上をまとめると、最初は安国寺の門前の村内が六尺七寸で開発され、その後、海側の原町が六尺六寸で開発されたと考えられる。

4-4 小結

以上の結果を間竿の種別に色分けして図示したのが図1-6である。ここから次の点が読み取れる。

まず、寺社がならぶ西側の山裾や、城山から海につきでた岬の北側など、もっとも早く町場化したと考えられる地域で、一間を七尺、六尺九寸、六尺八寸とする計画性がみられる。このうち城山の南西部については比較的発掘調査地点が多いことから、藤野次史は鎌倉時代後半と、鎌倉時代末～南北朝期の遺構の分布状況を比べて、城山の南側では、この間に西から東へとしだいに居住域が拡大したと推測している²⁷。これに該当する街区の間竿をみると、江之浦町の三角形の入り江をなすような山裾に沿った七尺から、城山の南裾の県道より北側の六尺九寸へと短くなり、発掘結果と整合している。西町の県道北側では鎌倉時代前半まで砂浜であったことが確認されるので²⁸、ここの測地尺である六尺九寸は鎌倉時代後半のものと考えられる。

また藤野は、西側の山裾に沿って鎌倉時代後半に寺社と町場が延びていたのではないかと推測しているが²⁹、山裾にそって北へ行くと安国寺境内で間竿が七尺から六尺九寸へと短くなる。現在の安国寺仏殿が建てられたのは南北朝期とされるが、現仏殿の下層に一段古い基壇が確認されているので³⁰、それが安国寺の前身である文永10（1273）年に創建された金宝寺のものかどうかは分からぬが、少なくとも南北朝期以前に寺院が成立していたことは認められるので、六尺九寸の測地尺は南北朝期以前のものと考えられる。

このほか祇園社の門前に七尺から六尺九寸や六尺八寸への間竿の変化がみえるが、本論の最初に紹介した福山市の胎蔵寺の木造釈迦如来坐像の胎内から発見された嘉暦3（1328）年10月21日付の屋地売券によれば、鎌倉末期の「とものたなか」に「比丘尼ミやうしやう」が相続していた「やち」が、「やしき（屋敷）」と「いや（居屋）」を合わせて「廿貫文」で「しやういち御せん」に売り渡されたことが知られる。このことから、祇園社の門前の字名である田中に当時としては全国的にみても高額な屋敷地があったことが知られるので³¹、田中付近では、鎌倉時代に市街地が発達し、その結果、上述の測地尺の変化があると考えれば、六尺八寸の間竿は鎌倉末期以前としておくべきではないかと考えられる。

以上のように、鞆の浦の各地において間竿の長短は、発掘調査の遺構時期や、文献史料が示す年代と整合しており、おおまかに言って七尺は鎌倉中期以前、六尺九寸は鎌倉中期から後期、六尺八寸は鎌倉末期の測地尺で形成された街区の規模や形状が現在まで継承されていると推測される。

ついで、六尺七寸や六尺六寸の間竿が江之浦町や西町の南部、道越町の一部、鍛冶町や原町などの北東の海岸沿いに広くみられるが、これは応仁の乱後に六尺五寸が普及するといわれていることから、室町前半に使用されていた間竿であると推測する。ここで安国寺の門前をみると、陸側の字村内では六尺七寸で、その海側に隣接している原町では六尺六寸の間竿が適合している。六尺六寸が海側にあるので、六尺七寸は、それよりも古い間竿であると推定される。そこで、六尺七寸は金宝寺が安国寺に変わり門前が整備された時期と考え、南北朝期から室町初期の間竿と推測される。一方、六尺六寸はその後なので、足利義満の頃と推測されよう。

六尺七寸と六尺六寸の間竿で形成された街区の範囲を見ると、鞆の浦の南西部と北東部がほぼこれで形成されており、城山の北側を除くほぼ全域が室町時代前半の埋め立てで形成されたと推定される。その範囲は、江之浦町から西町、そして道越町の北部まで連続しており、現在、伝建地区に指定されている鞆の浦の中心部は、およそ室町時代前半に形成されたと推定できる。この時期の日明貿易を頂点とする活発な交易活動が、鞆の浦を大きく成長させたと考えられる。

この一帯で注目されるのは、江之浦町の様相である。町名の起源かと考えられる三角形の湾状の街区が、この時期に埋め立てられ、海岸線が県道よりも南側に移動している。このことを逆にみれば、南北朝期までは江之浦町の中心に入り込む湾があり、それが鞆の浦の主要港の一つとして機能していたと推

表1-9 原町・村内

	実長(m)	6尺	6.1尺	6.2尺	6.3尺	6.4尺	6.5尺	6.6尺	6.7尺	6.8尺	6.9尺	7尺	備考
村内	65.13	35.83	35.24	34.67	34.12	33.59	33.07	32.57	32.08	31.61	31.15	30.71	善行寺ブロック
	54.88	30.19	29.69	29.21	28.75	28.30	27.86	27.44	27.03	26.64	26.25	25.87	同上
	55.86	30.73	30.22	29.73	29.26	28.81	28.36	27.93	27.52	27.11	26.72	26.34	
	47.70	26.24	25.81	25.39	24.99	24.60	24.22	23.85	23.50	23.15	22.82	22.49	
	22.36	12.30	12.10	11.90	11.71	11.53	11.35	11.18	11.01	10.85	10.69	10.54	
	22.51	12.38	12.18	11.98	11.79	11.61	11.43	11.26	11.09	10.93	10.77	10.61	
	31.99	17.60	17.31	17.03	16.76	16.50	16.24	16.00	15.76	15.53	15.30	15.08	安国寺門前
原町	27.04	14.87	14.63	14.39	14.17	13.94	13.73	13.52	13.32	13.12	12.93	12.75	
	25.08	13.80	13.57	13.35	13.14	12.93	12.73	12.54	12.35	12.17	12.00	11.82	
	6.25	3.44	3.38	3.33	3.27	3.22	3.17	3.13	3.08	3.03	2.99	2.95	元小鳥神社参道脇
	11.97	6.58	6.48	6.37	6.27	6.17	6.08	5.99	5.90	5.81	5.73	5.64	
	29.98	16.49	16.22	15.96	15.71	15.46	15.22	14.99	14.77	14.55	14.34	14.13	
	40.84	22.46	22.10	21.74	21.39	21.06	20.74	20.42	20.12	19.82	19.53	19.26	
	41.55	22.85	22.48	22.12	21.77	21.43	21.10	20.78	20.47	20.17	19.87	19.59	本来は突き抜け道
	76.90	42.30	41.61	40.93	40.28	39.66	39.05	38.45	37.88	37.32	36.78	36.26	
	27.51	15.13	14.88	14.64	14.41	14.19	13.97	13.76	13.55	13.35	13.16	12.97	元禄に道祖神が有る
	28.12	15.47	15.21	14.97	14.73	14.50	14.28	14.06	13.85	13.65	13.45	13.26	
	55.86	30.73	30.22	29.73	29.26	28.81	28.36	27.93	27.52	27.11	26.72	26.34	
	14.16	7.79	7.66	7.54	7.42	7.30	7.19	7.08	6.98	6.87	6.77	6.68	
	36.03	19.82	19.49	19.18	18.87	18.58	18.29	18.02	17.75	17.49	17.23	16.99	
原町適合率		0.38	0.38	0.31	0.15	0.54	0.31	0.77	0.46	0.23	0.38	0.31	

定されるこのことは、次節で述べるように中世の港湾機能の配置を考える上で重要である。

つぎに六尺五寸から六尺までの間竿で形成された範囲をみると、戦国末期の毛利氏から福島正則を経て元禄11（1698）年に廃絶する水野氏まで、福山地域の検地は一間を六尺五寸とするが、より短い六尺や六尺一寸の間竿が、福島正則がつなげたとされる道越町の南端の大可島に形成された街区や水野氏の廃絶以前に形成されていた石井町の海側街区にみられるので、検地では水野氏も領民感情を考慮して旧の間竿である六尺五寸を使ったとしても、新地の開発では江戸幕府が基準とした六尺を使うようになっていたと考えることができる。このことから、逆に六尺五寸に適合する江之浦町の旧海岸線よりも南側や、道越町の海岸沿い、石井町の西半などは、室町時代後半から戦国時代に形成されたと推測される。

北関町や田中の南部などの城山北側は、近世になって武家町となり、その後、町地に帰った「殿町」と呼ばれる一帯である。ここに六尺がみられるということは、武家町とされた際に中世の街区は改変されたと考えられる。しかし、それらの周辺部に六尺八寸や六尺六寸が少しみえるので、もともとは南北朝期頃から室町前半までに造成された古い街区があったとも考えられる。それが、『兵庫北関入船帳』に出てくる「石井」姓の間丸らが居住していた旧石井町であった可能性がある。

以上のように各街区の測地尺を推定するという分析方法は、発掘調査の結果や、各町の歴史と一定の合致をみせており、偶然とはいえない結果を示すと考えられる。現時点での日本都市史の到達点を示す宮本雅明の『都市空間の近世史研究』では³²、中近世移行期の都市形態の変遷について検討し、中世の港湾都市の原理的な空間さえ示されているが、分析の手法としては、近世以降に残された街路や地割りの形態、地名、微地形など、様々な時代の要因が重なった結果を基に行うので、情報同士の前後関係、新旧を知りえず、宮本がフォーク状と呼ぶ海に向かう街路を複数もった櫛形の空間構成を含めて、中世港湾都市の形成過程を分析することは難しいと思われる。この点で、測地尺を推定する方法は、宮本の分析をさらに前進させる可能性をもった方法ではないかと考えられる。

最後に、こうした推定が妥当かどうかをより詳細に検討する方法について触れておきたい。たとえば鞆の浦の場合、後述するように元禄時代の検地帳が残されている。三浦正幸が指摘しているように、元禄13年の検地帳の測量結果は近世の六尺から六尺五寸の測地尺に合致しておらず、明らかに別の測地尺で形成された地割りを近世の間竿（元禄検地では六尺）で測ったために生じた剩余であると考えられる。

そこで、元禄13年の検地帳の各筆の敷地規模を、その街区が形成された時代の間竿で換算し直せば剩余が出なくなるのではないかと考えられる。実際に、その検討を部分的に行ってみたが、検地の際に後述するように九寸未満を切り捨てていることや、各時代に分筆や合筆、ひどい場合は戦乱後の再分割などがあり、単純に上記で推定した測地尺が元禄時代の敷地規模に適合するとはいえない結果になった。しかし、上記で推定した測地尺で整数間になると思われる箇所も多々あり、さまざまな要因を慎重に考慮して検討すれば、中世の地割りをある程度なら復原することも不可能ではないと思われる。しかし、それは今後の研究にまかせることにしたい。

次節以下では、本節での分析結果を参考しながら、各時代の鞠の浦の状況を通時的に解説する。

5. 鎌倉時代の鞠の浦

以後の記述を理解し易くするため、各地点の標高と前述の藤野他の推定地形図をもとにして、前節で検討した各街区の測地尺を参照しながら、鎌倉時代末期と室町時代中期の海岸線を推定した図1-7を掲げておく。

まず発掘調査を確認しておくと、藤野によれば鞠の浦で明確な遺構が確認できたのは鎌倉時代後半からであり、遺跡の広がりを一定程度認めることができるのは鎌倉時代末～南北朝時代（草戸Ⅱ期）以降であるとしている。むろん、これは数が限られた発掘調査から慎重に推測されたものなので、実態はそれ以上に進行していた可能性がある。

たとえば前々節で述べたように平安時代の遺物も出土しており、史料的にも11世紀には港があったことが確認される。しかし、間竿による土地の丈量は、都市の在宅に課税するために生まれたと推測されるので、街区形状が間竿を使って確定されるまでには相応の時間が必要であったと考えられる。この点から、平安時代の鞠の浦が計画的な街区のような都市的景観をもっていたか、それとも必要な施設が無計画に散らばっていたかは判断が難しい。したがって、ここでは一応、七尺の間竿による街区形成は鎌倉時代前半であるとしておくが、結論は発掘調査の進展を待ちたい。

ところで前項で述べたように、七尺を間竿とする鎌倉時代中頃までに街区化していたと推定される範囲は、現在は草谷と浅之谷に属する西側の山裾と、江之浦町に属する城山の南西部、そして関町の城山から東に延びる尾根（岬）の北側である。以上が、草創期の中世港湾都市の姿であったと考えられる。藤野も、鎌倉時代後半の遺構範囲は、城山の南西部を中心として市街地の西側に聳える山裾であろうとしていることと基本的に一致するが³³、関町が加わる点に注意したい。

関町には、平安末期まで祇園社の前身である疫隅国社があったと伝わり、近辺には今も二棟の小社と関町のチョウサイ蔵がある。また、ここはお手火祭りのときに市中を巡幸する神輿が必ず立ち寄るが、それも祇園社の故地であることと関係するのかもしれない³⁴。丘上の福禪寺も、平安中期に空也上人が開いたと伝わり、少なくとも毛利氏の時代には鞠の浦を代表する接客施設であったことから、中世に中心的な町であったことは確実だと思われる。

西側の山沿いは、現在は寺院や神社が並ぶが、いつからそうなったかは発掘調査が行われていないので不明である。注意したいのは、草谷や浅之谷が近世以後は「後地村」に属していたことである。従来は、この名称から町場とは考えられていなかったが、先述の新見庄の地頭方市場では、市場在宅の屋敷の後に土地を「後地」と呼び検注していた。このことからすれば近世に「後地村」と呼ばれている一帯は、鎌倉時代の町場の後背地の名称に由来する可能性がある。だとすれば、後地村の前面になる城山の北側に在宅が存在していたことの名残りであるともいえるだろう。

とくに祇園社の前面にある字名の「田中」は、先述のように嘉暦3（1328）年に「比丘尼ミやうしやう」から「しやういち御せん」に売り渡された高額な屋地があった場所名と同じであり、鎌倉末期まで

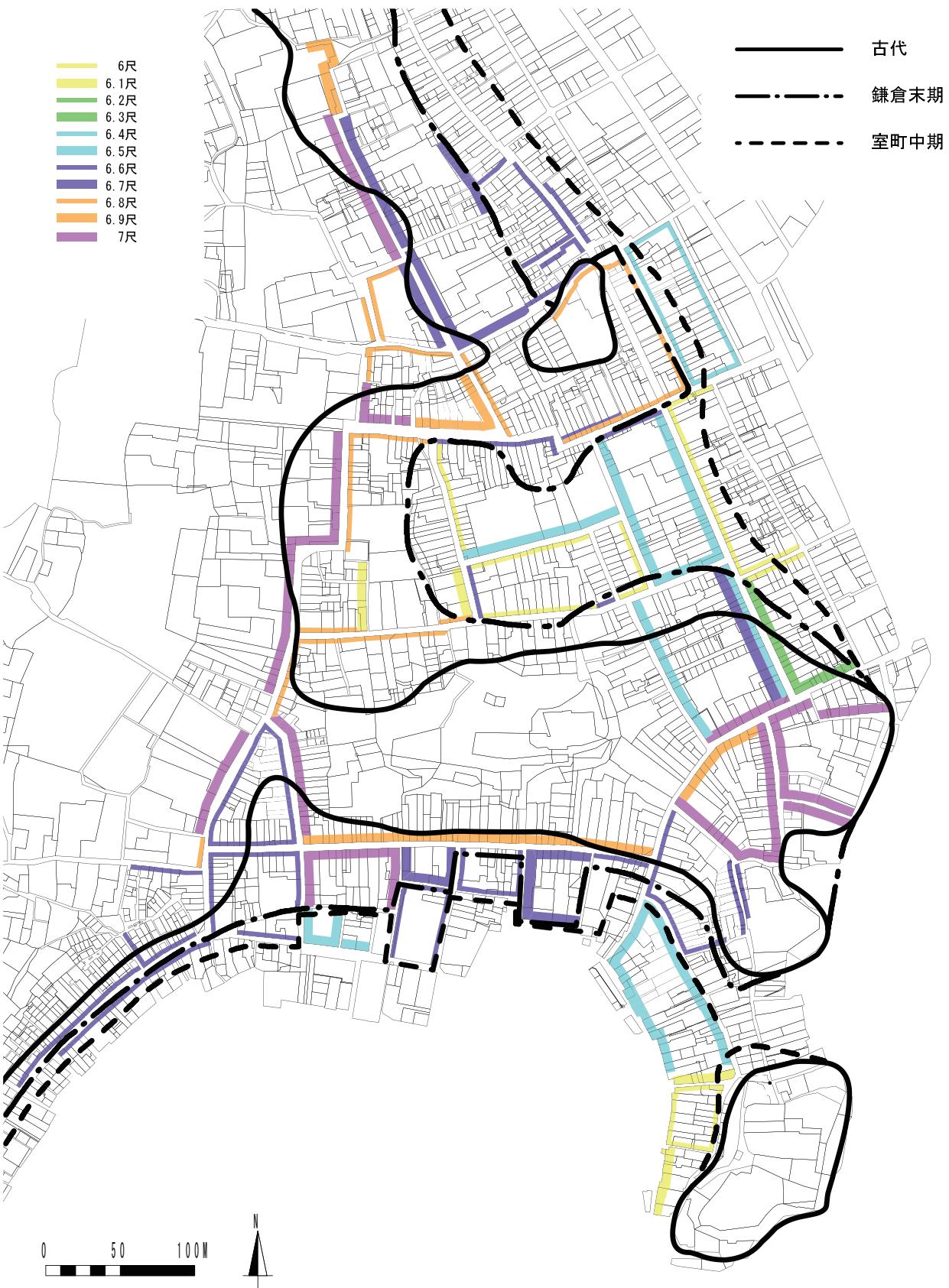


図1-7 古代・中世の海岸線推定図

には祇園社の門前にかなり高密な町場が展開していた可能性があることを示す。その売り主と買い主が女性である点も、網野が志摩国の泊浦江向の史料から指摘したように³⁵、当時の在家の家主の半数近くが女性であったことから不思議ではない。こうした女性は、借上や土倉と呼ばれる金融業に関わる者が多かったことから、祇園社の門前は活潑な商業地であったと考えられる。今も祇園社に残るお手火祭りは、神輿の最古の棟札が嘉元4（1306）年であり、お手火神事も14世紀の史料にみえることから、遅くとも鎌倉後期までには祭礼も整えていたと考えられる。

ここで祇園社の門前を詳細にみてみると、祇園社の門前に七尺の小街区がみえ、湾曲した路地を境に六尺九寸や六尺八寸の間竿になる。この湾曲した路地は、元は堀であり、より古くは海岸線であった可能性がある。そのように考えると、さらに海寄りの小鳥神社がある微高地は、六尺八寸であり、さらに祇園社参道の南側や城山の周囲も六尺八寸である。小鳥神社がある微高地は、前述のように古代は海の中に浮ぶ磯または州であったと推定されるが、そこに向かって浅之谷や草谷を形成する小河川が流れ込んでいる。したがって、その堆積効果により小鳥神社の微高地と祇園社の参道辺りには砂州が広がり、その砂州上に鎌倉後期には町場が展開され、それらの街区が六尺九寸や六尺八寸で形成されたと推測される。

ところで安国寺の前身である金宝寺は、文永10（1273）年に熊野信仰と関係する紀伊国由良を根拠地とする法燈派によって創建されたことが知られているが、であれば鎌倉後期に熊野信仰に関係する人々が近辺に居住していた可能性がある。しかし安国寺の門前そのものは、前述のように南北朝期になって六尺七寸で市街地化したと推定されることから、たとえば嘉暦4（1329）年に熊野那智山の先達祐尊から御師の播磨法橋に譲られた「備後国鞆津檀那名字」に記載されている鞆の浦からの参詣者は、安国寺の門前ではなく祇園社の門前に形成された町場に住んでいた可能性が高いと考えられる。

そこで、その近辺の地形をさらに詳しくみると、先ほど述べた祇園社の参道の北側にある台形の街区のすぐ北側に七尺の間竿が切れる一郭がある。ここが先述の浅之谷の河川が流れ込む場所であり、小鳥神社がある微高地が防波堤になることから、小さな河口港であった可能性がある。現在は本願寺の門前となっているその街区は、六尺八寸で造成されており、鎌倉末期から南北朝期に形成された街区と推測される。したがって、上述のように金宝寺に関係した在家人等が居住していた場所として適当である。近世になっても、この延長線上に原港があり、藩主の船着場にもなっていたことが知られるが、小鳥神社がある微高地の北側は中世から鞆の浦の港の一つとして機能しており、その関係で法燈派は金宝寺を現在地に創建したのではないかと推測される。

一方、市街地の南でも、測地尺の変化と地形から考えて江之浦町の町名の起源となった三角形の入り江が、城山の南西部にあったと考えられる。近辺から平安時代の遺物が出土していることから、この辺りも早くから一定程度は市街地化していたと考えられ、入り江を港とする小街区があったと推測される。祇園社の祭礼では江之浦町の位置付けが他町に比べて高いが、このことは祇園社と関係の深い都民が早くから集り住む町であったことを示すとも考えられる。

以上をまとめれば、鎌倉時代後半の鞆の浦は、北側を小鳥神社がある微高地で遮られ、南側を城山によって守られた北湾一帯が中心街区であり、田中と呼ばれる祇園社門前を中心にその南に広がる平坦部に町場が広がっていたと推測される。また、町場の後背地は後地と呼ばれており、それが近世の地名に残されたと考えられる。さらに北湾の北側には、後世の原港の原型となる小港があり、金宝寺とその関係者はそちらを利用していった可能性がある。関町がある城山の北東側の低地も古くから港湾機能を備えており、水深が深い大型船の係留港であった可能性が高く、さらに江之浦町の入り江には職人町が展開していた可能性が高い。このように中世前期の鞆の浦は、港湾機能が複数の場所に分かれていたと推測され、宮本雅明が主張しているように宗教権力や問丸などの多様な主体が別々に管理する交易港の集合

体としての中世港湾都市の空間構造をもつ都市であった可能性が高いと考えられる³⁶。

つぎに、『鞆の浦の歴史』(1999) に網羅した史料から確認できる人物を分類して住民の様相を述べておけば、まず『平家物語』に出てくる鞆六郎は実在が疑わしくとも、天福元（1233）年の石清水八幡宮文書にみえる「鞆浦地頭代」や、金宝寺に文永11（1274）年に造立された善光寺式阿弥陀三尊像の中尊胎内銘にみえる「大檀那 平頼影」、あるいは備前国の吉井川河口に律宗の拠点として建立され、港としても機能していた西大寺に延慶4（1311）年に施入された大般若經の檀那としてみえる「備後鞆右衛門尉平為重小野氏」などは、鞆の浦に関係する武士であると考えられ、かつ当時の武士として当然、経済活動にも活潑に関与していたと考えられる。金宝寺の善光寺式の阿弥陀三尊像の勧進帳に記載された七十余名の人々も、苗字がある人は鞆の浦に寄航した武士であると考えられ、「殿」と呼ばれる人々は鞆の浦の領有者の中でもあったかもしれない。

宗教者も様々にいたが、注目されるのは尾道の向島にあった尼寺の西金寺から元徳2（1330）年に厳島神社に施入された經典類に、正中2（1325）年頃に鞆の浦で写経された經典が多く含まれていることである。そのほかにも東大寺戒壇院の院主でもあった凝然が、鞆の浦に下向する書簡を残しており、港町鞆の浦を拠点に宗教活動も活潑に行われていたことがわかる。

そのほかの住人としては、たとえば安国寺の達磨大師の位牌銘にみえる「金宝寺大工藤原季弘」や、同寺の地蔵堂に安置された高さ2メートル余りの地蔵菩薩座像の願主である「藤原貞氏」、祇園社の前身である牛頭天王社の神輿造立棟札にみえる「大工藤原宗正・菅原末弘」などは鞆の浦に居住する職人等であった可能性がある。また、鞆の浦と仙酔島の間に浮かぶ弁天島に文永8（1271）年に建てられた九重石塔も、西大寺律宗の活動に同行した石工集団の手になると推測されている。こうした職人や前述のような問丸、土倉、借上などの商工業者が、上述のような宗教活動を支えていたと考えられ、熊野講も行われていた。

以上のように多様な人々が行き来する鞆の浦を、乾元元（1302）年に訪れた『とわづがたり』の著者後深草院二条は、「大可島とて離れたる小島」に暮らす元遊女達と交流し、近隣の和智氏の館に逗留した際には鞆の浦に絵の具を買いに人を遣わしている。これらも当時の港湾都市として賑わっていた鞆の浦の情景が浮かぶエピソードである。

ところで多くの中世都市研究が明らかにしているように、中世の都市的な場における行政単位は「保」であった。先述の新見庄の地頭方市場では、約30軒の在宅を二つの「保」に分割して管轄しており、京都周辺の宇治や山崎は10個程度の「保」に分割されていたといわれる³⁷。これらの事例から推測すれば、中世の鞆の浦も「保」を行政単位として形成されていた可能性が高い。中世の保は行政単位であって、古代の条坊制のように街区の大きさを規定するものではないが、行政単位である以上、戸数には一定の限度があったと考えられ、時代を追って在宅が増加すれば、保の面積を大きくするよりも、街路や町を新たに形成していくと考えられる。

もし鞆の浦でも、上述の新見庄と同程度に一つの保が15軒程度の在宅で構成されていたとすれば、先述の摂津・長瀬浜のように鎌倉末期の港湾都市では、在宅の平均間口は一・三間程度であったので、一間が約七尺として一つの保が必要とする幅は40メートル前後になる。ところが中世後期の在宅の平均間口は二間前後であると考えられるので³⁸、一間が六尺五寸前後になってしまって同じ15軒で構成される保は60メートル弱の幅を必要とする。この一つの保が必要とする40メートルないし60メートルという幅は、鞆の浦の実際の古い街区の幅とよく一致し、それらが形成された時代を示す都市景観となっている可能性がある。ただし、近世に整備された城山の北側にある武家地や海岸に近い街区では、100メートル前後の幅が多くみられるが、それは近世の「町」の制度に対応すると考えられる。さらに現在の海岸付近は、近代になって整備された箇所もあり、より大規模な街区となっている。

このように鞆の浦では、時代ごとに街区の大きさやスケール感が異なり、中世から近代に至る各時代の特徴をそなえた街区が、山から海に向かってまるで年輪のように重なっている。したがって、鞆の浦で海岸から山裾へと歩を進めれば、近代から鎌倉時代まで時代を遡るような奇妙な感覚に襲われる。それは街区の規模や道路の幅といった物理的な空間から想像される各時代の景観的な特色を感じとるからではないかと推測される。鞆の浦は、このように中世の都市景観を体験・想像できるところに際だった特色があり、都市遺産としての鞆の浦の大きな価値ではないかと思われる。

6. 室町時代の鞆の浦

『太平記』や『梅松論』などによれば、鎌倉末期の鞆の浦は、得宗方の拠点であったようである。南北朝期になると、よく言われるよう足利尊氏が九州に下向する際に院宣を拝受した場所となり、南北両朝の拠点として争奪戦があった。その際に祇園社の南隣にある小松寺が北朝方の陣とされ、大可島に陣どった南朝方と市街戦を繰り広げたように描かれている。鞆の浦の中心部に北朝方は陣どり、港湾の要衝であった関町を挟んで、近世まで要害と呼ばれた沖合いの大可島に陣どった南朝方と睨みあっていたと解釈できる。

また、『太平記』には「東西泊」とみえるので、東泊つまり東に向いた北湾とその東端にある関町に対して、西泊つまり上述のように南北朝期までは三角形の湾があった江之浦から、城山の南側に埠頭を建設しながら西町へと拡大していった西南部の港が、ともに機能していたと考えられる。

南北朝の動乱後は、市街地の再編もあったかと思われるが、たとえば金宝寺は備後国の安国寺とされ、前述のように門前に六尺七寸の街区が形成されたと推定される。同じく六尺七寸の間竿は、西町において県道より南側の二つの街区にもみえる。この六尺七寸が部分的に残る街区は、南北朝期から室町初期に海に突き出た埠頭としてつくられ、倉庫等が建ち並び、間丸が管理する交易街区として機能していた可能性がある。前述のように宮本雅明は、このような港をフォーク型と呼び、中世港湾都市の管理交易に特徴的な港湾形態であるとした。

つぎに室町中期の間竿と考えられる六尺六寸の範囲をみると、近世に武家地となって六尺や六尺一寸の測地尺が占める城山北側の北関町の一部にもみえるので、鎌倉時代からしだいに浅くなつた北湾は、この時期にほぼ埋めたてられた可能性がある。1440年頃の史料である『兵庫北関入船納帳』には、鞆船籍の船の所有者と思われる「太郎次郎」「太郎三郎」ら多くの人物名がみえるが、彼らは同時期の尾道の土堂船籍の史料に「鞆太郎右衛門」「太郎次郎」「太郎三郎」とみえる人物と同一名を含んでおり、中世港湾都市を結んで人や物資の輸送を行っていた「廻船人」か荷主である間丸と考えられる。彼らの肩書きとして『兵庫北関入船納帳』に「石井」とみえることから、廻船人や間丸が集住する町の名前が石井であった可能性がある。

現在の石井町は、応仁の乱後の測地尺である六尺五寸で造成されており、後述するように福島正則が鞆城を整備して、旧北湾の位置に御屋敷を整備したときに、その大手門前に形成されたか、それ以前の天正4（1576）年に毛利氏を頼って鞆に下向した足利義昭のために作られた「北の丸」が整備されたときに造成された街区であると考えられる。したがって、いずれかの時点で石井町は現在地に移動したと考えられ、それ以前の旧石井町は平安海進が終わった後に草谷からの小河川による土砂堆積で北湾に形成された浅瀬もしくは中洲を、室町前半に埋め立てて造成された街区であった可能性がある。

こうして中世には港湾機能を縮小していった北湾に代わって、新港として整備されたのが城山の南麓である。前述のように江之浦町にあった三角形の入り江も、この時期に埋めたてられて市街地化したと考えられ、一帯は六尺六寸の街区が広がっている。この辺りは、地蔵院の西側から中世後期の炉跡がみつかっているので³⁹、鍛冶職人が居住していたと考えられる。江之浦町から医王寺へ登る参道の脇にあ

る稻荷社が近世以前の鍛冶の氏神と伝わることや、旧海岸線と推定される湾曲した路地沿いの稻荷社に文久2（1862）年に鳥居を寄進した人物が「上鍛冶屋」と刻まれていることなどは、中世後期の江之浦町が鍛冶職人の町であったことを伝えると考えられ、近世になって市域北東部の鍛冶町に移転されるまでは、ここが鍛冶職人の集住地であった可能性が高い。

この江之浦町から西町を経て道越町北部へと至る現在の鞆港の原型は、藤野次史が発掘成果から推定したように、鎌倉後期から室町前期にかけて江之浦町を起点にして東に向かって開発されていき、西町を形成して関町につながったと考えられる。前述の六尺七寸で造成された埠頭の間を埋めるように六尺六寸の街区が形成されているのが、この間の市街地の拡大を示すと考えられる。また、江之浦町に上陸したと伝わる綿津見命を祭る渡守神社が、近世初頭に祇園社境内に移転される前は、西町が関町とつながる場所、つまり西町と関町の境界部の西町側に位置していたことが元禄の絵図等で確認されるが、江之浦町からそこに遷座したのは、この時期の開発の結果を示すとも考えられる。また、古くから鞆の中心街区であった関町は、いつの頃からか兵庫北関や赤間関に類する海の関が設置されていた可能性が高いが、西町や道越町の開発は関町の住人によって行われた可能性もあると考えておかなくてはならない。

この新しく形成された南港の東端に位置する道越町において注意すべき点は、福禪寺の門前街区の中に埋もれるようにして残る貴船神社の位置に、もとは時宗の本願寺があったという伝えがあることである。その位置は、以上のように鎌倉末期から港湾機能が移転してきたと推測される城山南麓の東端であり、途中の西町でも「あめや小路」の南に沖見堂という時宗の道場があり、一遍上人が貴賤を問わず名号札を配ったところと伝わり、小字名も残されている⁴⁰。正応3（1290）年に創建されたと伝わる本願寺の前身が、これらの伝承のいずれの地に関係があるかは分からぬが、この近辺に時宗に帰依するような下層都市民が多く居住していたことを示すのではないかと考えられる。

この頃の住人の活動について、『鞆の浦の歴史』（1999）に載せた史料から探ると、まず応仁2（1468）年の遣明船には、備後国守護山名氏の「国料」として尾道・田島・因島と並んで鞆の宮丸という千石か千五百石の大船が参加しているが、備後国から出した船では最大である。刀鍛冶としては15世紀後半に活躍した貞家が史料に残るが、鞆の浦の鍛冶は三原鍛冶の一派と考えられており、室町時代の刀鍛冶として、家次、貞次、朝次、信次、宗貞、貞広などの多くの刀鍛冶名が知られている⁴¹。

16世紀の史料では、永正14（1517）年に祇園社を再興した棟札があり、檀那として地頭がみえ、大永6（1526）年には「鞆屋」の屋号がみえる史料があり、天文22（1553）年に毛利元就が鞆の津の要害を改修し在番することを命じた文書の中には、「町之者番之事不仕」とあって、鞆の浦の住人が不当な課役に抵抗していた様がうかがえる。

鞆の浦の支配者の変遷については、既刊の『鞆の浦の歴史』（1999）に詳しいので省略するが、室町時代には守護の山名氏、その後は大内氏と尼子氏が争奪を繰り広げ、やがて毛利氏の支配下となった。都市史の上で重要なのは、天正4（1576）年に織田信長と対立した最後の室町將軍足利義昭が毛利氏を頼って京都から降り、毛利氏が「鞆の津に城を構え、將軍を移しまいらせ、軍勢ことごとく御城に召し、將軍、北の丸に御下り、棧敷高くかき上げさせて」と『備後風土記』にあるように、鞆の浦を義昭の居所としたことである。このことが、次節で述べる福島正則による鞆城の整備にもつながるのである。

1965（昭和40）年に安国寺で室町末期から桃山時代までの作庭である枯山水の庭園が発掘されたが、安国寺が天正年中に毛利輝元の再興と伝わることに関係すると考えられる。祇園社にも永禄8（1565）年の箱書をもつ能面箱があることや、先の元就時代の住人の抵抗などを勘案すれば、戦国末期にも鞆の浦は重要な港湾都市として戦災からの復興が隨時行われ繁栄を続けていたと考えられる。天正年間に義昭の居所とされたのも、そうした背景があったからであろう。

7. 近世前半の鞆の浦

近世前半の鞆の浦も、他国の大型船が行き交う沖乗り航路と、内陸部や島嶼部を結ぶ小型船を中心とする地乗り航路との中継機能を果たす港湾都市として栄えていた。以下、主に『市史近世編』に依りながら近世前半の様相をみてゆきたい。

寛永16（1639）年に加賀藩が試験的に西回り航路で大坂に年貢米を届けた際には、金沢・鞆・大坂の米価格を比較検討しており、鞆の浦の米取引が基準価格の一つであるほどに米穀取り引きが盛んであったことがわかる。寛文12（1672）年に河村瑞賢が酒田から大坂までの西回り航路を整備すると、日本海沿岸や九州諸国からの年貢米の多くが北前船で瀬戸内を通って大坂に運ばれるようになり、その行き帰りに他の商品が合わせて運ばれるようになったので、中継交易を主とする鞆の浦の経済活動は盛期を迎えた。

このように鞆の浦の最大の生業が、中世の問丸を継承した問屋であることに変わりなく、全体的に中世期の都市機能を継承した都市であったと考えられる。後述の元禄13年の検地帳をみると、関町の大坂屋、石井町の胡屋、道越町の堺屋、西町の中満屋、江之浦町の吉田屋は、大規模な複数の屋敷を所有しており、近世初頭の豪商が分家していった様がうかがえる。

鍛冶業も中世以来、鞆の浦の基幹産業であり、中世に活躍した刀鍛冶こそ福山城下に移転されたが、船具や釘などを製造する鍛冶業が盛んで、福山藩の御用鍛冶として、あるいは海運の関係で他国の注文を受けて、基幹産業であり続けた。

そのほか保命酒・酒・醤油・酢などの醸造業も盛んで、元禄11（1698）年の改め酒運上銀調べによれば、福山藩内には91軒の酒造屋が営業しており、そのうち福山城下には35軒、鞆の浦には21軒があった。町の規模に比して多い方であるが、これは寄港船の需要が多かったためと思われる。ただし、このときの改めは幕府が酒の値段を五割上げ、その分を幕府の収入とするためのものだったので、酒造業は打撃を受けており、それまで城下に44軒あった酒造屋が減っているのと同様に、鞆の浦の酒造屋も元禄以前は21軒より多かったと推測される⁴²。万治2（1659）年から焼酎に薬草を混合した保命酒の醸造を始めた保命酒については諸書に詳しいので省略するが、この頃の酒造屋の一軒であり、近世を通じて石井町の宿老であった胡屋には、元禄時代に建てられた酒蔵が近年まで残っていた。

以上のように近世前半の鞆の浦は、他国商事を行う大規模な商家を中心にさまざまな商工業者や、海運業者、漁民などが集まり住む港湾都市であった。朝鮮通信使の記録をみても、元和3（1617）年に400名を超える陣容で来日して、朝鮮戦役の捕俘150名を釈放し国交を正常化した際の朝鮮通信使は、鞆の浦を「浦辺村家極盛、勝於赤間関」と形容しており、寛永元（1624）年に新將軍家光への挨拶のために訪れた通信使は「瓦屋過半」と記し、寛永13（1636）年にも「人居千余家、此赤間尤勝」と記しているように⁴³、近世前半の鞆の浦は瀬戸内海有数の港湾都市であった。

また行政的にみると、古代・中世以来の公的な海駅であった鞆の浦は、近世になっても福山藩の公的な外港として鞆奉行と呼ばれる専任の奉行を配して整備と管理が進められ、朝鮮通信使をはじめとする公儀の使客への応対や荷物扱い、参勤交代の諸大名への応対、北前船を初めとする諸船の物資補給や修理も含めた総合的サービスを行っていた。そのため、入出港を検分するために大可島の先端に遠見番所が設置され、夜間の入出港の安全を確保するために常夜燈が港に設置され、寄港船を整備するために江之浦町の浜辺には焚場や船小屋が整備され、波浪を弱める波止や干満に関わらず接岸するための雁木も幾度となく修理拡張され、充実した港湾施設をもっていた（図1-8 参照）。それらの施設や遺構が、上屋は別としても全て残されているのは、現在では鞆の浦だけである。

この時代の初め、慶長5（1600）年に毛利氏に代わって芸備両国を領することになった福島正則が鞆の浦に枝城を構えたことから、近世初頭には鞆の浦でも城下町としての整備があった。詳細は不明であ

るが、城山に設けられた本丸では、天守台西側の発掘調査で中世・福島時代・明治期の三時期の石垣が確認されていることから、足利義昭のために毛利氏が整備した鞆城を再整備したとも考えられている。地誌類によれば、本丸にあった寺社を寺町筋に移し、その跡に三重の天守閣や矢倉・門などを整備したらしく、二の丸は現在の地蔵院がある高台に置かれ、三の丸は1992（平成4）年の発掘調査で、県道から23メートル南側の、室町時代に整備されたと推測される海岸線位置から天守台と同じ石を使った護岸が発見されているので、中世以来の埠頭を改修して軍船を係留できるようにしたと考えらる。したがって鞆城は、山陽道を睨んだ神辺城と対をなし、備後灘を睨む海城として整備され、両者によって備後地域の防衛線を形成する構想のもとに枝城に選ばれたと考えられる。

城山の北側の低地には、元禄絵図にみえるような大手門や矢倉を備えた屋敷が整備されたが、これも前節末尾でみたように「將軍、北の丸に御下り、桟敷高くかき上げさせて」と伝わる足利義昭の御殿を建てた北の丸が再整備されたものである可能性もある。この武家地は、宝永8（1711）年まで存続し、元禄13（1700）年の検地でも「御屋敷、九反一畝八歩、長七十五間、横三十六間半、古城跡、但し門前組小屋共」と記載される規模があった。この御屋敷の周囲には狭いながらも堀があ

巡らされており、草谷からの水路が不自然に曲げられて堀に接続しているので、城下町整備として造成された可能性が高い。次々頁の図1-9に、元禄絵図の情報を元禄復原図の上に示したので参照されたい。

道越町の南部が埋め立てられて大可島が陸続きになったのは福島時代であると地誌類は伝えているが、測地尺の推定でも道越町の中央部は、毛利・福島時代の検地に使用された六尺五寸と同寸の測地尺が使用されているので、福島時代の整備で埋め立てられた可能性は高い。

このほかの六尺五寸の測地尺が使用されたと推定される街区は、石井町と江之浦町の一部にみえる（図1-6参照）。石井町の中央の南北道よりも山側は六尺五寸であるから、前節で述べたように御屋敷の整備時か、または義昭の「北の丸」を建設する際に強制移転させられた街区であると考えられる。しかし、海側の街区をみると北半は六尺、南半は六尺三寸の測地尺と推定されるので、少なくとも北東の街区は、六尺の間竿が備後に持ち込まれた元禄13（1700）年の検地以後に街区形状が固まつたのではないかと考えられる。事実、『稻垣研報告書』（1985）で指摘されているように元禄13年の検地帳から復原すると北東街区の海側は、敷地の奥行きが様々で一定せず、街区形状の形成途中にあったと考えられる。その南の南東街区は、元禄検地の段階で海側にも屋敷地が復原できることから、元禄13（1700）年までに街区形成は終わっていたはずで、関町に近い当街区は、六尺三寸という太閤検地に用いられた測地尺



図1-8 鞆の浦の主要構成要素
（『稻垣研報告書』（1985）より転載）

で、近世前半に地割りが確定された可能性が高い。それは福島氏の六尺五寸で行われた一連の城下町整備とは別の動きであり、『稻垣研報告書』（1985）では、石井町の有力商人である胡屋と山田屋の抱屋敷が並んでいることから、彼らによる開発ではないかとしている⁴⁴。

江之浦町では、湾曲した路地の形態から伺えるような中世期の護岸線より南側に、六尺五寸の測地尺で形成された小街区がみえる。これらは、福島時代の三の丸整備などに伴う港湾整備で造成された街区であったとも考えられる。

なお、鍛冶町の海側にも測地尺が六尺四寸の街区がみえるが、ここも先述の御屋敷の堀割から流れ出した水路と、浅谷から流れてきて善行寺のある街区を不自然に回り込んでくるもう一つの水系が合流して海へ出る河口にあることから、福島時代に整備された可能性もある。六尺四寸は街路幅の変化や実測誤差に基づくもので、六尺五寸で造営された街区かもしれない。

この時代の文献史料も多くはないが、平戸のイギリス商館長であったリチャード・コックスが鞆の浦に寄港した際の日記があり、コックスは元和2（1616）年には「定宿」の女主人にかねて注文しておいた36トンの鉄の一部を買い入れており、元和4（1618）年には雪駄や三原の酒を購入し、女主人とその娘に贈り物をしていることが知られる⁴⁵。このことから鞆の浦の基幹産業である定宿を兼ねた問屋商売の実態も分かり、また、コックスの見聞から、少し前の大坂冬の陣に備えて幕府が福島氏を通じて鞆の鍛冶に大量の鉄盾を作らせていたことと、その管理を代官がしていたこと等も知られる。

この時代に整備された寺社も多く、詳細は第2章の社寺建築調査に詳しいが、医王寺の再興、円福寺と源正寺の開基などが福島時代に行われている。また、福島正則は切支丹も保護していたので、その末期には切支丹改宗者の七世子孫のことをいう類族が「福山・鞆・郷中共百四十七人」いたとされる。

元和5（1619）年の福島氏の改易で、譜代大名である水野勝成が山陽路の押さえとして備後国に入ったが、寛永16（1639）年までは嫡子の勝俊が鞆城に居住していたので、城下町の状態がしばらく続いた。勝俊が家督を継いで福山城下に移ると、鞆には鞆奉行と呼ばれる、城下の町奉行と同格の奉行が設置され、鞆在番衆と呼ばれる知行取り7～8名の家臣と、2名の鞆目付、鉄砲足軽組、藩船中の十八丁立と飛脚船の各二艘を配備し、これに七町ごとに1名の宿老、1名の月行事、1名の町代を決め、各町の宿老の中から出る月番宿老が町民の代表として町会所で差配に当たる宿老制の町人組織とともに、町の行政を担当した。在番小屋は、当初は三カ所あったが、元禄までに御屋敷と善行寺の間にある在番屋敷と要害（大可島）番所の二カ所になっていたと伝えられる。

これに関連して福島氏の改易後に不要になった武家地を買い受けて、大黒町という町地を開発したと伝わる鍛冶町の松屋は、寛文12（1672）年に鉄製の碇6個の代金が船頭次郎兵衛を通じて支払われた松屋九郎左衛門の関係者で、碇を作る鍛冶問屋であったと考えられる。鉄製品の生産は中世以来の鞆の浦の基幹産業の一つであり、詳細は『福山市史』等にあるので⁴⁶、ここでは述べない。

また、先述のようにこの時期の鞆の浦も、中世以来の伝統を継承し、公式の海駅として公儀の使臣や荷物船、朝鮮通信使、諸大名の往来などの寄港先となり、17世紀末の貞享年間末から元禄年間初に福山藩の御茶屋が西町に設置され、福山藩の外港として荷物等の出入国管理にもあたっていた。しかし福山城下町の成立により、福山藩領で生産される年貢米や豊表等の国産品の積み出しが福山城下を中心に行われることになったので、鞆の浦は他国船に船宿を提供し、そのついでに他国同士や他国と近郷の中継商業を行うことが中心になり、取扱い品目は減ったと考えられる。そのため水野勝俊が去って城下町的性格が弱くなった鞆の浦では、たとえば寛永末年に公認の遊女屋が設置されるなど、純然たる港町としての整備が進んだ。

港湾都市の産業的基盤として船数の変化をみておくと、延宝3（1675）年には鞆の浦に所属する船数は255艘であったが、元禄頃には322艘に増加した。しかし、その内訳は、三端帆から五端帆の商船（廻

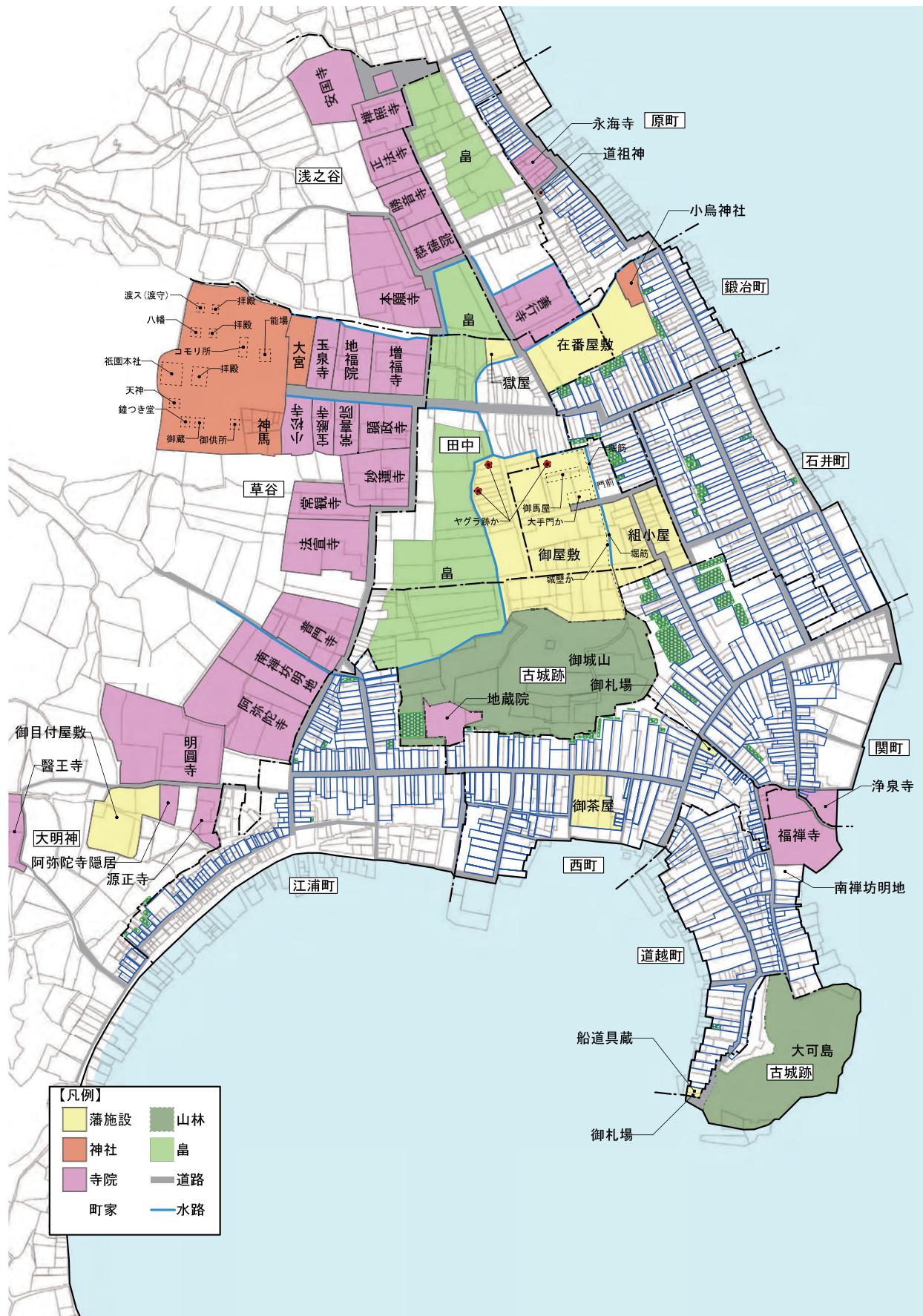


図1-9 元禄13（1700）年鞆町地割複原図

船）が115艘で、漁船が207艘であった。ちなみに九端帆以上は西回り航路に従事できる大型船で、四端帆から八端帆の船は大坂あたりまで航海できたといわれるが、後の調べでは鞆の浦の船株は、五端帆が5艘、四端帆が15艘、三端帆が84艘の合計104艘であるので⁴⁷、鞆の浦の商船の多くは近海用であったことになる。一方、延宝3（1675）年の藩内の船には、六端帆以上の大型船が40艘ほどあり、それらは郷中の浦々に所属していた。つまり、近世の鞆の浦は、六端帆以上の大型船はもたず、他国船の寄港などに依存し、それらの物資を近郷に運ぶか、あるいは他国同士の商取引を行っており、遠距離廻船業者は周辺の浦々に居住していたことが分かる。これは瀬戸内海一円の傾向であった。

ところで、それら商船は、福山藩の場合は城下と鞆の浦に船宿老を置いて管理していた。鞆の浦には、正徳元（1711）年頃に船宿老2名が置かれていたが、文化文政頃には1名になっている。船宿老の下には各町の船持ちの代表として10名ほどの船持頭が置かれ、船持仲間の世話に当たっている。船主は遠国に出かけるときは船宿老へ積荷を報告し、往来手形を町番所に差し出して、裏判を受けて出港する定めで、近国や領内へ行く場合も船宿老に積荷を報告して許可を得て出港し、後日、船宿老が町番所に手形を差し出すことになっていた。また遠近を問わず人を乗せるときは、身元を船宿老に届け、許可を得て出港することになっていた⁴⁸。鞆の浦には、まだ未解読のそうした史料が眠っている。

一方、200艘もあった漁船であるが、鞆の浦の漁民は、漁具や漁法において近海の指導的立場にあり、たとえば永享年間（1429～40）に鞆の治郎太郎が手繰り網を発明して近辺に普及したという伝えがあり、寛永9（1632）年には鯛網や鰐網が鞆の当納屋忠兵衛と走島の村上太郎兵衛によって始められたといわれ、漁獲物の集散や水主の集合地としても重要であった。

こうして近世前半の鞆の浦は、世に言う元禄景気という時代の趨勢もあって、貞享元（1684）年には658戸で5,818名であった戸数と人口が、13年後の元禄10（1697）年には701戸で7,756名と増加し⁴⁹、その結果としての市街地が次節で述べるように、元禄13（1700）年の検地帳から復原した図1－9のような空間構成である。そこで、近世前半の鞆の浦の景観と空間構成の特色を、『市史近世編』や『稻垣研報告書』などの既刊書の要点を交えつつ、屋敷地の利用の在り方などとして述べておきたい。

まず、屋敷地の等級や規模からみると、中心街区は西町と関町で、石井町と道越町がそれらに次ぎ、江之浦町、鍛冶町、原町が周辺的街区という扱いであったと考えられる。元禄10（1697）年頃の各町の借屋比率は三割前後であるが、鍛冶町が六割近くと高く、原町は一割弱と低い⁵⁰。一方、元禄13（1700）年の検地帳で他人名義になっていて「抱」と記された屋敷地の割合も三割前後で、それらが基本的には借屋になっていたと考えられる。したがって抱屋敷も鍛冶町が四割以上と高く、原町は一割五分と低い。両史料の違いは、土地の所有者を把握するか、家の所有者を把握するかの違いであるが、その差異が興味深い。この点を含めて、次節で示す元禄複原図も参照しつつ、各町の特色について述べる。

原町は、貸家も抱屋敷も少なく、鞆の浦では例外的に安定した居住形態を維持する、言い方を換えれば港町らしくない街区であったと考えられる。家数の48軒に対して屋敷地は49筆とほぼ同数ながらも、抱屋敷は8筆で16パーセントあるのに対して、借屋は3軒、7パーセントしかなかった。つまり、少なくとも5筆以上の抱屋敷が空き家か空き地のままであったと考えられ、経済活動は不活発で漁民等の居住地であったと推測される（図1－10参照）。

鍛冶町は、家数、屋敷筆数ともに60程度であり、28筆と多い抱屋敷があるが、その所有者のうち「釘屋」「鍛冶屋」「鉄砲屋」のような屋号をもつ者は鍛冶業を行う者であり、その徒弟（手子）が抱屋敷に居住していたのかもしれない。一方で、石井町の富裕層であった「胡屋」が、右衛門三郎の名義で5筆、庄右衛門名義で2筆、善兵衛・六郎兵衛・市右衛門の名義で1筆づつ鍛冶町の抱屋敷を所有しており、周辺の資本家の資産として買得されたものも目立つ。ところが借屋の数は、過半数の35軒に及び抱屋敷の筆数を越えている。つまり、7筆以上の屋敷地では家と土地の所有者が上屋を他者に貸していたと考

えざるをえない。これは、鍛冶町が鍛冶業を中心とした工業街区であり、借屋に住む労働者が多く、賃貸用不動産として借屋の需要が旺盛であったことを物語る。中世には鞆の浦にも刀鍛冶がいたが、近世になると福山城下へ移り、代わりに藩札を受けて錨船釘や鍬等の農具を製造して他国に売ることができた鞆の浦の鍛冶は、室津・下津井と並ぶ瀬戸内海有数の鍛冶生産地を成すに至った。

西町では、道越町に突き当たるところに中満屋が二つの大規模屋敷地を構えており（図1-12の屋地番号29・31）、その手前の海側角地には角屋（同32）が、城山側の角地（同110。現平野屋資料館）には表屋が、角地を押さえるように大規模屋敷地を構えていた。この辺りは近世鞆の浦で最も中心となる一帯であり、朝鮮通信使来訪の折には宗氏や福山藩士の宿所に用いられた家が多い。天和2（1682）年には表屋、延享5（1748）年には関町へ続く道沿いの米屋（同112）、佐渡屋（同111）も宿所として使用された記録がある。江之浦町に向かって行く現在の県道沿いは、北側にはんこや、佐野屋、南側に出来屋、佐野屋が並び、どちらかは不明であるが佐野屋も延享5（1748）年の朝鮮通信使来訪の折に宿所とされている。元禄元（1688）年頃に御茶屋が建設された街区にも若狭屋が大規模屋敷地を構えているが、御茶屋の西隣りの街区になると等級が「下屋敷」となり、中満・胡屋・表屋の西町の豪商一族が屋敷地を構えて、船蔵などがある交易拠点として使用していたと思われる屋敷と、畠屋・かわらけ屋・紅屋・車屋・桶屋などの扱い商品に由来すると考えられる屋号の屋敷地が並び、商業町であったことがうかがえる。また、最も海側の近世になって埋め立てられた街区は、「下々屋敷」となり、医者・座頭・伊勢御師・こも屋などの町人が住んでおり、その中に保命酒屋（同63）や油屋がまだ小規模な屋敷地を所有していた状態であったことが判明する。

このほかの町については、『稻垣研報告書』（1985）に居住特性の分析があるので、それに基づきながらまとめる⁵¹。

関町は、鞆の浦の中心街区であることから、大通り沿いは大型の町家が連続して建ち並び（図1-11参照）、とくに大坂屋は、西町との境に屋敷を構えた半右工門（同図140）は福禪寺に行く尾根道沿いをすべて占有し、同時に奉行地である御屋敷への道沿いを同族の朝右工門（同102・103）が占めていて、すでに圧倒的な土地所有を示している。石井町との境に大型の屋敷を構える播磨屋（同91）は、大坂屋とともに殿町と呼ばれた御屋敷に近い土地を買い受けて開発したと思われ、新町には両家の抱屋敷が多い。このほか関町には宿老を務める田嶋屋や、柳屋などの豪商も屋敷を構えていた。一方、崖下になる魚の棚筋と呼ばれた小道に面しては小規模敷地が並んでいた。これは、単に小規模な魚屋等が開業したからそうになったのではなく、鞆の浦でも最も古い街区であることから、もともと敷地規模が小さいことに海が近いことが重なり、二間以下の小規模な間口の店家が並ぶ中世的な景観が残されており、近世の商業地に適さないという事情があったのではないかと考えられる。

石井町は、胡屋の屋号をもつ一族が辻に面した角地に大規模な屋敷を構えているが（図1-11の28・29・53・77）、それらの中間は三間から二間の標準的な町家が並ぶ景観であった。鞆の浦では比較的遅く中世から近世初頭に形成された街区なので、一筆辺りの間口が広くて三間前後あり、他所の港町に近い景観になっている。同町には、ほかに山田屋（同64）と水呑屋（同26）という豪商があり、成立が遅い海側の街区は胡屋と山田屋の抱屋敷が多いので、彼らが中心になって開発したのではないかと考えられている。また、両家は他町にも多くの抱屋敷を所有していた。

道越町は、宿老の猫屋（図1-12の19）と中満屋（同25・27）のほかに、港に沿って博多屋、広島屋、堺屋、土佐屋、尼崎屋、播磨屋のように得意先が屋号になったと思われる大規模な廻船問屋の屋敷が並び、山側の通りに母家、海側に土蔵が並ぶ景観であったと推定される。このうち土佐屋は、安永年間（1772～80）頃まで本陣を務めていたこともあり屋敷の規模も大きい（同20・21・38・45）。また、福禪寺の崖下の道沿いにも米屋、土佐屋、伊万里屋、渡部屋などの豪商の屋敷が並ぶが、南に行くと屋敷規模が小さ

くなり、堺屋・渡部屋・高田屋・紀伊国屋・錢亀屋・播磨屋・尾道屋などの支店と思われる屋号が並ぶ。その裏手に極小規模の敷地が並んでいるが、これが有磯町という遊女街の一画である。有磯町の空間構成については『鞆の浦の歴史』(1999) に詳しいが、小店が並ぶ路の反対側に大きな屋敷地を所有する者のうち、福禪寺の直下で向かい合って屋敷地を構えている広島屋（同82）と黒格子屋（図86）と、奈良屋（同74）、吉野屋（同76）が、四軒屋と呼ばれる公認の遊女屋であった。彼らの屋敷地の裏側（東側）はすぐ海であることから、小船による営業も行っていたと推測され、現在も旧海岸の護岸が地表に頭を出している。こうした立地条件が、ここに遊女街を形成したと考えられる。

江之浦町は、4箇所の角地を宿老の吉田屋（図1-13、屋地番号1・10・21・44）が占めており、石井町と似た空間構成をしているが、地蔵院の西側を田中町へ抜ける道の両側には鍛冶屋と大工が集まっている。文化七年絵図にも「鍛冶屋ガ裏」とみえる職人町を形成していた。近辺からは室町後期の鍛冶遺構が出土していることから、ここが職人町であることは中世以来の伝統であり、前述のように江之浦の地名になった入江が南北朝前後に埋め立てられた後、職人町となっていたこの一帯は、近世までその名残りがあったと考えられる。

また、明神岬に向かって延びる浜沿いでは、元禄13年の検地帳による復原では片側町に復原され（図1-13参照）、船頭や屋号をもたない漁民と推測される人々が住んでいた。今まで良く地割りが残されているが、当時は道の反対側が海であったことが、現在でも当時の道を残す狭い路地を挟んで海側が、陸側の家の便所になるという特異な空間構成として残されている点が注目される。

そのほかの祇園社に近い田中・茅町・寺町は、近世の行政では町方に入っていない（図1-9参照）。『稻垣研報告書』(1985) では、元禄13（1700）年の検地で町方の検地帳とペアになった『備後国沼隈郡後地村御検地水帳』よりこれらの地区の性質を検討しており⁵²、祇園社の南にある寺院群の門前道路と御屋敷（奉行所）の堀とに挟まれた「田中」は農地であったと推測している。ただし、これは近世初頭に御殿が整備された際に、堀の外側に残った土地を、町人には使用せず、軍用地や火除け地を兼ねた農地としていたことを意味しており、中世の利用実態とは無関係であったと考えられる。一方、祇園社の参道両側にある「かや町」は、十九筆の短冊型の屋敷地と畠で構成されており、門前町として町方と同じ状態になっていたと考えられる。善行寺から安国寺までの寺院群と原町に挟まれた「寺町」は、安国寺の除地である畠を中央に残す街区と、福島氏改易時に移転してきたと伝わる善行寺の周辺からなり、福島氏改易後に鍛冶町の松屋が武家地を買い受け大黒町という町地を開発したと伝わるように、寺院地や武家地の消長にともない町地の開発があったと考えられるところである。

以上の都市景観の総体をみごとに表現したのが、ドイツ人ケンペルの見聞録である。元禄4（1691）年4月25日に江戸からの帰り道で鞆の浦に寄港したケンペルは、「この鞆の町は、幾つかの寺のある険しい丘があって、海からは美しく絵のように見えたが、近づくと娼家や漁師の家やほかに粗末な家々があり、取るに足らず、きたならしかった。この鞆の町は、東方の海中に突き出た長い岩山の上にあるので、われわれはそこを回って南の入江に船を入れた。そこには、私が見た日本の庶民の家のうちでは良い方の、立派な住宅や蔵が長い列をなしてびっしりと並んでいた。山の三分の一は耕地で、残りは険しく、すっかり藪に覆われていた。その山の麓には美しく照り映える堂や尼寺があった。」と記した⁵³。最初、原町や鍛冶町から有磯町までを見た後、大可島を回って、西町の港に入ると家々の状況が一変する景観の変化が活写されている。しかし、これはあくまで元禄期の、あるいは近世の鞆の浦の景観であり、城山の北側や西側の山裾が中心的な港湾・商業地区であった中世の鞆の浦は、また違った景観であった点には注意が必要である。

8. 元禄検地帳による地割の復原

8-1 元禄検地の概要

江戸期の地割形状を具体的に窺える史料として、元禄13（1700）年に幕府が岡山藩に命じて行われた福山藩領の検地帳である『備後国沼隈郡鞆町屋敷御検地水帳』（広島大学図書館所蔵。『鞆の浦の歴史』（1999）に掲載済み）が知られている。また、町地でない後地村の検地帳である『備後国沼隈郡後地村御検地水帳』も残されており、現在、鞆の浦歴史民俗資料館友の会（古文書部会）が読み下しをしている。全三冊のうち、第一冊には田中・かや町・寺町分の屋敷地等が入っており、第三冊の最後には除地分として寺社の面積が書き出されているので、翻刻案を見せていただき参考させていただいた。記して謝する次第である。

以上の検地は、水野家の断絶に伴い旧水野領を幕府が受け取るために岡山藩池田家に命じて実施させたもので、地詰と呼ばれる通常の改訂程度の検地では行わない町方の検地まで実際に測量して書き上げたものである。ここでは、このうち『備後国沼隈郡鞆町屋敷御検地水帳』（以下「検地帳」と略称する）について復原するが、そこには福山藩で町方として定められていた鞆町の七町分（原町・鍛冶町・石井町・関町・道越町・西町・江浦町）の町屋敷の検地内容が記載されているため、竿入れ順を解明することで、当時の町屋敷の並びや規模・形状を復原できる。

過去、この検地帳を扱った復原作業は、『稻垣研報告書』（1985）と『鞆の浦の歴史』（1999）で二度行われているが、いずれも史料的制約から全体を復原するには至らず、また公図や都市計画図をベースにしたことから、地図の歪み等により一街区当たり一筆～数筆の誤差を生じたために復原結果もうまく整合できなかったと考えられる部分があった。そこで、ここでは既往研究の成果を参照しながらも、最初に述べた道路公図を基礎として実測値と航空写真を用いて精度を上げた1883（明治16）年修正地籍図を基本データに使って、精度の高い復原を目指した。これによって、これまで復原されていなかった部分についても多くを復原することができた。

さて、検地帳の記載内容は、具体的には『鞆の浦の歴史』（1999）の巻末資料を参照してほしいが、屋敷地一筆ごとに土地の、イ) 地目（屋敷・畠のいずれか）、ロ) 等級（上々・上・中・下・下々の五等級）、ハ) 面積（畝・歩）、ニ) 間口・奥行幅（屋敷の場合は尺、畠の場合は半間毎を最小単位とする）、ホ) 所有者名（屋号・名前）が記載されている。そのほかにも寺社地と藩の施設のおおよその規模も記されているが、寺院境内の規模は、より詳細な『備後国沼隈郡後地村御検地水帳』における記載を参考にした。

このときの検地方法については、『福山市史 近世編』で詳しく検討されており、測量精度が判明する⁵⁴。それによれば、このときの検地は福島・水野時代に使用されていた六尺五寸の間竿⁵⁵を、幕府が標準とする六尺一分に変更するために、土地の実面積は変わらなくても、帳簿上の面積は増加し、総石高は予定通り二割ほど増加した。これによって支配者側の収入は増えるが、増税になるので領民の感情を慰撫する必要があり、測量方法は「中庸」とする方針が採られた。具体的には、畠は半間単位で、屋敷地は間尺までを計測するが、屋敷地の場合は端数の七寸までは切り捨てとし、九寸の場合のみ一尺へと切り上げる方針が採られた。間竿の継ぎ目も一～二寸の間留めを用いてゆるく打ったと検地条目に記されている。したがって、各屋敷地の実際の寸法から一筆当たり平均で五寸程度の実長が捨象されたことになる。これだと、十二筆前後で一間（六尺一分）の長さが捨てられることになるが、実際、検地帳の数値通りに作図して修正地籍図の上に当てはめていくと、復原した街区幅が実際の街区幅に足りない傾向が全体的に存在することが確認された。

したがって、検地帳に記載された寸法から屋敷地を復原するにあたっては、1883（明治16）年修正地籍図の敷地境界線を参考にしつつ、20センチ以下の不足である場合は、端数が切り捨てられたものと判断して、明治修正地籍図の敷地境界線を優先して復原することとし、これによって短縮された寸法を補

正する方針とした。

つぎに検地帳からの復原で重要な測量の順序、つまり竿入れ順については、明確な根拠を見いだせなかった。ただし『福山市史』で分析されている他村の場合は、南から北へと駒取りになるように東西にジグザグと測る方法がとられていた。言い換えると、一筆書きでほぼ全域を測ることができる順番で竿入れしており、北端に達した後は残る飛地を測りながらスタート地点に戻っていた。そこで、鞠の浦でも町毎に一筆書きとなるような順番で測量したと推測し、記載された敷地の奥行きや形状が実際の地形や街区の奥行きと一致する箇所を探して、そうした特異点を基点にして、明治地籍図に描かれた町域を一筆書きになるような竿入れ順を推定して復原した。詳細は、町毎に下記で述べたい。

なお、検地帳の巻末に「六尺壱分之間竿を以…」と記載されているように、このときの測量は幕府の公式な測地尺である六尺一分で丈量したのであるが、一尺を303ミリメートルとすると、六尺一分(1,821ミリメートル)は六尺と3ミリメートルしか違わない。これは誤差の範囲なので、検地帳の記載寸法をメートルに換算する場合は、一間を六尺として復原作業を進めた。また間口寸法の中には、「表長」と書かれたものがあるが、その表記が行われた敷地の寸法から推測すると、検地した道路側からみて表側が長く奥行きが浅い場合に通常とは異なるので注記したものと思われた。このように表側が奥行きよりも長くなるのは、角地に位置しており、短冊型敷地の方向が九十度変わった場合に生じる可能性があるので、「表長」と表記のある敷地は角地にある可能性があると考えてその敷地の位置を検討した。「屋敷残」と表記された屋敷の後背地である畠の場合も、「長」と「横」という表記がみえるが、これも同様に長手を「長」、短手を「横」と表記しているだけと考えられたので、畠の場合は「長」が間口か奥行きかは、直前の屋敷地の裏間口の長さと比較して一致する方を間口と考えることにした。

以下、町ごとに復原の経緯と問題点を説明していくが、文中及び図中の番号は検地帳を掲載した『鞠の浦の歴史』(1999)で付した屋地番号である。この番号と同書掲載の検地帳を照し合せれば、そこに住んでいた人を知ることができる。前節の各町の様相は、それを基にして記した。また、結果として完成した全体の復原図は先に示した図1-9のようになつた。

8-2 各町の分析結果

(1) 原町(図1-10)

『鞠の浦の歴史』(1999)による部分復原図を参考にした。当町は1番~39番の間で検地番号の順に奥行き規模がおよそ7~12間へと大きくなる傾向があることから、街区の形より北から南の順で竿入れされたことがわかるが、間口二間程度の町屋敷が均質的に並ぶため具体的な位置が判別しにくく、また所有者名などにも特別な情報がない。永海寺境内の規模も記載がなく明治地籍図でも当寺は消失しているため、規模が決まらない。すなわち基準となる屋敷が特定できず、全体的に不確定な要素が多い。また、鞠町絵図には慈徳院から海岸へ延びるクランク状街路(矢来小路)と安国寺門前筋の間へ地籍図では確認できない路地が描かれおり、以前は裏にも平行路地が通っていたと考えられる。

竿入れの基点は、『鞠の浦の歴史』(1999)の復原図と同様に安国寺門前筋の角地より順に配置した。ただし明治地籍図の範囲と比較すると1番~10番までは原町に含まれず、原村に含まれる。

また、元禄絵図では南北道路に東面する沿岸敷地の「家」と記される部分についても、検地帳の前半の記載には奥行き規模が海側と陸側で切り替わるような特徴は見られないため、元禄13(1700)年時点では海側に町屋敷は成立していなかったと解釈した。なお、『鞠の浦の歴史』(1999)によるとこの沿岸部の町屋敷化は十九世紀前半頃まで進行した。

40番以降は、地割の並びも不規則なため竿入順も予想し難く、復原ができなかつた。敷地の傾向としては比較的面積の大きい畠が多くなることから、陸側の字村内に入っていくと推測されるが、町屋敷の



図1-10 原・鍛冶町元禄地割復原図

配置も北側のように整然としたものではなく、現状に近い入り組んだ配置を呈していたと推測される。

(2) 鍛治町（図1-10）

『鞠の浦の歴史』（1999）で復原されている竿入順を踏襲した。1番～18番の比較的奥行の浅い屋敷を海側に、20番～34番までを陸側として対面した形で復原すると、明治復原地籍図の地割とよく整合した。また、検地帳の屋号をみるとこの海に近い南北道路の両側へは鍛冶屋が集住していたことがわかる。続く石井町境の東西道路に面した敷地は、奥行規模の切り替わる49番をクランク状街路の角地と比定して、その間へ地籍図と重なるように順次配置していった。なお、『稻垣研報告書』（1985）では宅地割がつくられた当時の路地と推定している東西道路に切り込まれた南北方向の路地については⁵⁶、地割線が一致しないため、西より二本目の路地は43番に含まれるか後世に形成されたことになる。また37番の「倉橋屋甚左衛門」の屋敷地は、『稻垣研報告書』（1985）で調査された「倉橋屋太兵衛」家と屋号が一致しており注目されるが、49番～56番の奥行の小さい敷地の並びを基準にすると、現在の倉橋屋の位置よりもやや東側となり、屋敷位置は一致しない。

つぎに御屋敷（奉行所）に西面した街区については、奥行規模が約十四間で揃う61番～73番が敷地形状と一致するが、間口規模にはばらつきがあり、明治地籍図のような等間隔間口とはならない結果となつた。

(3) 石井町（図1-11）

当町は両報告書によって信頼性の高い復原図が提出されている。古くから宿老を勤めたとされる石井家が53番の胡屋庄右衛門の屋敷地として位置が確定しており、その前後で一連の敷地の並びと地籍図の背割線も一致する。しかし、いずれの復原図も1番～3番を海側の街区（3番の屋敷が現存する旧升屋清右衛門宅の位置）に配置しているが、『鞠の浦の歴史』（1999）によれば石井町内に残る検地帳に記された注記の内容から1番～3番は閑町側に位置する可能性があるらしい⁵⁷。そのうえ既往復原図では3番の間口と奥行きが逆転して復原されているため（記載では間口四間四尺、奥行二十三間三尺）、3番を4番以降が並ぶ街区の南端に配置すると、これらの不自然さを解消でき、明治復原地籍図における石井町の範囲とも一致する。よって今回は、既往復原図から1番～3番の配置のみ変更した。

(4) 閑町（図1-11）

当町は両報告書で信頼性の高い復原図が提出されているが、魚ノ棚筋の東側の街区はいずれも復原されていない。なぜならこの街区は近世後半の大坂屋の大規模な土地集積のために、検地帳と比較できるような零細な地割線を残さないからである。しかし竿入順から推測すれば、39番～64番の下々屋敷は、魚ノ棚筋と呼ばれる崖下の南北小路の東面と考えられるため、南から北の順で可能な限り配置を試みた。77番～97番は中屋敷と等級が切り替わるため、石井町境の街区であることは予想されるが、明治地籍図とうまく対応させることができなかった。ただし95・96番の「表屋」が、「表長」の表記であることから角地にあること等を頼りに85番以後は石井町側に配置したが、石井町で復原した3番屋敷と当町85番との間に空閑地ができてしまい、未解決の点が残る。いずれにしても、魚ノ棚筋の東側の大規模街区は、元禄13（1700）年時点では全面を屋敷地とするような状況ではなく、『鞠の浦の歴史』（1999）でも指摘されるように部分的に屋敷地とされ、他は未開発であった可能性が高い。

当町の5番～8番及び135番～140番は、鞠町で唯一の上々屋敷が集まるエリアであり、近世鞠の浦の中心地とも呼ぶべき町域である。これらの上々屋敷は、古城跡と福禪寺を結ぶ丘陵地にあり、地形的にも北東沿岸部（石井町・鍛冶町・原町）と南西沿岸部（西町・江浦町）の中間にあたる。今回、再度復原を検討した結果、現状の地割線はこの中心部において非常によく300年前の元禄期の屋敷地割りと一致することが判明した。



図1-11 石井・関町元禄地割複原図

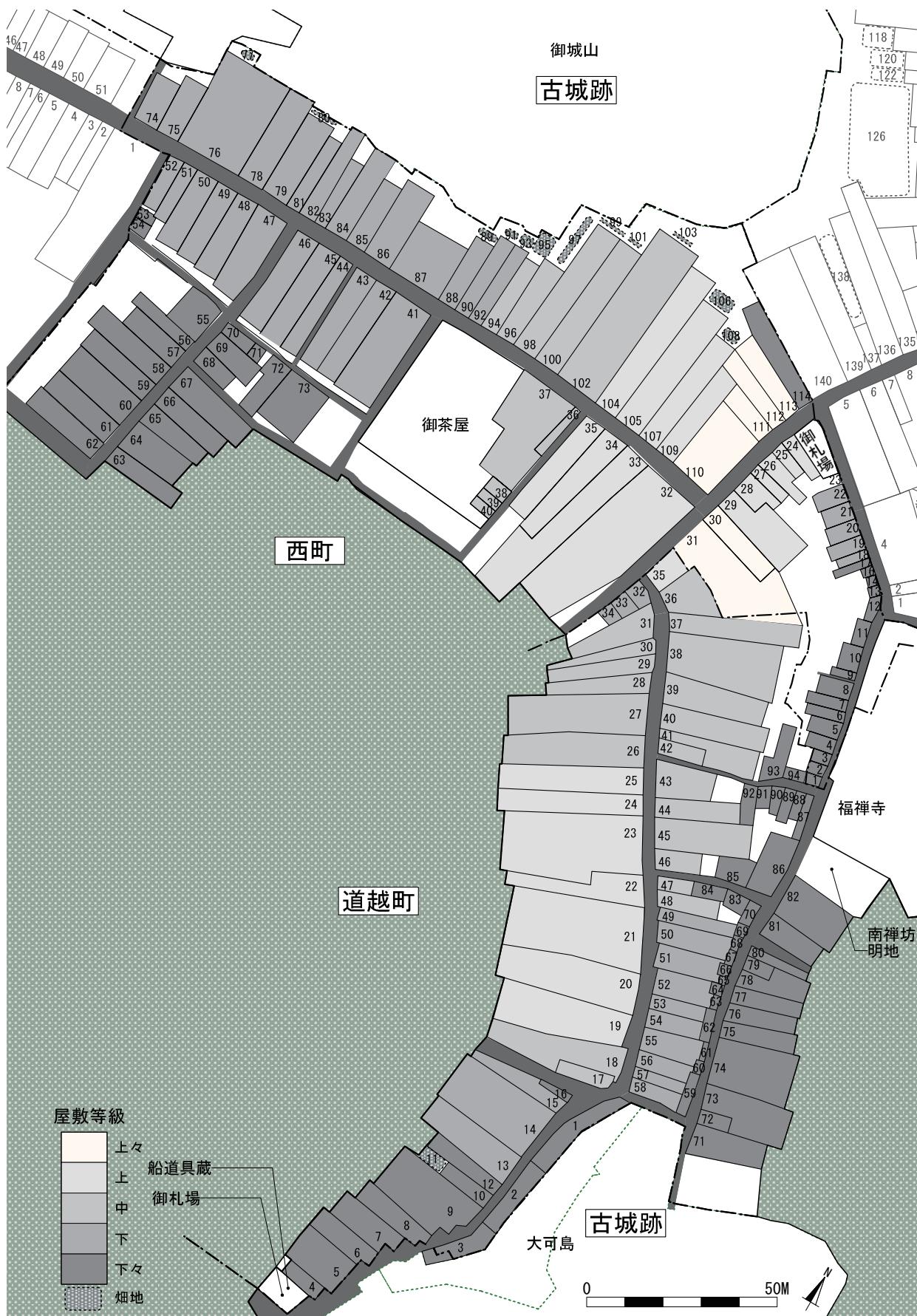


図1-12 道越・西町元禄地割複原図



図1-13 江之浦町元禄地割複原図

(5) 道越町 (図1-12)

当町は両報告書で信頼性の高い復原図が提出されている。4番～31番の屋敷は全体的に敷地規模が大きく、沿岸に土蔵が並ぶ景観を形成していたことが地割からも窺える。一方、59番～94番の有磯町を含む敷地は、極めて狭小で明治地籍図にはほとんど継承されていない。なお復原が正しければ、9番の敷地から分筆し、明治復原地籍図にみえる路地が派生している。逆に両報告書では、25番・26番の間に浜筋の路地が描かれているが、明治復原地籍図には路地の記載はないため、今回の復原図では省略した。

(6) 西町 (図1-12)

これまで一部しか復原されていなかった西町の復原を行った。全体を見渡すと、33番と34番、102番と103番の敷地が、奥行きが極端に深くて配置できる場所が地形や街区規模の制約から限られるので、関町寄りの復原図の位置であることは容易に推定される。重要なのは31番で、この敷地は背面側が極端に広くなる変形敷地であるから、関町や道越町と接する崖下の敷地を当てれば良く一致することが判明した。元禄元年（1688）頃に建設された御茶屋敷がある街区も、変形敷地であった37番が入り、うまく収まった。

以上のように、福禪寺門前から始まり、県道に沿って先に海側を測り、最後に県道の陸側を測って関町に戻るという一筆書きの竿入れ順であったことが判明すると、あとは御茶屋敷付近の38番～40番の極小敷地を路地に面して発生した町家とし、『鞆の浦の歴史』（1999）で検討した保命酒屋の位置を参照して63番を海側の角地をとすることで復原を完了した。

(7) 江之浦町 (図1-13)

当町は西町より続く港湾街区と、その北側の三角形街区（久保）、そして南西へ海岸線と平行に連なる漁村街区（江之浦元町）からなる。両報告書の復原範囲は、港湾部と三角形街区の一部に限られている

るが、今回は漁村街区を含めて街区全域を検討した。

まず1番～94番の港湾及び三角形街区の該当箇所については、鞠の浦歴史民俗資料館所蔵の検地帳(記載内容は原本と同じ)に、漢数字で地番とみられる後世の書き込みがなされた箇所(例えば、4番に912、5番に913の单一の地番、10番には一筆に919・920・921・922という複数地番が記入されている場合などもあった。ただし、全ての屋敷について記載があるわけではない)が確認されたので、これを明治地籍図の地番に照合すると位置関係が対応することが判明した。そのため、今回の復原ではこの書き込みを参考にした。

漁村街区である江之浦元町については、明治地籍図と丁寧に照合すると現在の地割形状と検地帳の屋敷形状が対応する箇所が多く見いだされたので、95番～146番を直線的に配置した。今回の復原図に従えば、江之浦元町は明治地籍図にみえる浜通りと路地の間に成立した極小屋敷地が、元禄13(1700)年時点では存在しないか、検地対象として計上されなかったことになる。現在でも復原範囲の家々は、路地の向かい側(浜通り側)に風呂やトイレを所有する瀬戸内海の漁村の一部にみられるとされる特徴である家屋配置を保っており、路地よりも浜通り側は海浜であったことを裏づけている。ちなみに鞠町絵図には、江之浦元町は街区として描かれていない。

147番～153番は、再び港湾街区へ戻る。規模が大きい屋敷地と畠が多いため護岸に近い裏地部分と推測されるが、配置状況は不明で、図1-13では未決とした。

8-3 小結

今回の復原は、事前作業として正確な明治地籍図を用意したこともあり、以前よりもかなり正確に復原できたと思われる。もちろん元禄13年の検地帳のうちで後地村部分の復原が完了していないので、鞠の浦全体が分かるとはまだ言えないが、それも含めて元禄13年の検地帳の内容を現在の町につなげる作業は、今後ますます軌道にのると期待される。そうした期待も込めて、次頁に現在の敷地境界線の内で、今回の復原から元禄13(1700)年の敷地境界線が今まで残されていると推定されるものを示した図1-14を載せた。さらに本章の末尾に、元禄時代の敷地境界線を現在の市街地を撮影した航空写真と重ねた図(図1-19. 20. 21)を掲載した。元禄時代の敷地境界線を今に残すと推定されるところは、それ自体が環境物件として保存の対象になると考えられるからである。

9. 近世後半の鞠の浦

宝永7(1710)年に阿部正邦が宇都宮から福山藩に転封されると、鞠の浦の代表として関町宿老の大坂屋、道越町宿老の堺屋、江之浦町宿老の吉田屋、鍛冶町宿老の鉄砲屋などが挨拶に出向いている。これら宿老は、前節でみた元禄13年の検地帳にみえる人々であったが、その後の鞠の浦の状況を一言でいえば、停滞と、それを打開しようとする努力であった。

まず、戸数や人口をみると、元禄10(1697)年に701戸、7,756名を数えたが、宝永8(1711)年には1,614戸、7,204名となり、宝暦11(1761)年には1,465戸、5,864名、文化13(1816)年には1,123戸、4,794名、明治5(1872)年に1,220戸、6,003名であった。つまり、一旦、戸数だけが急増するが、それも次第に減り、人口は減る一方であったので、一戸当たりの人数は10名から4名に減じ、全体人口も減じている。これは富裕層の解体と、全体的な経済停滞が引き起こした現象であると考えられる。しかし、幕末期には様々な対策が功を奏したのか、やや盛り返して近代を迎えている⁵⁸。

つまり、近世後半の鞠の浦では、商業の停滞により富裕層の衰退が起こり、その屋敷地を他の町民が買入れて抱屋敷とし、借家とするか、細分化されて中下層町人の屋敷地になったと考えられる。この変化については、図1-19.20.21に青線で示した元禄時代の地割りが、赤線で示した明治時代の地割り



図1-14 元禄現状敷地境界線対照図

によって、多くの箇所で細分されていることからも分かる。富裕層の衰退については、天保8（1837）年の福山藩御用商人の席順をみると、鞆の浦からは大坂屋上杉氏一名のみとなっており、城下の富裕層ともども衰退し、代わって府中の延藤氏や新市の信岡氏などの在郷商人が抜きん出た商人として一席・二席を与えられていることからも明らかである。つまり城下や鞆の浦などの近世前半は特権的な立場で有利であった都市域の富裕層は、社会の変化にともない優位性を失って、新興の在郷商人層に商圏を奪われていった。これは全国的な趨勢であり、たとえば明和から安永年間（1764～1780）の福山城下町における各町の家数調査によれば、7割強の家が借家であった。城下町ではなく港湾都市であった鞆の浦の場合は、どのような経緯でそうなったかを以下で確認したい。

まず鞆の浦の経済状態を示す基本データである船数をみると、元禄10（1697）年の船数は先に述べたように300艘を超えていたが、宝永8（1711）年になると283艘になり、漁船数は200艘とあまり変わらないのに対して、廻船（商船）数が83艘に減っている。さらに文化5（1808）年になると漁船数も96艘へ減り、廻船数は37艘まで減っている。この結果、もとは104株あった廻船用の船株も過半数が休み株となっている⁵⁹。ここに鞆の浦の港湾都市としての都市機能の衰退は明らかであり、鞆の浦の中小型商用船が他国等の大型船が輸送してくる物資の中継交易に使用される船であったことを思えば、主因は他国商事の衰退にあったと考えられる。

その理由は後述する廻船業の変化や、新港の開発など多岐に渡るが、鞆の浦の港湾設備が古いことにより他国船の寄港が減った側面もあったので、この時期には港湾設備の大改修が行われている。寛政2（1790）年から文化8（1811）年にかけて大可島や明神岬から伸びて湾を囲う大波止や常夜燈、雁木、藩の船作業所などが整備されていった。これらについては『鞆の浦の歴史』（1999）に詳しいので⁶⁰、ここでは詳細は略する。ただ、このときの世話役は、銀預が閑町の大坂屋（上杉）、西町の保命酒屋（中村）、石井町で酒造業を営む胡屋（石井）の3名で、会計役は表屋、普請取締には深津屋（澤村）、港普請掛に出来屋、米屋、正月屋といった閑町と西町、石井町に屋敷地をもつ町人であった。

減退する中継交易の中で取扱いが比較的安定していたのが干鰯（ほしか）である。干鰯とは鰯から絞り取った脂を乾燥させて固めて作った肥料のことで、魚肥の使用開始は戦国時代と推定されているが、近世になると上方の漁民が大網漁法で鰯を漁獲し、干鰯が畿内農村に供給された。肥効が大きい反面、高価なので当初は収益の大きい綿作などに施用されたが、関東や伊予・豊後などの西南漁場へ関西漁民が進出して供給が増え、17世紀後半から稻作・麦・菜種・藍作などに施用されるようになった。これにともない尼崎や大坂に干鰯商人が発生し、鞆の浦は大坂との結び付きから藩領の干鰯を独占的に輸入し、米穀に次ぐ取引商品であった。その買い入れの資金を円滑に回すために銀座が設けられ、正銀の貸しつけも行っていた。

しかし、近世後半には鰯の不漁と干鰯の普及による価格の高騰で取り引きも頭打ちになった。また、近海の田島村、藤江村、水呑村などが自前の大型船による廻船業を発展させたので、問屋商品の積み回しによる近海廻船業を中心にしていた鞆の浦の商業は、大型船で瀬戸内海沿岸の干鰯や木材、薪、塩、酒、醤油、豊表などを商う近隣の廻船業に押されてふるわなくなってしまった。

近世後半には、酒造業も困窮期を迎えており、まず前述のように元禄11（1698）年の幕府による酒運上銀の取立て打撃を受けた後、米の高騰などで採算が合わなくなり、享保3（1718）年には12軒に減り、しかも内7、8軒は酒造を止める状態であった⁶¹。明和7（1770）年には酒造株十株のうち、保命酒屋（中村家）と4軒の地酒屋を除くと酒造は停止し、揚酒屋と呼ばれる販売店になっていた⁶²。天明8（1788）年の調べで酒造を行っていたのは、大坂屋が2軒で900石と500石、胡屋（石井家）が750石、播磨屋が155石で、そのほかの株所有者である吉田屋、堺屋、柳屋、正月屋は酒造業を止めていた。文化元（1804）年には酒造高はさらに930石減って1,370石になり、播磨屋は八籠屋に株を譲渡している。酒の売り先は、

近隣の十四村に限られていたので、こうした酒造業の衰退も他国船や近隣海域への売り上げ減少による影響が大であったと考えられる。

漁業についても、鞆の浦の漁船数は前述のように文化5（1808）年には100艘を切るまでに減少し、逆に近辺の浦々の漁船数・漁民数は、大網漁や流網の普及により増加した。大網漁や流網のような漁法は広い漁場を必要とし、そのために争論が絶えず、鞆の浦の漁民の漁場はしだいに狭まり、漁場が入会いであった近世前半の鞆の浦の漁業の優位性はしだいに減退したのである。

しかし、たとえば関町には前述のように魚之棚筋と呼ばれる小路があったが、その中に真鍋屋（図1-11の27）という魚問屋があった。真鍋屋は天保2（1831）年まで営業しているが、その業務は真鍋島の漁獲物を城下に販売する際の仲買であった。これは近世前半まで代表的な漁村でもあった鞆の浦に漁獲物の特別な販売ルートがあり、それを真鍋島の漁民が利用するために設立した魚問屋であったからだと推定されている⁶³。このように古くからの販売ルートを所持していた鞆の浦の漁業は、コストの安い近隣漁業に押されながらも現代まで生き残ったのである。

また、近隣海域における大網漁や流網の普及は、漁網の生産という新たな産業を鞆の浦にもたらした。鞆の浦には、魚網の原材料を仕入れて近隣の農漁村に製網の手間仕事を頼み、製品を広範囲に売る魚網の問屋商業が成立した。

鍛冶については、幕末期には従来の橋屋のほかに、鍬喜、鍬定、鍬良などの鍬の字を屋号にもつものが多く、農具の生産が中心になっていたようである。これについては伊予の石槌神社に参拝した備後・備中の農民が、帰路に鞆の浦に立ち寄って農具を買い求めたといわれており、こうした販路の確保が農具生産を盛んにし、鞆鍛冶の伝統が継承された。

このような商業全体の衰退の中で、安永頃までは海駅であった鞆の浦の本陣を務めていた道越町の土佐屋も衰退したことから、文化年間頃からは大坂屋が本陣を務めている。近世前半から鞆の浦でも最大の資本家の一つであった関町の大坂屋は、この時期に屋敷地集積を一段と加速して、関町の海沿いにある一街区をほぼ独占するまでに大規模化した。その過程および敷地内の状態は『稻垣研報告書』（1985）に掲載されているので⁶⁴、ここでは省略する。また、保命酒の成功と独占で経済的に安定していた中村屋も土地集積を進めたが、その経緯は既刊の『鞆の浦の歴史』（1999）に詳しい⁶⁵。このほか西町では、船具屋で福岡藩の御用商人もつとめていた深津屋や、幕末期に衰退してゆく諸問屋の取引先を集積して経営に成功した油屋（太田家）などもあり、こうして近世後半を乗りきった町人が中心になって現在の町並みを形成したのである。

しかし大坂屋や中村屋のような近世後半の鞆の浦を代表した町民も、近代になると時代の波にさらわて衰退する。彼らの集積した家屋敷のその後の推移は、次に述べるように対照的であった。

10. 近代の鞆の浦

1871（明治4）年7月の廃藩置県で福山県が設置されると、旧藩主阿部氏は免職となり上京しようとしたが、そのことに不安を覚えた農民等が上京阻止のための一揆を起こし、鞆の浦へも一部が乱入した。1873（明治6）年には地租改正条例が発布され、翌年から測量に入り、1887（明治10）年頃に地租も決定している。鞆の浦では、そのときの資料は未発見であるが、それらを整理清書したものと推定される敷地一筆ごとに略平面図、地番、面積、所有者を記した「反別野取」あるいは「野取帳」と表記された町別の台帳が、1882（明治15）年に鞆町役場によって作成されており、それらを集成した町ごとの地図である「鞆町切図」も翌16年に制作されている。

そこで、「はじめに」で述べたように道路公図を基にして、なるべく正確に作成した地籍図の上で1883（明治16）年の切図を復原した図1-15のような復原地籍図を作成し、明治時代の町の様子が正確に分

かるようにした。また、これと大正末から昭和初期に作成された地籍図（図1-17）を比較して、この間に分筆や合筆があった敷地や新たに市街地化した箇所を示した地籍変遷図（図1-16）を作成して、明治・大正期の市街地の変化を分かり易くした。以上を基に、この時代の景観変化について考えてみたい。

明治時代は、社会制度の激変により旧家の没落などが相つぎ、住民の入れ変わりが激しい。たとえば谷沢明の調査によれば⁶⁶、150戸近くある関町で現在まで残るのは、前述のように近世後期に播磨屋から酒造株を入手した八籠屋（佐藤家）と、文化8（1811）年の港湾改修で世話役を務めた出来屋（宮地家）だけであり、江之浦町に移った柳屋と焚場に移った尾道屋のほかは、大坂屋一族、相屋、赤穂屋、播磨屋、撫屋、土佐屋、鼠屋の屋敷跡が確認できるだけである。

しかし、備後地方には機帆船の寄港地として適當な港が、尾道、鞆の浦、三原糸崎の三港しかなかったことから⁶⁷、近代の鞆の浦は、港湾都市として再び重要性を増し、伝統的な産業である鍛冶から鉄の加工業が発展し、保命酒や魚網といった近世の伝統産業も順調に推移した。また、1898（明治31）年には沼隈郡の郡役所が鞆町に設置され、沼隈郡の行政的中心の役割も果たすことになり、商圈も安定していた。それらのことから明治・大正期の鞆の浦は、商工業都市として安定した成長をみせており、この点が、城下町であった福山市などと比べて異なる近代の推移である。以下、その内容をみていきたい。

まず、戸数・人口の変化から確認すると、町の範囲の変化もあるので単純には比較できないが、明治5（1872）年に1,757戸、7,734名であったが、1887（明治20）年には2,000戸、人口9,000名となり、明治末～昭和前期は一人になつた。つまり、この間、漸次増加の傾向にあった。

その理由を鞆港の輸出入品目から考えてみると、1878（明治11）年には鞆港の輸出入総額は50万円であったが、わずか2年後の1880（明治13）年には108万円と倍増している⁶⁸。それぞれの扱い品目をみると、近郷の農村部との主要取引商品である魚肥の輸入と繰綿の輸出は安定しており、明治前半期の社会や産業構造が近世とあまり変わっていなかつたことが分かる。ただし、魚網の生産量は増えており、全体の一割強を占めるまでになっている。では、なにが輸出入額の増加をもたらしたかといえば、鞆鍛冶の伝統を受け継いだ錨や釘（船釘）の生産が、1880（明治13）年に輸出の5割弱を占めるまで急増していることが原因であることが分かる。これに対応して材料の洋鉄の輸入量も倍増しているが、金額的には半分以下になっており、洋鉄の単価が六分一になったことが分かる。これは同年に日本最初の近代的な製鉄所である釜石製鉄所が稼動を始めたからである。

このように鞆の浦では、鉄加工製品の生産から産業の近代化が始まった。1916（大正5）年の輸出入をみると⁶⁹、輸出入総額は140万円とやや増加した中で、魚肥と繰綿の取り扱いがほぼ無くなり、鉄加工製品は錨・釘に加えてボルト・ナット、レール等が加わり、1880（明治13）年からさらに倍増していることが分かる。その材料としての洋鉄の輸入も、量にして十数倍まで拡大し、燃料のコークスや石炭と合わせて輸入額の実に9割が鉄関係という、まるで工業都市のような有り様になっている。さらに1880（明治13）年には1パーセント程度しかなかつた保命酒の輸出が、鉄製品の半額近くもさせぐほど活況を呈しており、さらには安定的に生産されていた魚網や酢の輸出も加えると、全体では25万円の輸出超過となり、富が集積される状態にあつたことが分かる。こうして明治後半から大正期にかけての鞆の浦は鉄工業を中心に様々な加工品生産を発展させて繁栄期を迎えたことが判明する。

とくに産業の米といわれ、日本近代化の優先課題であった鉄生産が軌道にのると、鞆の浦はその鉄を仕入れて加工するという鞆鍛冶の伝統を活かした近代産業を育てて工業都市化したのであるが、その経緯を『福山市史・近代現代編』からまとめると⁷⁰、備前・備中・備後に販路をもっていた農具生産は明治期に入っても盛んであったが、1891（明治24）年の山陽鉄道開通や、近郷での農具生産の活発化でかけりも見え始めた頃に日清・日露戦争が起り、その間の明治30年代に近代産業用の鉄製品の需要が旺盛になり、これに応えるため火力を木炭からコークスへ転換した鞆の浦では、1906（明治39）年には資



図1-15 1883(明治16)年修正地籍図

本家が集まって鞆錫釘合名会社などを設立し、従来の親方による鍛冶業者は会社資本の下に整理され、さらに1910（明治43）年に陰平地区に開業した鞆電気株式会社による電気の供給が機械生産を軌道に乗せ、1914（大正3）年から始まった第一次世界大戦が日本に未曾有の好景気をもたらしたので、従来の錫・船釘に加えて、船鉢・ボルト・ナット・レールなどを生産する工場の新設が相次ぎ、1914（大正3）年には鞆鉄工合名会社、1918（大正7）年に合名会社鞆製作所が設立されて、明治期には300名前後だった鉄工業従事者は、大正時代には600名へ倍増する活況を呈している。つまり、この時期に鞆の浦は徒弟制家内工業から近代工業へと転換したのである。

同時に、1879（明治12）年に酒造を停止した中村家に代わって保命酒を醸造する家が、江之浦町の岡本家（亀太郎商店と鞆酒造会社）、関町の森田家（旧肥後屋）、入江家、八田家と現れて保命酒の生産量は増大し、これに醤油醸造業を行った石井町の林半助商店や早崎文助商店、酢醸造業を行った舛屋の屋号をもつ桑田家、大坂屋の屋敷地を受け継いだ酒井家と岩谷家、関町の宿老であった鼠屋（菅谷家）の屋敷地を受け継いだ上村家などが、近世から鞆の浦の基幹産業であった醸造業を近代化させつつ発展させ、一層の隆盛期を迎えた。また、関町に蔵と一体になった社屋を構えた鞆製網合資会社の建物が残るように、近世から継続して魚網生産販売も順調であった。一方、船具販売も澤村家（深津屋）、佐藤家（両替屋）、吉本太兵衛家が行っていたが、大正期に入ると佐藤家は石炭、吉本家はレールやボルト金物等の扱いが中心になり、鉄工業の隆盛の影響を受けている。

その一方で、封建社会の崩壊にともない豪商大坂屋上杉氏と保命酒屋中村氏は、ともに明治三十年代に衰退し、前者の屋敷地は酒井家等に買収されて細分化されていく。後者は、幕末に財をなした太田氏（油屋）が買い取り、太田氏はさらに西町の県道から常夜燈に行く路地沿いと、県道沿いの西寄りに40以上の不動産を集積し、以後も保持したので、西町は他町に比べて古い景観が残されることになった。以上の経緯については、谷沢明が詳述している⁷¹。

漁業についてみておくと、昭和初期に動力船の導入が一気に進み、鞆の浦と走島の漁業世帯を合わせると2,000を超えた。大正時代の平均年間水揚高をみると鞆の浦だけでイワシや鯛は1万円を超え、最も多いサワラは3万5千円となっている。この間の漁業は比較的安定的に推移したといえるが、漁業の性格として年ごとの変動はかなり大きく収入の変動も大きかったので、工業化のような大きな力はもたなかつた。

ところで、鉄道や自動車による輸送は、1891（明治24）年の山陽鉄道の開通や1903（明治36）年の広島（横川～可部）での日本発のバス開業にも関わらず、環境整備が間に合わず、大正頃までは交通の主力と成りえなかった。そのため大正・昭和初期の鞆の浦は、大坂から九州へ、備後から四国へと渡る内海航路の寄港地として重要な位置を保つことができ、1914（大正3）年に全線開通した鞆軽便鉄道（鞆～福山・三の丸駅）や、1918（大正7）年にライオン自動車によって始められた福山・鞆間のバス営業が福山との連絡を改善したことにより港町として最後の繁栄期が訪れたのである。

たとえば鞆軽便鉄道の開通は、観光客を鞆の浦に呼び込むきっかけとなり、1916（大正5）年には関町の原田潮花堂が『鞆案内記』を出版しており、対山館、常盤館などの旅館も営業を始め、鉄道ターミナルとして石井町には商店等が発達した。1925（大正14）年には国の名勝となり、1934（昭和9）年には瀬戸内海国立公園に組み込まれ、仙酔島は海水浴場として隆盛し、吸霞亭、仙酔亭、星の浦館、日東館、彦浦館などの旅館が次々に開業した。

この時期の商工業の実態を知る資料として1928（昭和3）年に発行された『鞆町商工案内』があるが、総計374名の経営者を分類すると、20名以上を有する鞆の浦の基幹産業は、48名の鉄工業、31名の鮮魚・海産物等、26名の旅館・料理業、23名の保命酒等酒製造販売であり、観光業が基幹産業に育ちつつある点が注目される。また、町別の特色をみると、保命酒や各種商業が多い関町、船具・魚網・曇表など物

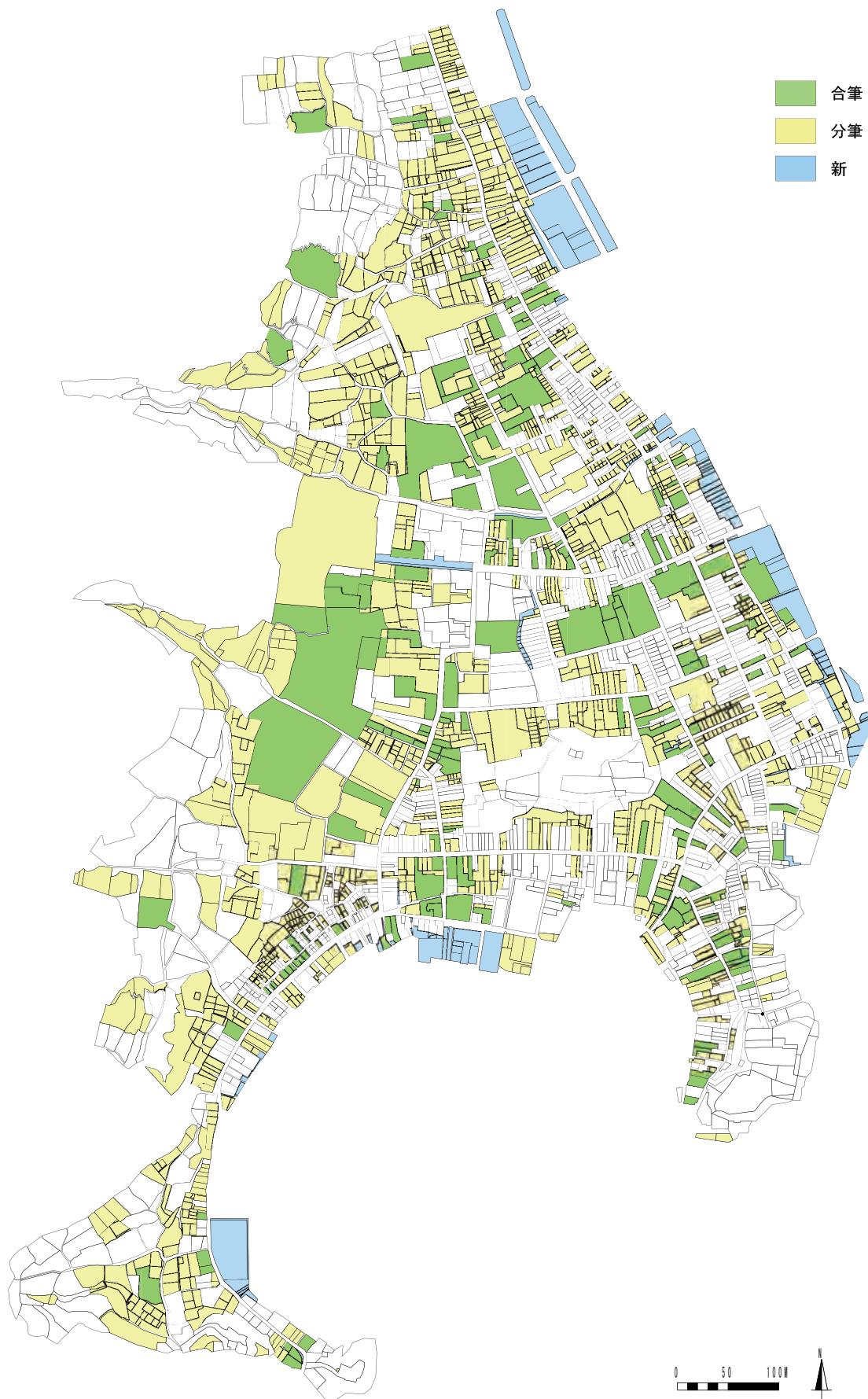


図1-16 1883(明治16)年から昭和初期の地籍図の変遷図

資を扱う西町、材木・石材等の建設業関係と造船関係が多い江之浦町、有磯町の伝統で旅館料理業が多い道越町、漁港が近く鮮魚・海産物が多い原町、鉄工業の鍛冶町であった。

このように鉄工業を中心に、醸造業、魚網製造業およびそれらの販売業、観光業などが活性化した鞆の浦は、旧来の住民の入れ代わりがあり、図1-16にみるように屋敷地割りの変化は、かなり大きいものがあった。その結果、1926（大正15）年と1928（昭和3）年に製作された地籍図を集成した図1-17のような市街地が出現したのである。

しかし、未曾有の好景気をもたらしたかのごとくみえた第一次世界大戦が終結した1918（大正7）年には、明治以来の半封建的な社会体制と市場経済による資本主義との構造的な矛盾が、諸物価の高騰と米騒動になった。鞆の浦でも米騒動のときは漁民などが米廉売運動を起こしそうになったので、町役場は林・桑田・鞆鑄釘会社などの援助によって米廉売を行い事無きを得ているが、半封建的な近代社会が抱えていた問題は十分に解決されておらず、次の大戦へ進む過程にあったといえる。

昭和に入ると第一次世界大戦景気後の過剰投資による不況が起り、食糧や肥料等の価格が高いまま生産品の価格が暴落するという状態が生まれ、農漁村の生活は立ちゆかなくなる。鞆の浦でも、1929（昭和4）年の鞆港の輸出入額をみると、インフレの影響もあって輸出額は1916（大正5）年の約3倍の233万円になっているが、輸入額も4倍強の252万円になり、全体として赤字になって富が失われていく状態に変化している。こうしてインフレと不況が同時に進む昭和恐慌の中で、鞆の浦の商工業はしだいに衰退し、この年以降、港の出入船数も減少し始めており⁷²、戦時体制化へ向かうことになる。

その失業対策として、大正頃から軌道にのってきた自動車輸送に対応するための道路整備や、鞆港の改修などに国費が投入されたが、1934（昭和9）年頃からの軍事費拡大で公共事業の多くは頓挫し、1937（昭和12）年頃には資材の不足と高騰で中止に追い込まれる。しかも、この時代の公共工事による自動車交通網や鉄道網の整備は、来たる時代の海上交通の凋落を意味しており、港湾都市である鞆の浦は、これ以後、苦難の道を歩むことになるのである。

以上の明治時代から昭和初期にかけての都市景観の変化を示す資料として、1883（明治16）年修正地籍図（図1-15）と1928（昭和3）年修正地籍図（図1-17）を比較して、敷地に分筆があった箇所を黄色、合筆があった場所を緑色、埋め立て等で新たに生まれた市街地を水色で示した図1-16を作成した。

これを見ると、鞆の浦全域で敷地に変化が生じており、この間の変化の大きさが分かる。やや詳細にみると、たとえば石井町の北東部に巨大な緑色の範囲があるが、これは近代の鉄工関係の資本家・林半助によって集積された土地で、今も豪壮な近代和風の屋敷が現存している。その東側にも石井家による敷地集積があるが、そのほか閑町・道越町・江之浦町の東部にも敷地集積が見える。それらは、上述のように醸造業等で成功した家々の敷地集積があった場所を示している。また、山の手にみえる巨大な敷地集積は、現在の鞆小学校であり、明治維新後の学校教育の振興による学校の建設を示す。

一方、黄色で示した分筆をみると、前述した閑町の大坂屋の屋敷地の分割を初め、江之浦町東部から石井町までの県道沿い、つまり近世に富裕層が居住していた範囲に比較的多い。これは明治維新にともなう富裕層の衰退で屋敷地が人手に渡ったことを意味する。石井町の南西区画では区画中央部に新たな道路を設けて再開発が行われている。そのほか在番屋敷があった小鳥神社西側の武家地も分割されており、寺社地にも分筆が目立つ。これらは明治維新にともなう領主階層の衰退にともなう現象である。ただし、原町の北部にある分割は、海側の埋立による新市街の形成と一体のもので、鉄工業の繁栄による工業地区の形成を示している。

11. 戦後の鞆の浦

終戦直前の1942（昭和17）年に鞆町は走島村と田尻村を合併して、人口2万人弱の新しい町になった。



図1-17 1928(昭和3)年修正地籍図

しかし戦後は、1956（昭和31）年に福山市と合併して、福山市の外港と観光都市化を担う役割を期待されたが、地理的な不便さから大きな発展は生じなかった。

福山市との合併後、1960（昭和35）年に市街地北の旧田尻村に近い海岸を埋めてて、110余の企業からなる鉄工団地が形成された。それまで鍛冶町や原町の周辺にいた鉄工業者の多くは、そこへ移転して、現在に至るまで船舶関係の金属部品を生産する中小企業が集積している。

戦前から1974（昭和49）年までの敷地変化を示した図1-18をみると、戦後の鞆の浦の経済的停滞は明らかで、明治から昭和初期までの変化と比べると、明らかに変化が少ない。これを言い換えれば、鞆の浦は漸次的な衰退期を迎えたということができ、戦前まで活躍していた人や家も、この間の社会変化で多くが脱落していったと考えられる。たとえば、前節で紹介した1928（昭和3）年の『鞆町商工案内』に掲載された家のうち現在まで残ることができた家は、昭和初期に61軒あった閑町で14軒、41軒が掲載されていた西町では17軒、53軒の江之浦町は16軒であり、全体で3割程度しか昭和の激動を乗りきれなかったことが判明する⁷³。

しかし、大きな産業の振興が無かった分、多くの家屋敷は住民の入れ代わりこそあれ、敷地形成の変化を伴う建て替えは少なく、図1-18をみると石井町以外ではほとんど変化がない。このことが鞆の浦全体の景観保存となり、今の貴重な町並みを残したことともできる。

ところで、その中でも変化が大きい石井町をみると、石井町の北西区画で緑色の藤井病院による敷地集積がみえるが、北隣りの石井家（旧胡屋）の敷地の一部を合筆しており、その後も敷地吸収は進行している。南西区画でも、大規模屋敷地の分割を示す黄色の範囲が多く、海岸寄りの近代に埋め立てられて形成された街区でも敷地分割が進んでいる。以上は、分割後の敷地規模から宅地への再開発であると考えられるが、これは鞆鉄道の廃止にともない石井町が商業地区から住宅地区へと変質したことに原因があると考えられる。

そのほかの黄色をみると、閑町の旧大坂屋の屋敷地分割がさらに進んだことと、小鳥神社西側の武家地や奉行所跡地の再開発も進み、一部ではミニ開発の様相を呈していることが分かる。このように戦後の鞆の浦で敷地変化の起因になるのは、主に住宅開発であり、商工業都市としての衰退が明らかである。

原町の旧原港の沖合いに鷗風亭が立地する大きな埋立地が形成されているが、戦後のわが国は、高度経済成長期を経て工業を基盤とする国に変化した。日本鋼管という巨大産業を海岸埋立地に誘致した福山市は、とくにその傾向が著しいが、鞆の浦でもそのミニ版といえる臨海工業化を図ったと考えられるが、期待したほどの経済効果は得られなかった。

また、都市計画道路として、1960年代に西町の鞆港から海岸沿いを通って福山に向かう道路が建設され、1980年代には鞆鉄工団地から沼名前神社へ至る道路が、1990年代には江之浦町から沼隈半島西側へ至る道路が建設されたが、いずれも接続が未完成であることから、閑町から江之浦町にかけての旧市街地を通る県道沿いに交通問題が発生している。

最後に、最近の航空写真の上に、第8節で復原した元禄13（1700）年の復原地籍図（青色線）と1883（明治16）年修正地籍図（赤色線）を重ねた図1-19～図1-21を掲載しておく。これを見れば、300年前からの地割りと現在の町並みの関係が分かり易いと思われるが、既述のように航空写真は高さ方向に歪みが生じるので、屋根の位置は高さによって、あるいは周辺に行くほど地籍図からずれていく。また、写真撮影後の敷地境界線の変化もあるので、およそその目当てでしかない点に注意して参照してほしい。

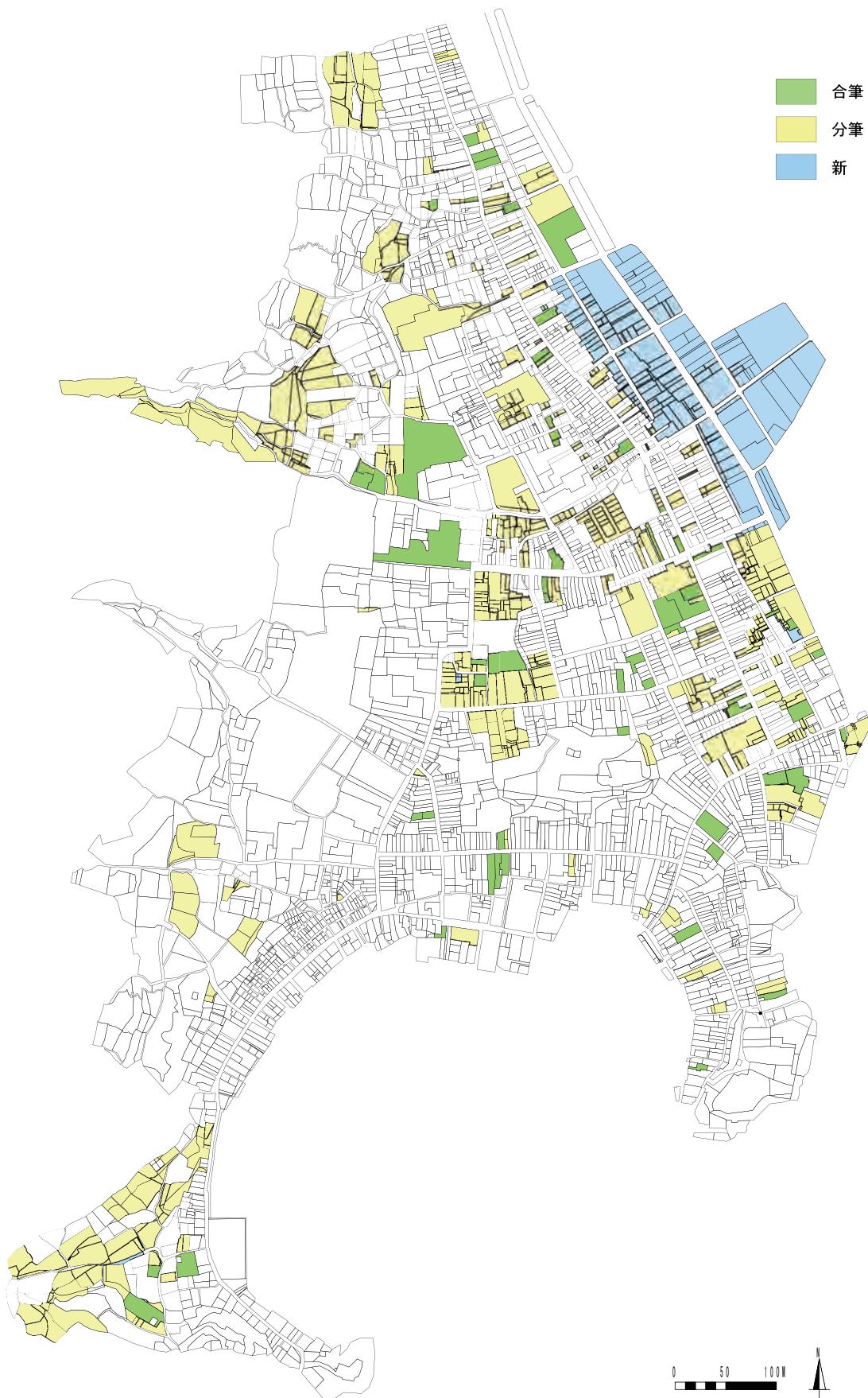


図1-18 1928（昭和3）年から1974（昭和49）年の地籍変遷図



図1-19 鞆の浦北部の元禄現状対照図



図1-20 鞆の浦東部の元禄現状対照図



図1-21 鞆の浦西部の元禄現状対照図

後注

- 1 福山市史編纂委員会編『福山市史 近世編』福山市、1968（昭和43）年。以下は『市史近世編』と略記する。
- 2 藤野次史「鞆における考古学的調査」『芸備地方史研究』268・269合併号、2010（平成22）年2月。
- 3 白井比佐雄「中世鞆にかかる新発見の屋地売券について 一福山市・胎蔵寺木造釈迦如来坐像胎内施入品紹介の一環としてー」『広島県文化財ニュース』203号、2010（平成22）年1月。
- 4 『鞆の浦の建築』（2009）50頁。
- 5 大正（年は不明）と1928（昭和3）の年記がある地籍図が二種類ある。1982（昭和57）年から調査に入った東大建築史研究室が収集した地籍図は、1925（大正14）年のものであると記されているが、現在残る大正の地籍図（年は不明）と同じであることは、その形式や敷地形状より分かる。この地籍図は、町長横山運治、地理係式見信近ほか、倉敷から横田輝一、横山孝一を招き、助手大濱金一と記されている。一方、1928（昭和3）年の地籍図は、それらとは方位等の形式が改められており、町長高橋一、責任者式見信近、製図者大濱金一、助手藤井次郎とあって、大正地籍図を基本として再調査され製作されたものと推定され、敷地分割がより進んでいるが、概略においては大正地籍図を継承しており、部分的な修正に止まる。その他にも1935（昭和10）年や1953（昭和28）年などの地籍図もあり、昭和に入って漸次修正されていったと推定される。しかし、1928（昭和3）年でのもので、大正地籍図の不足分を補完できたので、以後のものは参照しない。
- 6 『福山市史 地理編』2010（平成22）年、14頁所載。
- 7 『福山市史 地理編』2010（平成22）年、28頁所載。
- 8 『造景』25号、建築史料研究社、2000（平成12）年2月、図5－1「鞆の海岸線の変化図（森田龍児氏の図面を参考に作図）」参照。
- 9 大伴旅人の三首は『万葉集』巻三、阿部繼磨の二首は巻十五、に所収。このほかにも『万葉集』巻七に次の歌がある。

海人小舟（あまをぶね） 帆かも張れると見るまでに 鞆の浦廻（うらみ）に波立てり見ゆ
 ま幸（さき）くて また還り見む 丈夫（ますらを）の 手に巻き持たる 鞆の浦廻を
- 10 ここに歌われるムロの木については、ネズ（ネズミサシ）とする説と万葉集の原文に「天木香樹」と表記されているので高木になりにくいネズではなく、同じヒノキ科に属するイブキビャクシンであろうとする説があるが、福山市の金江には幹周4メートル以上のネズの老木があり、幹は枯死していても側枝だけで樹高8メートルあるので、ネズが高木にならないともいえないとされる。
- 11 藤野前注2論文、6頁下段および7～8頁参照。834番地で少量、1042番地では第VI層で平安中期から後期のまとまった遺物が出土している。
- 12 前野前注2論文、10頁下段にみえる鞆248番地地点で鎌倉末期の遺物が出土している他、沼名前神社の参道北側にある郷土史家池田一彦氏宅でも平安末～鎌倉時代の遺物が出土したとの教示をうけた。
- 13 網野善彦・横井清『日本の中世6 都市と職能民の活動』中央公論新社、2003（平成15）年。
- 14 網野善彦前注13書、141頁。
- 15 網野善彦前注13書、148頁、および「瀬戸内海世界と中世都市」『津・泊・宿 中世都市研究3』新人物往来社、1996（平成8）年、22頁を参照。
- 16 網野前注15論文参照。
- 17 現在の一尺は、303.03ミリメートルであるが、これは明治政府が度量衡を定めた中で、一尺を33分の10メートルと規定したからである。その根拠は、伊能忠敬が用いた303.04ミリメートルの「折

「衷尺」が最も実情に合っていると考えられ法定尺とされたからであるが、それ以前は、大工が使う曲尺系の「鉄尺」もしくは「又四郎尺」といわれるやや短い尺と、「竹尺」あるいは「享保尺」といわれるやや長い尺が並存していた。前者は明治時代の測定で302.58ミリメートル、後者は303.63ミリメートルであったとされるので、伊能忠敬は両者の中間値を採用していたとも考えられる。一方、古代の尺度には、いろいろな説があるが、296から267ミリメートルの唐大尺が、鎌倉時代頃までに303ミリメートルに近いものになっていたといわれるので、中世以後の尺は若干の違いはあっても、1パーセント内外の差であると考えられ、事実上無視して良いと考える。

- 18 大宝律令や養老田令では、面積単位として一歩を六尺四方とし、三六〇歩を一段（反）、一〇段を一町と規定しているので、メートル法に換算すると、一歩は約3.33平方メートル、一段は約1,200平方メートル、1町は1.2ヘクタールとなる。この一歩が現在の坪に相当する。太閤検地は一間を六尺三寸とし、一歩は六尺三寸四方、一段（反）は三〇〇歩と定めたので、一町の面積は古代とほぼ同程度であるが、その中間の室町末期の一間は六尺五寸であるから当時としては増税であった。
- 19 『市史近世編』「第2編第5章第2節 元禄検地」を参照。
- 20 石高は、面積をそのまま反映するわけではないので、間竿の変化は石高の増減に直結するわけではないが、前注7) 書、424頁に、岡山藩によって計算された事前の見積は、間竿の改訂から約18パーセント増を見込んでいたとあり、この石高増加は主に間竿の変化にあったと考えられる。
- 21 高橋康夫「「花の都」と京町家の開花」『京町家・千年のあゆみ』学芸出版、2001（平成13）年、171頁以下。
- 22 室町末期の一間は六尺五寸であるが、一説によると条里制の畦道の幅員が六尺五寸で、古代では「阡陌（せんばく：境界分）」の五寸を除いて計測していたが、時代とともにこの五寸も含めて計測するようになったため一間の長さが伸びたというが定かではない。もし、そうだとすれば、室町時代以前の一間は、むしろ六尺五寸よりも短かった可能性もある。
- 23 太田博太郎『書院造』東大出版会、1966（昭和41）年、105頁参照。ちなみに鞆の浦の町家は、『鞆の浦の建築』（2009）によれば六尺三寸と六尺五寸で計画されていると報告されており、中世の遺制が残されている可能性がある。
- 24 『鞆町並調査報告書』（1980）9頁参照。
- 25 『鞆の浦の歴史』（1999）248頁参照。
- 26 宮本雅明『都市空間の近世史研究』中央公論美術出版、2005（平成17）年、186頁参照。
- 27 藤野前注2論文、18頁上段。
- 28 藤野前注2論文、16頁下段。
- 29 藤野前注2論文、19頁上段。
- 30 藤野前注2論文、17頁下段。
- 31 以上は、白井前注3論文による。この場所の発掘調査については前注12参照。
- 32 宮本前注26書。
- 33 藤野前注2論文、16頁上段を参照。
- 34 祭礼・民俗調査を参照。
- 35 綱野善彦前注13書、165頁。
- 36 宮本前注26書、第三章「中世港町の都市空間とその近世化」を参照のこと。
- 37 綱野善彦前注13書、160頁。
- 38 三浦正幸が『鞆の浦の建築』（2009）50頁に記すように、元禄時代になっても二間以下の家が多かつた。

- 39 『鞆一市街地遺跡発掘調査報告』福山市教育委員会、1980（昭和55）年。
- 40 谷沢明「鞆の町並み」「瀬戸内の町並み－港町形成の研究」未来社、1991（平成3）年、262頁。位置は、前注8書の図にも示されている。
- 41 『鞆の浦の歴史』（1999）58頁上段。
- 42 『市史近世編』242頁。
- 43 『鞆の浦の歴史』（1999）11頁。
- 44 『稻垣研報告書』（1985）24頁。
- 45 『市史近世編』21頁、23頁。
- 46 『市史近世編』239頁。
- 47 『市史近世編』680頁。
- 48 『市史近世編』677頁。
- 49 『市史近世編』184頁。
- 50 『市史近世編』189頁。
- 51 『稻垣研報告書』（1985）22頁以下。
- 52 『稻垣研報告書』（1985）14頁。
- 53 ケンペル・齊藤信訳『江戸参府旅行日記』東洋文庫303、平凡社、1977（昭和52）年、234頁。
- 54 『市史近世編』「第二編第五章第二節 元禄検地」を参照。
- 55 『市史近世編』14頁。
- 56 『稻垣研報告書』57頁。
- 57 『鞆の浦の歴史』（1999）235頁。
- 58 『市史近世編』762頁、および『稻垣研報告書』（1985）にグラフ化された推移と分析がある。
- 59 『市史近世編』679頁、および『稻垣研報告書』（1985）18頁、図II-1。
- 60 『鞆の浦の歴史』242頁以下。
- 61 『市史近世編』636頁。
- 62 『市史近世編』693頁。
- 63 『市史近世編』631頁。
- 64 『稻垣研報告書』（1985）38頁、図III-4、および53頁、図III-16。
- 65 『鞆の浦の歴史』（1985）247頁。
- 66 谷沢明前注40書、285頁以下。
- 67 『市史近代現代編』452頁。
- 68 『市史近代現代編』460頁。
- 69 『市史近代現代編』472頁。
- 70 『市史近代現代編』335頁以下。
- 71 谷沢明前注40書、276頁以下。
- 72 『市史近代現代編』770頁。
- 73 谷沢明前注40書、294頁以下。

